

令和4年度老人保健健康増進等事業  
自治体による高齢者虐待対応の平準化に資する  
AIの活用に関する調査研究事業報告書

2023 年 3 月 31 日

日本電気株式会社

# 目次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1 調査研究の概要 .....                         | 3  |
| (1) 目的 .....                            | 3  |
| (2) 調査研究の意義 .....                       | 3  |
| (3) 体制 .....                            | 4  |
| (4) 実施期間 .....                          | 5  |
| 2 調査研究の実施内容 .....                       | 6  |
| (1) データ観察 .....                         | 6  |
| (2) 委員会・自治体へのヒアリング .....                | 6  |
| (3) 分析テーマと実証概要 .....                    | 7  |
| (4) 委員会の開催及びデータ分析の実施状況 .....            | 8  |
| 3 本調査研究での実証結果 .....                     | 10 |
| (1) 使用したデータと分析の全体像 .....                | 10 |
| (2) テーマ①：全体傾向の分析 .....                  | 13 |
| (3) テーマ②：虐待への対応に関する要因分析 .....           | 30 |
| (4) テーマ③：緊急度と関連する指標に関する分析 .....         | 46 |
| (5) テーマ④：対応の進捗に関する分析 .....              | 48 |
| (6) テーマ⑤：虐待の具体的内容に関する分析 .....           | 58 |
| 4 今年度の調査研究から得られた示唆と課題 .....             | 64 |
| (1) 調査研究から得られた示唆 .....                  | 64 |
| (2) 今後の分析に向けた課題 .....                   | 64 |
| 5 将来的なデータ活用案と令和 5 年度以降の調査研究に向けた提言 ..... | 66 |
| (1) 高齢者虐待対応業務における将来的なデータ活用案 .....       | 66 |
| (2) 令和 5 年度以降の調査研究の提言 .....             | 67 |
| 付録 1. 全体傾向の分析で使用した項目一覧 .....            | 69 |
| 付録 2. ストップワード .....                     | 73 |

# 1 調査研究の概要

## (1) 目的

年々増加傾向にある高齢者虐待について、データを活用することで、自治体職員の異動・退職によるノウハウの継承問題に対し、誰でも一定の品質対応を実現できる仕組みづくりを目的とする。

令和 4 年度では、「高齢者虐待の実態把握等のための調査」により得られた調査結果から高齢者虐待の全体的な傾向や虐待の緊急度に寄与する要因探索等を実施した。詳細については、「2-(3) 分析テーマと実証概要」にて記載する。

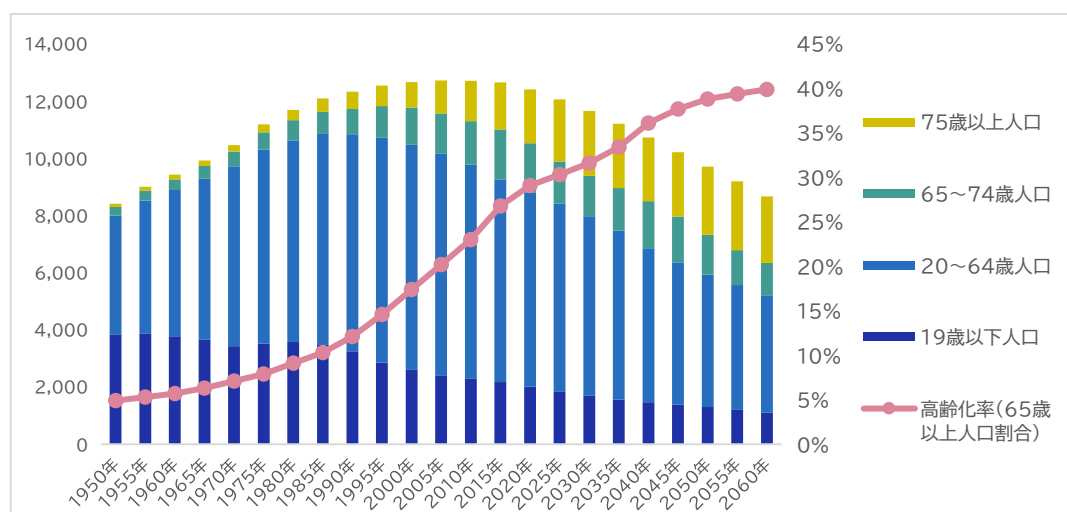
また今年度のデータ内容観察結果や分析結果、自治体や有識者へのヒアリングを通して、中長期的なデータ活用案及びそこから逆算して令和 5 年度に実施すべきテーマを提言し、必要となるデータ、分析手法、アウトプットとそれが自治体業務にどういった価値を提供できるのかを仮説として提言する。詳細については、「5.将来的なデータ活用案と令和 5 年度に向けた提言」で記載する。

## (2) 調査研究の意義

平成 17 年に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法）が議員立法で可決・成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行された。同法では高齢者虐待の防止に向けた基本的視点と、国、都道府県、市町村、国民、保健・医療・福祉関係者、養介護施設の設置者・養介護事業者の役割や責務を規定している。

こうした法整備が進む一方、高齢者虐待防止法を基にして実施された令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（厚生労働省）によると、養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待の判断件数は年々増加傾向にある。平成 18 年と令和 2 年度の虐待判定件数を比較すると養介護施設従事者等による虐待は 12,569 件から 17,281 件、養護者による件数は、54 件から 595 件へと増加している。

さらにそういった状況に加えて、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」による推計結果によると、日本の人口に占める 65 歳以上の割合は 2030 年には約 30%、2060 年には約 40%まで上昇するとされている（図表 1）。



図表 1 高齢化の推移と将来推計

高齢者の割合が増えることで高齢者虐待の件数が増加する可能性が高まる一方、生産年齢人口が減少する事でそれに対応する自治体・包括支援センター職員のリソースを十分に確保することが難しいと予想される。

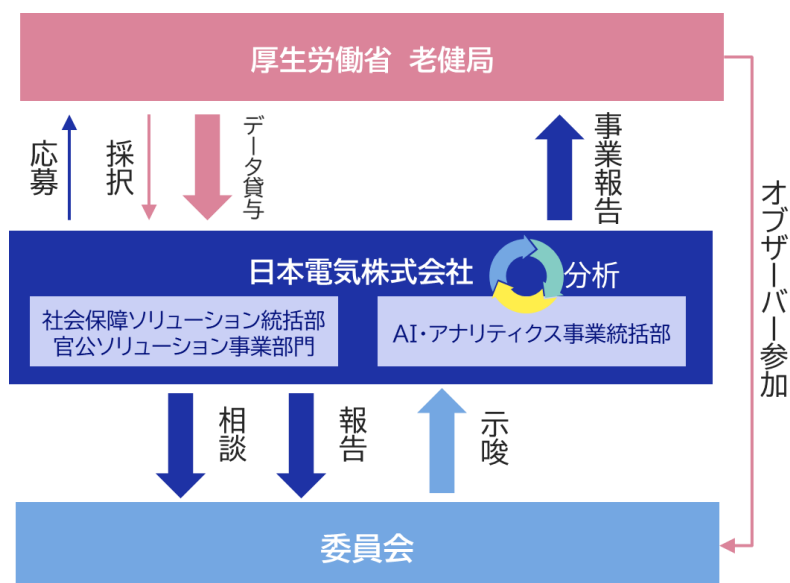
総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」によると、人口減少の影響を受けて 2040 年には自治体職員が半減し、今の半数の職員で自治体を支える必要があるとされている。自治体では、人口減少の深刻化による税収減少や老朽施設・インフラ維持管理費の増加等による財政逼迫化、ベテラン職員等の減少及び専門知識を有する職員の確保の難しさ等、人的・予算的に危機的状況に置かれることが想定される。

また後述の「2.調査研究の実施内容（2）委員会・自治体へのヒアリング」にもある通り、本調査研究の委員や自治体へのヒアリング結果から現場の課題感も確認できている。例えば虐待発見者に早期段階での相談・通報を促すことが大きな課題として挙げられた。虐待が重篤化してからの発覚は、虐待を受けている人の生命の危機につながるだけでなく、ケースの対応に大きな工数が必要であり、人手不足の中で大きな負担となっている。他にも自治体ごとに虐待のケースを記録する帳票の使い方・形式が異なり、またデータとしての蓄積がされていない場合も多く、分析に必要なデータを確保するためには帳票類の標準化といった施策が必要である。

本調査研究はAIの活用によって業務の効率化、属人性の解消、ノウハウの継承を支援することで自治体・包括支援センターの業務課題の解決に貢献するものである。

### (3)体制

体制を図表 2 に示す。調査研究は有識者による委員会を構成し、適宜助言をいただきながら分析業務を遂行した。また厚生労働省老健局にオブザーバー参加をいただき国の政策との整合性を確認しながら実証を遂行している。委員名簿を図表 3 に示す。委員会には、福祉・介護の領域における研究を推進する高崎健康福祉大学、東北福祉大学、自治体からは高齢者虐待の対応に従事する会津若松市の健康福祉部、また老人保健健康増進等事業における複数の調査研究事業に携わっている一般財団法人日本総合研究所、同じく老人保健健康増進等事業において、自治体や包括支援センターの職員が使用するマニュアルである「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を作成している公益社団法人日本社会福祉士会に参画いただいている。



図表 2 体制図



| 氏名      | 所属・役職                    |
|---------|--------------------------|
| ◎ 大口 達也 | 高崎健康福祉大学 健康福祉学部 講師       |
| 安藤 千晶   | 公益社団法人日本社会福祉士会 副会長       |
| 坂本 俊英   | 一般財団法人 日本総合研究所 所長 (理事)   |
| 宮森 健一郎  | 会津若松市役所 健康福祉部 副部長兼健康増進課長 |
| 吉川 悠貴   | 認知症介護研究・研修仙台センター 研究部長    |

図表 3 委員名簿

**(4)実施期間**

採択日～2023 年 3 月 31 日

## 2 調査研究の実施内容

### (1) データ観察

7月初旬に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の調査結果データを平成29年度、30年度、令和元年度、令和2年度の4年分を受領し、データ内容の確認、分析に向けたデータ加工を実施した。

B票・附B票（養介護施設従事者等による虐待）とC票（養護者による虐待）を対象に、補足情報としてA票とD票（市町村の対応状況）を合わせて分析対象としている。

またデータの受領においては、老健局より記録媒体にて受領し、弊社より受領書を提出している。受領書に記載されている内容に基づき、受領したデータは、善良な管理者の注意義務をもって、当該データを本調査研究の目的のためにのみ使用するものとし、また、当該目的のために必要な作業の終了後は、当該データを返却または、消去する。

### (2) 委員会・自治体へのヒアリング

本調査研究事業の委員へのヒアリングを通して、自治体及び地域包括支援センターにおける高齢者虐待への対応内容や現場の課題・問題意識を確認し、今年度だけでなく将来的なデータ活用の立案において参考としている。さらに先行事例として、児童虐待の対応業務においてAIを含めたICTを積極活用している三重県子ども・福祉部に運用上の利点や課題をうかがった。

ヒアリング結果から虐待の発見者へ早期段階での相談・通報を促すことが大きな課題として挙げられた。虐待が重篤化してからの発見は、虐待を受けている人の生命の危機につながるだけでなく、自治体の人手不足の中で対応が大きな負担となっている。

今後、高齢者虐待件数の増加が予想され、自治体・地域包括支援センターのマンパワーも十分ではない状況においては、上記課題は優先的に解決すべき事項として捉えている。またデータ分析観点からの課題として、各自治体がケース毎の対応記録に使用している帳票類が標準化されておらず、データ化されていないことが挙げられた。

ヒアリング結果について、その一部を図表4に記載する。

| 分類               | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マニュアル・帳票類・ノウハウ共有 | <ul style="list-style-type: none"><li>● マニュアルは日本社会福祉士会が作成したものを参考にして自治体ごとに個別に作成するケースが多い。お役立ち帳は東京都の自治体・外郭団体が参考にしている。</li><li>● 自治体によって、参考にする帳票やその使い方・形式・データ化の有無は変わってくる。</li><li>● 利用者は基本的にマニュアルに従い虐待の有無・緊急度の判定・対応方針を決定するが、ケースによって経験則に従うこともある。</li><li>● 自治体によっては介護事業者への勉強会も実施している。</li><li>● 通報後の調査で、状況がマニュアルの虐待分類や具体例に正確に当てはまらない場合、虐待と判定しづらい場合があり、詳細化できると現場で活用できる。</li></ul> |
| 相談・通報への対応        | <ul style="list-style-type: none"><li>● 地域包括支援センターが相談を受けるケースが多いが、様々な問い合わせを受けるため、虐待の相談かを見極める必要がある。個人での判断よりもケース会議にて虐待に該当するかを検討するケースが多い。</li><li>● 生活上の大きな変化（出産・認知症発症等）が虐待のきっかけになっているケースが多い</li></ul>                                                                                                                                                                          |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>ように思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通報は介護事業者によるものが家族よりも多く、半分を占める。介護事業者にいかにも虐待に気づいてもらって相談・通報につなげてもらうかが重要。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
| 虐待の有無・緊急度判定・対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待有無を判断するのは地域包括支援センターではなく行政。両者がコアメンバー会議で議論し、行政が判断する。</li> <li>● 中長期に及ぶケースを終結させるには分離の対応が必要なケースが多い。</li> <li>● マニュアル通りのフローでは対応できない臨機応変に順番を変化させるケースもある。</li> </ul>                                                                                                                             |
| 調査結果データ        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「深刻度」については、定義が曖昧だったため今年度から定義を変更し、4段階評価にしておき、組織で評価したものだけを記載している。</li> <li>● 叩かれただけでは、深刻度は低いと評価されていたが、過去に骨折していれば、実際には深刻度は高いことになる等、判断が難しい部分があったためである。</li> </ul>                                                                                                                               |
| AIの活用方法        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● リスクアセスメントやその後の対応計画への示唆、人的ネットワークの可視化等できれば現場業務に貢献できるのではないかと。</li> <li>● 平成17年の資料によると生命に関わる危険な状態は通報時に11%だったが、事実確認してみると22%と差が大きく、最初の段階で情報不足から見逃しが発生している。AIが深刻度といった指標を提示できれば、こういった問題を解決できるかもしれない。</li> <li>● 自治体へ虐待対応全体の計画を他の調査研究事業で策定する予定。計画の根拠として本調査研究のデータ分析結果を活用したい。</li> </ul>               |
| 児童虐待対応でのAI活用事例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 三重県では平成25年度から産業技術総合研究所とアセスメントシートの改善に取り組み、平成26年度から現場で採用している。</li> <li>● アセスメントシートをデータとして6000件蓄積し、そのデータを使って一時保護、再発率等を予測するAIを開発。</li> <li>● 株式会社AiCANが開発したタブレット上で動作する業務アプリケーションによって、業務効率化等を実現しており、上記AIとも連携している。</li> <li>● AI利用については、システム構成の制約によってリアルタイムでの予測結果を得る事ができないため即応性に課題がある。</li> </ul> |

図表4 ヒアリング結果

### (3) 分析テーマと実証概要

(1)データ観察、(2)委員会・自治体へのヒアリングを通して、図表5のように今年度の実証テーマを設定した。

|                             | 令和4年度に実施                                                                                                                                            | 令和5年度以降の発展                                                                                    |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| テーマ①：<br>全体傾向の分析            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● クラスタリングを用い、従事者による虐待は4クラス、養護者による虐待は3クラスに分け、クラスごとの傾向の違いを考察</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ケースごとに対応方法やプラン等をレコメンドする際に、対象者のグループ分けとして活用</li> </ul> |
| テーマ②：<br>虐待への対応に関する<br>要因分析 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● AI（機械学習）を利用し、対応の違いに影響を与える要因をいくつかの観点から分析</li> <li>● 具体的には、虐待の深刻度、対応の違い、虐待が繰り返し起こるか否かに影響を与える要因を分析</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ケースごとに対応方法をレコメンドする際に、ここで得られた要因に関する知見を活用</li> </ul>   |

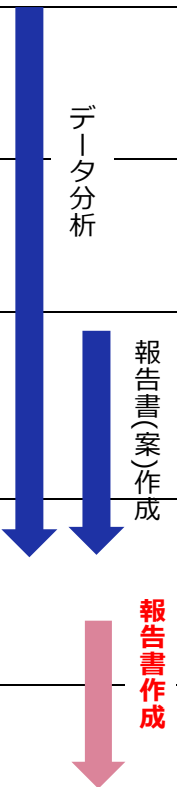
|                           |                                                                                                                                                           |                                                                                                     |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| テーマ③：<br>緊急度と関連する指標に関する分析 | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急度と関連が深い「深刻度」という項目と関連しそうな項目を分析</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容を元に緊急度・深刻度を判定する際の指標として活用</li> </ul>                      |
| テーマ④：<br>対応の進捗に関する分析      | <ul style="list-style-type: none"> <li>年度末時点で事例が終結したか否かを表す項目に着目し、終結する事例と継続中の事例の違いに関係する要因を分析</li> <li>具体的な事例の状況を示すテキスト文を分析し、終結する事例と継続中の事例の特徴を抽出</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ケースごとに対応方法やプランをレコメンドする際に、終結に結び付きやすい対応やケースの特徴を組み込む</li> </ul> |
| テーマ⑤：<br>虐待の具体的内容に関する分析   | <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の具体的内容を示すテキスト文を名寄せしてまとめ、5種類の虐待種別分類と紐づけて、虐待判断に使用できる例文を整理</li> <li>テキスト分析により、虐待種別分類ごとの特徴も合わせて抽出</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容を元に虐待判定を行う際に、テキスト文の分析結果を活用</li> </ul>                    |

図表 5 実証内容

#### (4) 委員会の開催及びデータ分析の実施状況

(1) ～ (3) の実施実績及び委員会の開催状況については以下の図表 6 のようになっている。

|      | 実証研究委員会                                                 | 実施項目                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 月  | 老健局様向け調査概要説明                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員委嘱・スケジュール調整</li> <li>● ケアプラン AI 実証検証準備</li> </ul>                                                                                                                                          |
| 7 月  | 委員への調査研究概要の説明とヒアリング                                     | ● データ受領                                                                                                                                                                                                                               |
| 8 月  | 委員への調査研究概要の説明とヒアリング                                     | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">委員への説明</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">データ観察・加工</div> </div> |
| 9 月  |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 10 月 | 第一回委員会（10/7）<br>・調査研究の概要説明<br>・スケジュール案の確認<br>・分析の進め方の検討 | ● データ分析開始<br><div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">データ分析</div> </div>                                                                |

|     |                                                              |                     |                                                                                     |
|-----|--------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月 |                                                              |                     |                                                                                     |
| 12月 | 第二回委員会（12/16）                                                |                     | データ分析                                                                               |
| 1月  |                                                              | ● 報告書案作成開始          |  |
| 2月  | 第三回委員会（2/20）<br>・分析結果報告<br>・来年度の分析の進め方の提言<br>・委員の皆様よりフィードバック | ● 報告書案提示<br>● 報告書修正 |                                                                                     |
| 3月  | 最終報告書の提出<br>・2月の委員会でのフィードバックを基に修正した報告書を提出                    | ● 最終報告書提出（印刷・配布）    |                                                                                     |

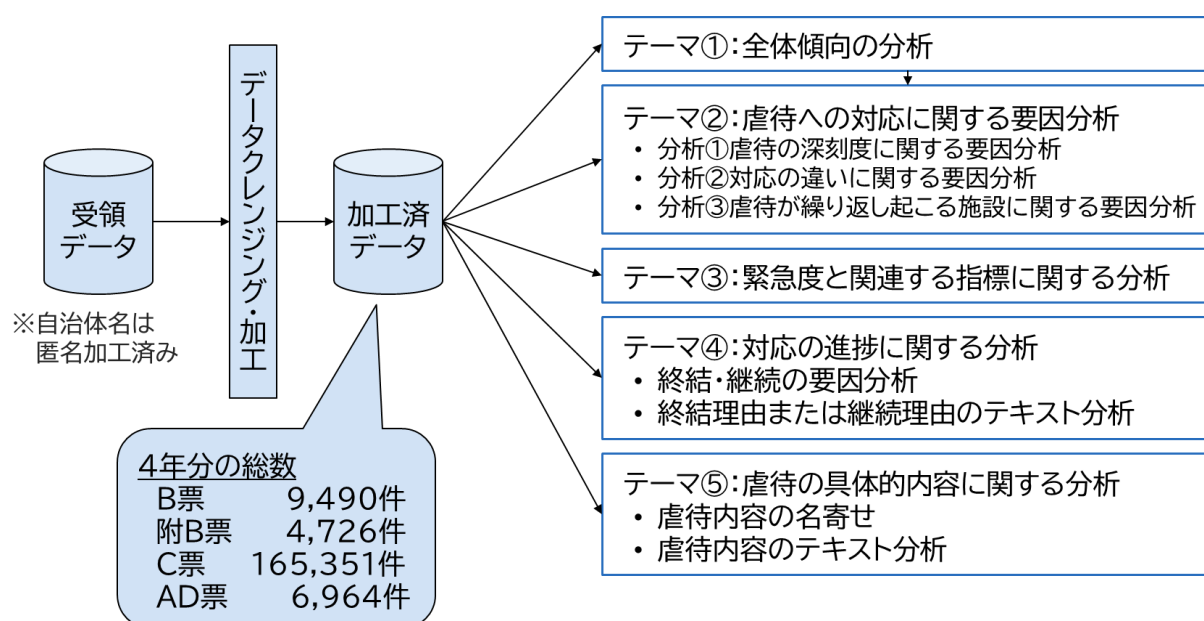
図表 6 年間スケジュール

### 3 本調査研究での実証結果

#### (1) 使用したデータと分析の全体像

##### (ア) 分析テーマ

本調査研究では、毎年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」において収集されている調査票のうち、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度の 4 年分のデータを使用した。調査票の中では、B 票及び附 B 票（養介護施設従事者等による虐待、以下「従事者による虐待」と記載）のデータと C 票（養護者による虐待）のデータを使用し、必要に応じて A 票（市町村における高齢者虐待防止法に基づく状況等に関する調査票）と D 票（市町村における高齢者虐待防止法に基づく状況等に関する調査票～対応のための体制整備について～）のデータも合わせて使用した。



図表 7 分析の全体像

分析テーマの全体像を図表 7 に示す。自治体名を匿名加工済みのデータを受領し、空欄の補完や分析で使いやすいフォーマットへの変換などのデータクレンジング・加工を行った結果、4 年分の総数として B 票のデータは 9,490 件、附 B 票のデータは 4,726 件、C 票のデータは 165,351 件、A 票と D 票のデータは 6,964 件となった。これらのデータを元に、テーマ①からテーマ⑤までの 5 種類の分析を実施した。

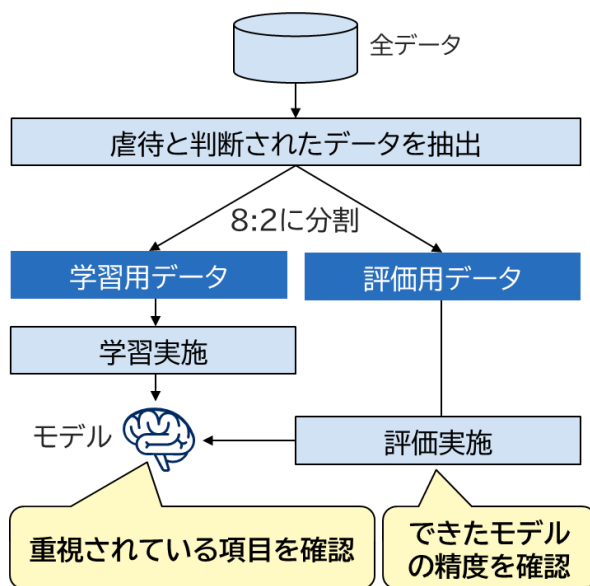
データの項目は大きく分けて選択式の回答、数値での回答、日付、自由記述文での回答の 4 種類がある。このうち、テキスト分析以外の分析では選択式の回答と数値での回答、日付のみを用いている。分析テーマによって使用するデータの年数や項目が異なっており、使用したデータと項目の詳細は各分析内容の詳細で述べる。

##### (イ) 要因分析の手法と精度指標

本調査研究では、図表 7 のようにいくつかの要因分析を行う。その際の分析の進め方を図表 8 に示す。まず、B 票における「問 3 市町村における事実確認調査状況 1-2) 事実確認調査を行った結果」が「a) 虐待の事実が認められた」となっているデータ、または C 票における「問 4 事実確認調査の結果 1) 調査の結果」が「a) 虐待を受けたまたは受けたと思われる」と判断した事例」となっているデータを抽出し、学習用データと評価用データに 8

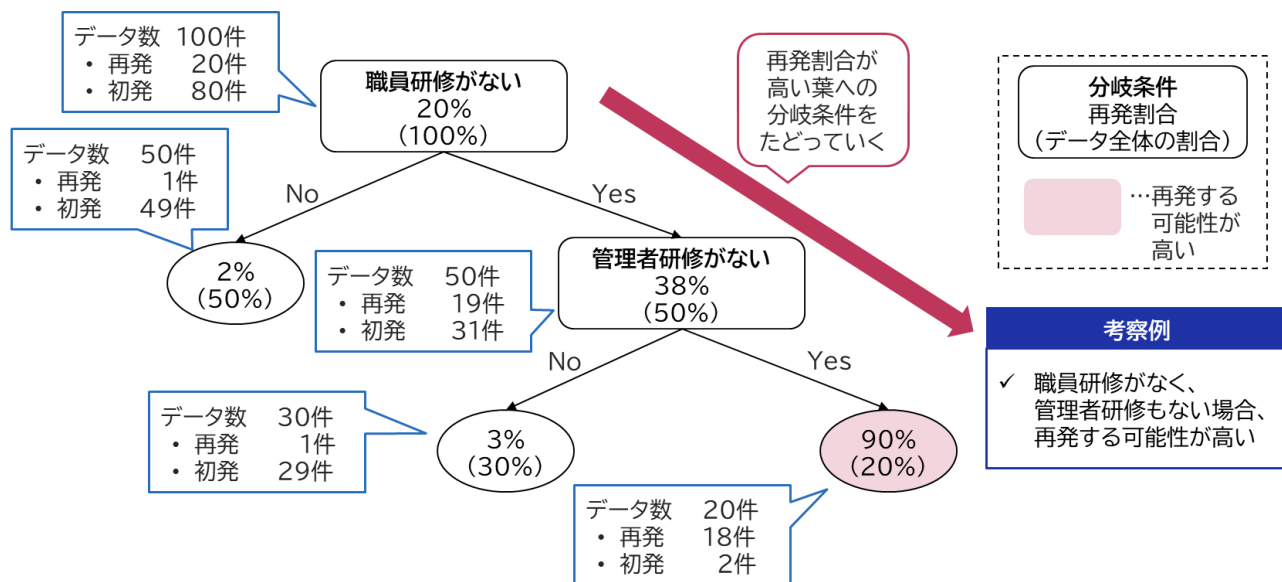


対 2 の割合で分割する。そして、学習用データを用いて AI（機械学習）によりモデルを構築する。構築されたモデルは学習データの性質を反映したものであるため、モデルに表れている特徴が本調査研究で得たい要因となる。例えばテーマ②分析③の虐待の再発の要因を分析したい場合は、再発するかどうかを予測するモデルを構築して特徴を見ていくことになる。



図表 8 要因分析の進め方

要因分析は決定木分析と呼ばれるアルゴリズムを用いて行った。決定木分析は、条件による分岐を「根」からたどることで、最も条件に合致する「葉」を検索するような木構造を用いたアルゴリズムである。「葉」に至る条件分岐を確認することができ、解釈性が高いという特徴がある。



図表 9 虐待が繰り返し起こる（再発）か否かを予測する決定木分析の例

テーマ②分析③の再発に関わる要因分析を行った場合の例を図 9 に示す。図表中の数値は例であり、実際の分析結果は以降の章で示す。この例では、「職員研修がない」が「根」、丸で示した「再発する割合」が「葉」にあたる。本調査研究では、「葉」は要因を分析したい深刻度、または対応の違い、または再発の有無にあたり、これを目的変数と呼ぶ。それ以外の分岐の条件は調査票の残りの項目にあたり、これを説明変数と呼ぶ。図表で



は、実際のデータのうちその「葉」にたどり着いた数をカッコ書きの割合で示しており、その「葉」にたどり着いたデータのうち、実際に再発したデータの割合をカッコなしの割合で示している。例えば、右下の色付きの「葉」には全体の20%のデータがたどり着いており、そのうちの90%（18件）が再発したデータである。再発したデータの割合が高い「葉」にたどり着くまでの分岐条件を順に辿って行くことで、再発にかかわる条件の組み合わせを抽出することができる。決定木分析のアルゴリズムのうち、本調査研究では LightGBM というアルゴリズムを用いている。

モデルを構築する際には精度も重要である。精度が低いモデルの場合は、モデルに表れている特徴の信頼性も低くなるためである。精度の計算は、評価用に分けておいたデータを用いて行う。モデルが構築できた場合の精度の評価は、図表 10 に示す混同行列を用いて行う。混同行列は、構築したモデルを用いて予測をした場合に、モデルが出した結果と実際の結果がどの程度一致しているかを示すものである。例えば図表 10 では、実際に再発した事例は 25 件あり、そのうち 20 件は予測でも再発となっていることを示している。モデルの精度の評価は、混同行列の数値から計算した正解率・適合率・再現率の 3 種類を用いて行う。

- 正解率：全事例の中で、再発・初発を正しく予測できた事例の割合
- 適合率：再発と予測した事例の中で、実際の再発事例の割合（間違いなく予測できたか）
- 再現率：実際の再発事例の中で、正しく再発と予測できた事例の割合（取りこぼしなく予測できたか）

全事例:100件

|     |    | 予測結果 |    |     |
|-----|----|------|----|-----|
|     |    | 初発   | 再発 |     |
| 実績  | 初発 | 60   | 15 | 35件 |
|     | 再発 | 5    | 20 |     |
| 25件 |    |      |    |     |

図表 10 混同行列の例

### (ウ) 要因分析の精度と深堀の有無

図表 11 に、本調査研究で行った要因分析の精度と、抽出された要因を深堀すべきモデルであるか（信頼性の高いモデルであるか）どうかの一覧表を示す。図表 11 で○がついたものについては要因の深堀と結論を記載し、それ以外は参考結果として、抽出された要因のみ記載することとする。深堀の際には、モデルから抽出された要素と委員会等でのフィードバックを合わせて考察を行う。

深堀すべきかどうかの判断には指標のうち適合率を用い、適合率が 50%以上のモデルを深堀りの対象とした。ここで基準を 50%としたのは、例えばテーマ②分析③の再発と初発のデータ数が同一であった場合に、ランダムに再発するかどうかを予測した場合の適合率が 50%となるためであり、これより精度がよければ、ランダムに予測するよりも正確に予測ができると考えられる。なお、分析のうち深刻度を用いたものについては、令和 2 年度までの調査票での深刻度は順序尺度になっておらず、指標として正確でないこと、また令和 3 年度から指標が変わることなどを考慮し、精度にかかわらず参考として記載する。

| No | テーマ                 | 分析                     | 適合率        | 深掘する |
|----|---------------------|------------------------|------------|------|
| 1  | ② 虐待への対応に関する要因分析    | ① 虐待の深刻度に関する要因分析：従事者   | 深刻度1:70.5% |      |
|    |                     |                        | 深刻度中:53.8% |      |
|    |                     |                        | 深刻度高:33.3% |      |
| 2  |                     | ① 虐待の深刻度に関する要因分析：養護者   | 深刻度1:55.3% |      |
|    |                     |                        | 深刻度3:53.7% |      |
|    |                     |                        | 深刻度5:63.6% |      |
| 3  | ② 対応の違いに関する要因分析：従事者 | ② 対応の違いに関する要因分析：従事者    | 19.4%      |      |
| 4  |                     | ② 対応の違いに関する要因分析：養護者    | 52.1%      | ○    |
| 5  |                     | ③ 虐待が繰り返し起こる施設に関する要因分析 | 24.0%      |      |
| 6  | ④ 対応の進捗に関する分析       | 終結・継続の要因分析…従事者による虐待    | 70.8%      | ○    |
| 7  |                     | 終結・継続の要因分析…養護者による虐待    | 60.5%      | ○    |

図表 11 要因分析の精度と深掘するか否かの一覧表

## (2) テーマ①：全体傾向の分析

### (ア) 分析の概要

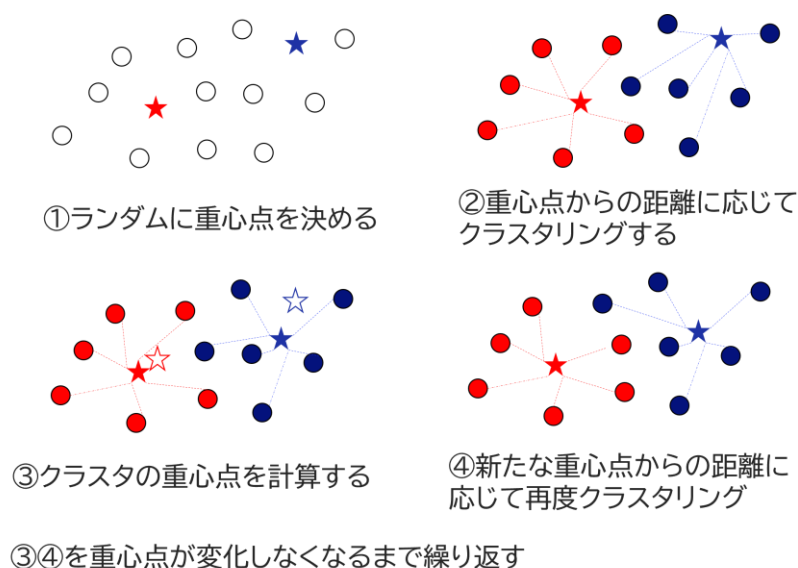
本章では、調査票への回答内容をもとに虐待事例をいくつかのグループに分けるクラスタリング分析を行った。

#### 使用したデータ

B 票と附 B 票は受領した 4 年分、C 票は令和 2 年度分（1 年分）のみを使用した。またどちらの帳票の分析においても A 票・D 票も合わせて使用した。

#### 分析方法

k 平均法による非階層型クラスタリングを用いてグループ分けを行った。k 平均法は、未知のデータをいくつかのグループ（クラス）に分類する機械学習手法の 1 つであり、図表 12 の手順でグループ分けを行う。



図表 12 k 平均法のアルゴリズム

1. 最初にクラス数  $k$  を決定し、データセット内から  $k$  個の初期中心点をランダムに決定する。

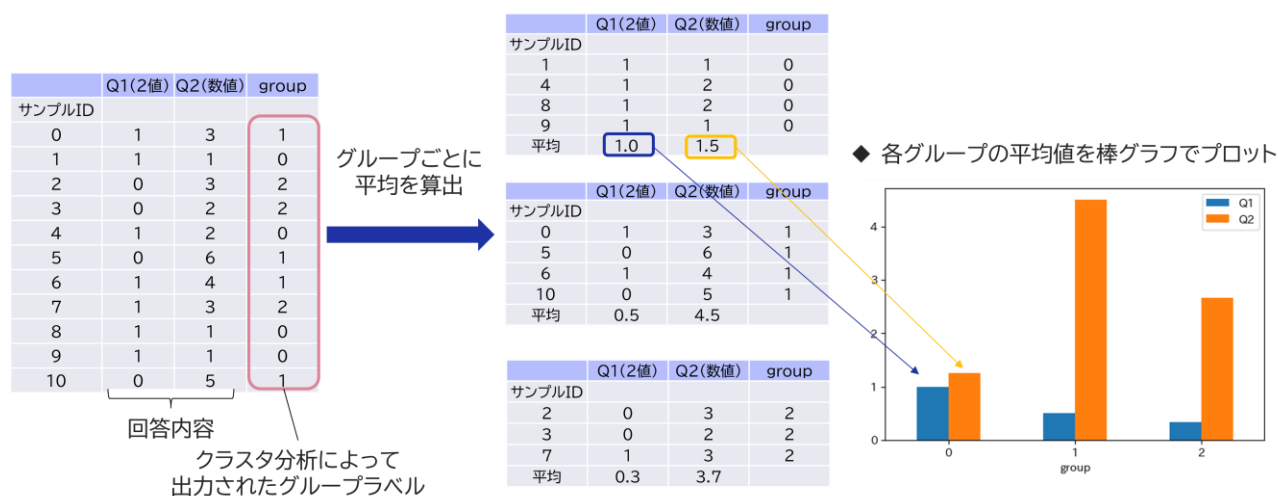
2. それぞれのデータについて、最も近い中心点を見つけ、その中心点にそのデータを割り当てる。これにより、各クラスターに属するデータが決まる。
3. 各クラスターの重心を計算し、その値を新しい中心点として設定する。
4. 新たな中心からの距離に応じて、再度クラスタリングを行う。
5. ステップ 3,4 を中心点が変わらなくなるまで繰り返し行い、最終的に、各データがどのクラスターに属するかが確定する。

## データの加工と選択方法

記述式の回答は除き、選択式の回答内容のみ使用した。詳細な設問項目の一覧は付録 1 に示す。空欄回答が 10 個以上のデータは有効な分析ができない可能性があるため除去した。また、数値の順序データ（要介護度など）は、最小値・最大値が 0 ～ 1 の範囲になるよう値を調整した。

## クラスタリング結果のまとめ方について

クラスタリング分析の結果の例について説明する。図表 13 のように、まずクラスタリング分析によって得られたグループに分けたのちに、グループごとに各回答項目についての平均値を算出する。それらの平均値をグループごとに比較したものが図表 13 の右の棒グラフである。この例では 3 つのグループに分けており、グループ 1 では質問項目 Q2 の数値が、他のグループ(0,2)に比べて高いことがわかる。

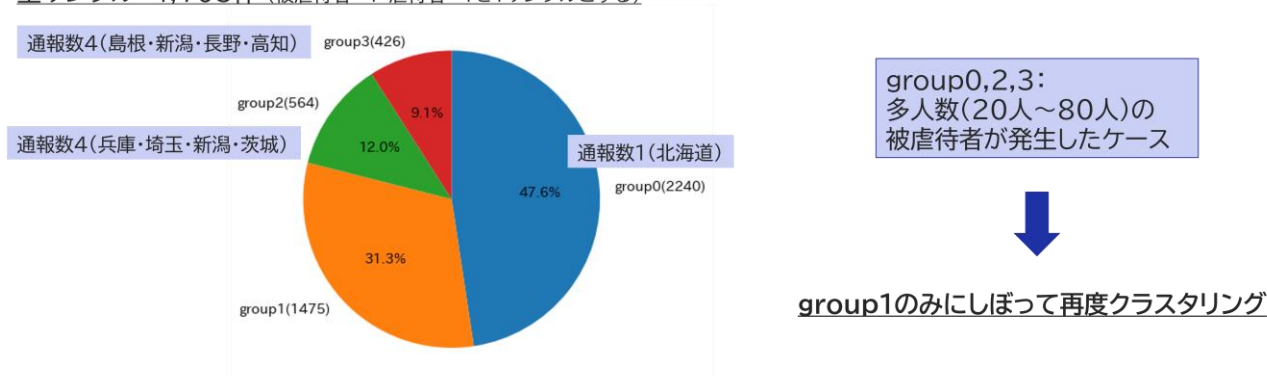


図表 13 クラスタリング分析の結果のまとめ方

## (イ) 従事者による虐待事例（B 票）のクラスタリング分析

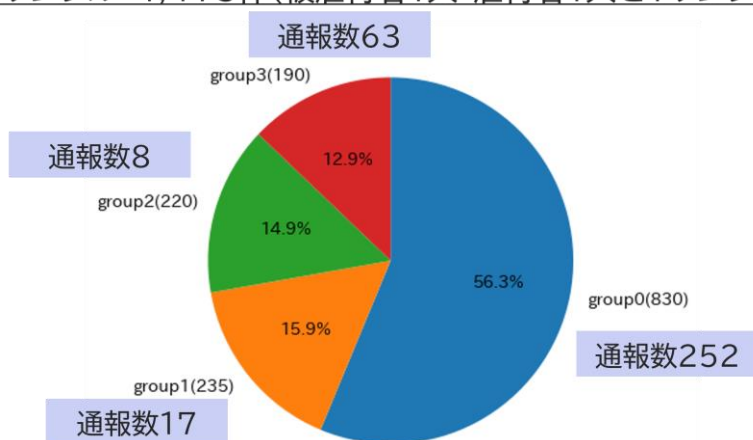
前述のデータ処理を行った結果、従事者による虐待事例の有効な全サンプル数は、4,705 件であった。ここで被虐待者 1 人・虐待者 1 人の組み合わせを 1 サンプルとしている。これらのサンプルを 4 グループにクラスタリングした内訳を図表 14 に示す。各クラスターについて通報数(特定の日時・1 施設からの通報を 1 通報とする)を集計したところ、グループ 0,2,3 には多くの被虐待者の存在する事例が集中していることがわかった。そこで虐待事例の一般的な特徴をより詳細に探索するために、被虐待者・虐待者の人数が少ない事例が集まっているグループ 1 のみに絞って再度クラスタリング分析を行った。

全サンプル 4,705件 (被虐待者=1・虐待者=1を1サンプルとする)



図表 14 従事者による虐待事例のクラスタリング分析の内訳 (通報数と該当通報のあった都道府県)

全サンプル 1,475件 (被虐待者1人・虐待者1人を1サンプルとする)



図表 15 大人数の虐待事例を除いたサンプルのみでのクラスタリング分析の結果

大人数の虐待事例を除いたサンプル(1,475 件)についてクラスタリング分析を行った結果を図表 15 に示す。グループごとに回答項目の平均値を算出し、それぞれのグループについて以下のような特徴を抽出した。

グループ 0【一般タイプ】：被虐待者・虐待者ともに 1 人ずつの 1 対 1 の虐待事例

グループ 1【1 対多タイプ】：1 人の虐待者により、多数の被虐待者が存在する事例

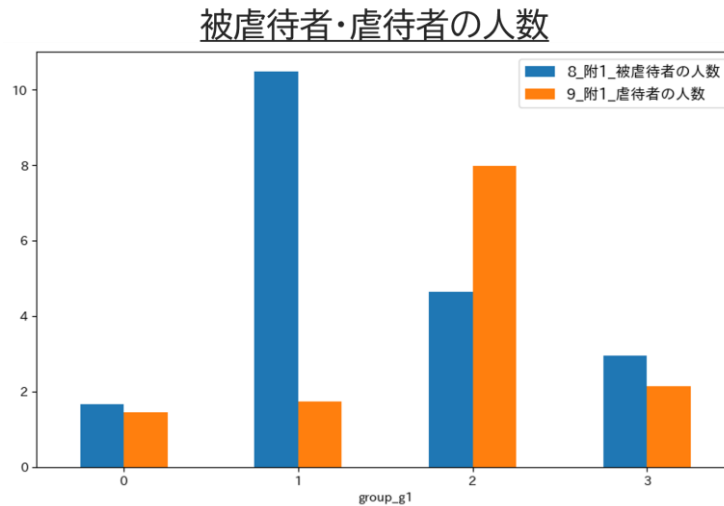
グループ 2【問題積層タイプ】：運営法人・組織運営・職員の課題が多く、介護負荷の高い高齢者が被虐待者になる事例

グループ 3【職員課題タイプ】：職員課題が多く、深刻度が高い事例が多く集まったグループ

以降では、グループごとの回答状況を、設問項目をいくつかの設問群に区切って説明していく。

### 被虐待者・虐待者の人数

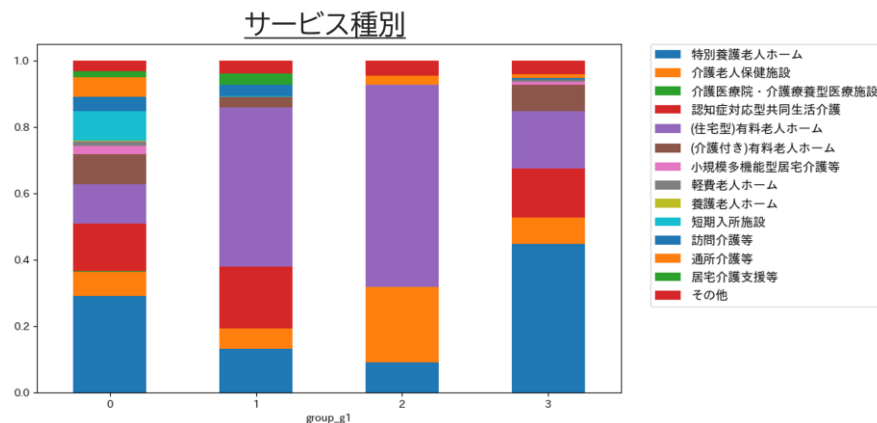
図表 16 にクラスごとの被虐待者および虐待者の人数の平均を示す。グループ 0 ではほとんどが被虐待者・虐待者ともに 1～2 人ずつであるのに対し、グループ 1 では虐待者 1～2 人に対し 10 人程度の被虐待者が存在することがわかる。グループ 2 では、被虐待者・虐待者が 4～8 人程度の複数人存在しており、グループ 3 では被虐待者・虐待者が 2～3 人であることがわかる。



図表 16 被虐待者・虐待者の人数のグループごとの平均値

### サービス種別

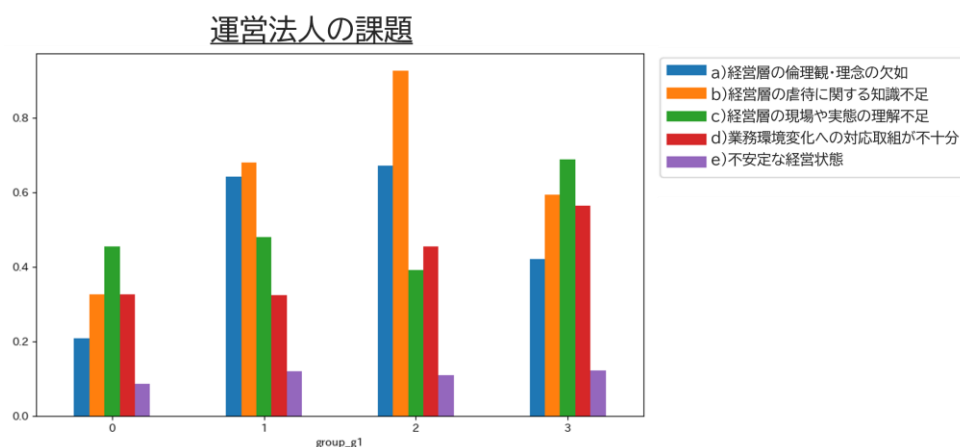
図表 17 に各グループに含まれるサービス種別の割合を示す。グループごとに特徴がみられ、グループ 0 では複数のサービス種別が混在している一方で、グループ 1 と 2 では住宅型有料老人ホームが多数を占めている。グループ 3 では特別養護老人ホームが半数を占めている。



図表 17 グループごとのサービス種別のグループごとの割合

### 運営法人の課題

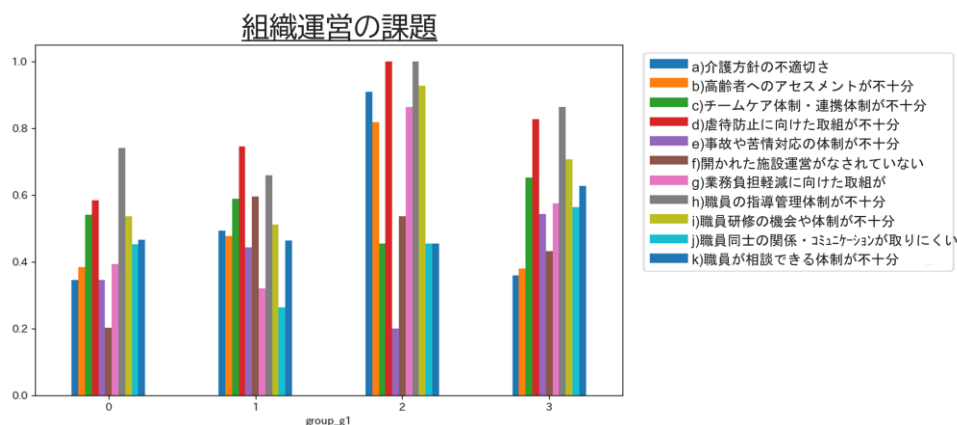
図表 18 に運営法人の課題に関する設問項目の回答の平均値を示す。数値が高いほど、課題あり(1)と答えたサンプルが多いことになる。グループ 0 では、0.5 を超える設問項目がなく、全体的に運営法人の課題感は少ないと考えられる。グループ 1 では、経営層の倫理観・理念の欠如、経営層の虐待に関する知識不足といった項目への回答が多く、経営層に課題があることがうかがえる。グループ 2 については、経営層の課題感が強く出ている。グループ 3 では経営層の課題に加え、業務勘定変化への取組への課題感も高くなっている。



図表 18 運営法人の課題へのグループごとの回答状況(数値が高いほど課題有(1)の回答数が多い)

### 組織運営の課題

図表 19 に組織運営の課題に関する設問項目の回答の平均値を示す。数値の意味については前項と同様である。グループ 0・1・3 ではともに、虐待防止取組と職員の指導体制に課題があることがわかる。グループ 2 では、平均値が 0.5 を超える項目が多く、全体的に課題感が強いことがわかる。

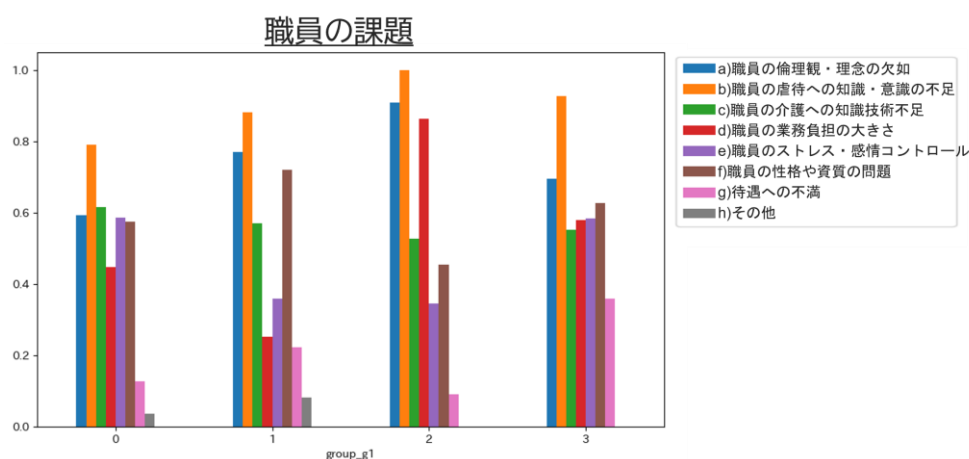


図表 19 組織運営の課題へのグループごとの回答状況

### 職員の課題

図表 20 に職員課題への回答状況を示す。グループ 0 では職員の虐待への知識・意識の不足、グループ 1 では職員の倫理観の欠如、知識・意識の不足が顕著である。グループ 2 では職員の倫理観の欠如、知識不足に加えて、業務負担が大きいことも課題としてあげられる。グループ 3 では他のグループに比べて 0.5 を超える設問項目が多く、職員の課題が全体的に大きいことがうかがえる。

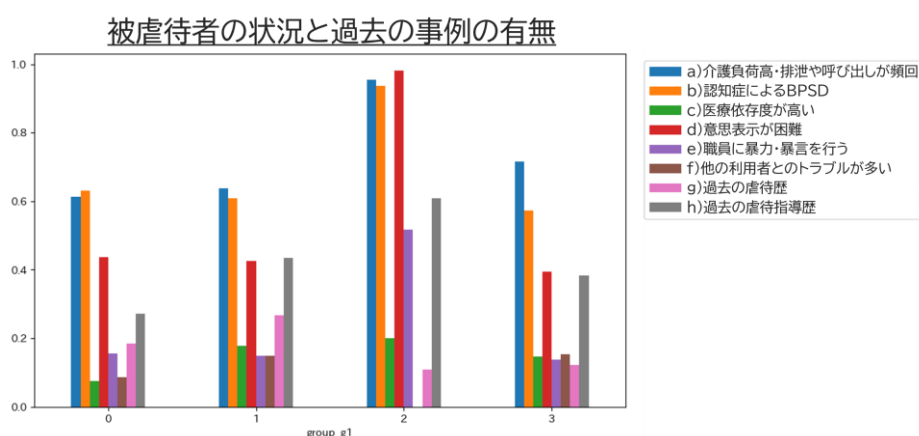




図表 20 職員の課題へのグループごとの回答状況

### 被虐待者の状況と過去の事例の有無

図表 21 に被虐待者の状況および過去の虐待事例に関する設問項目についての回答の平均値を示す。グループ 0・1・3 では、介護負荷が高く、排せつや呼び出しが頻回、認知症症状がある被虐待者が多いことがわかる。グループ 2 では、他のグループに比べて、被虐待者の介護負荷が高く・排泄や呼び出しが頻回・認知症症状がある割合がさらに高く、職員に暴力・暴言を行う被虐待者が半数存在し、過去の虐待事例のあったケースも多い。

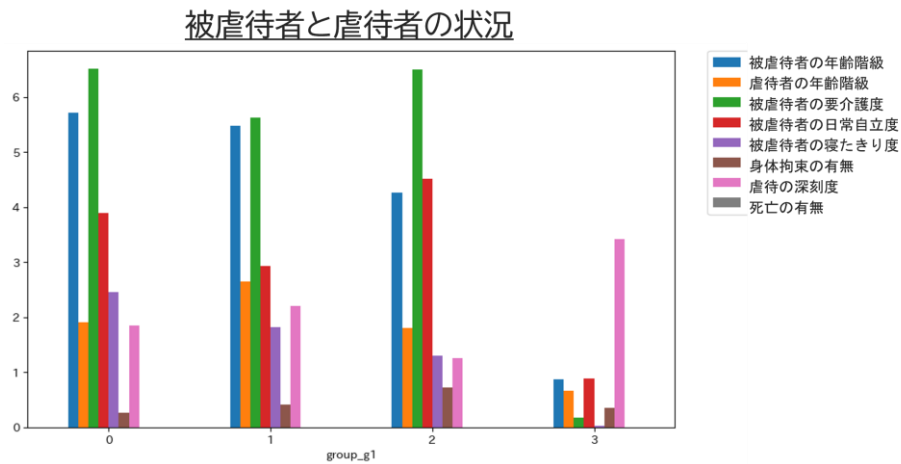


図表 21 被虐待者の状況と過去の虐待事例に関する設問項目へのグループごとの回答状況

### 被虐待者と虐待者の状況

図表 22 に被虐待者と虐待者の状況についての回答状況を示す。グループ 0 と 1 では、要介護度が高く、日常自立度・寝たきり度は中程度であり、グループ 2 では要介護度・日常生活自立が高く、寝たきり度が低い被虐待者が多いことがわかる。グループ 3 については、全回答項目で低い数値が出ているものの、空欄回答も含んでいることに注意されたい。

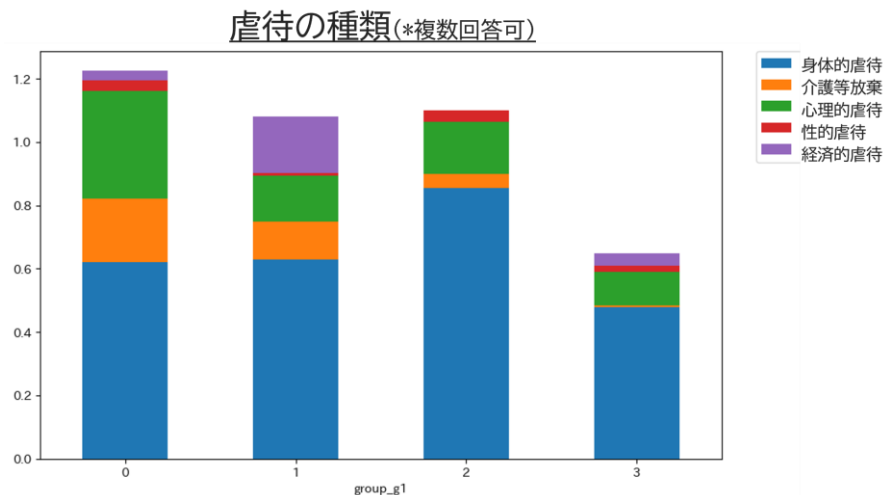




図表 22 被虐待者と虐待者の状況についてのグループごとの回答状況

### 虐待の種別

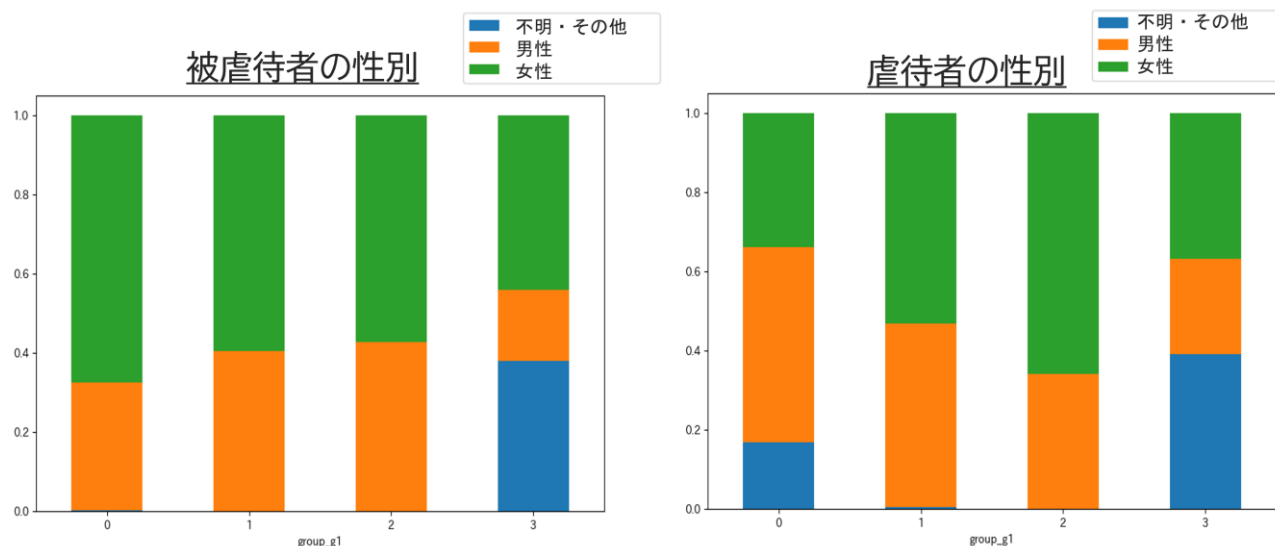
図表 23 にグループごとの虐待の種類の割合を示す。複数の虐待種別があるケースがあるため合計が 1 を超える場合がある。グループ 0 と 1 では複数の虐待種別が混在していることがわかる。グループ 2 と 3 では身体的虐待者が多数を占めることがわかる。



図表 23 虐待の種類のグループごとの内訳

### 被虐待者・虐待者の性別

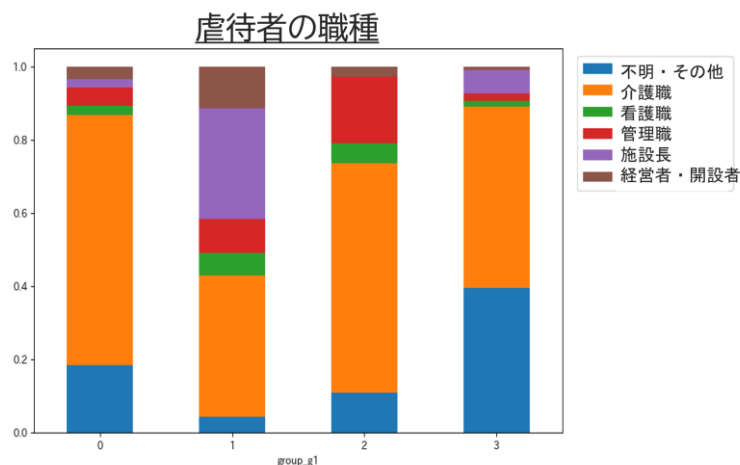
図表 24 に被虐待者および虐待者の性別の割合を示す。どのグループでも女性の被虐待者の割合が高いことがわかる。虐待者については、グループ 0 は男性が多く、グループ 1 では男女半数ずつ、グループ 2 では女性が多い結果となった。不明回答については、虐待者または被虐待者のどちらかが特定できないケースに対応している。



図表 24 被虐待者・虐待者の性別のグループごとの内訳

### 虐待者の職種

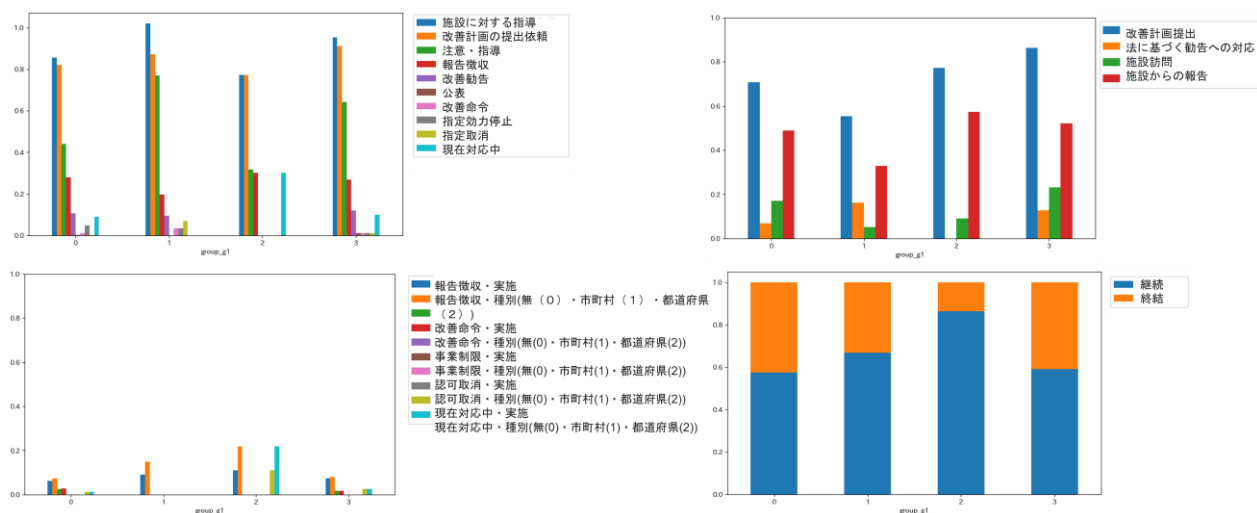
図表 25 に虐待者職種の内訳を示す。全グループで介護職の割合が最も高い。1 対多タイプであるグループ 1 や問題積層タイプのグループ 2 では、管理職や施設長といった職種も一定数含まれていることがわかる。



図表 25 虐待者の職種のグループごとの内訳

### 虐待事例への対応

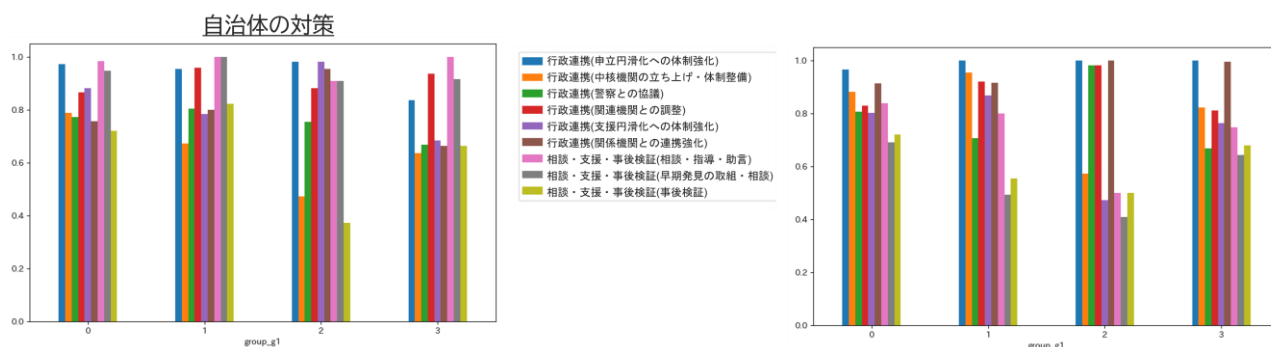
図表 26 に虐待事例への対応についての回答状況を示す。グループ間で大きな差は見られず、施設に対する指導・改善計画の提出・注意指導が一般的であることがわかる。グループ 2 では継続となるケースが他のグループに比べて多いことがわかる。



図表 26 虐待事例への対応についてのグループごとの回答状況

## 自治体の対策

図表 27 に自治体の虐待防止への対策についての回答状況を示す。各グループで幅広い対策を講じているものの、グループごとに対策の充実度に差が見られた。グループ 0 と 3 では各項目で対応策を講じているケースが多いが、グループ 1 ではネットワーク構築が手薄であることがうかがえる。グループ 2 では、行政連携・相談・支援・事後検証・ネットワーク構築といった複数の項目で対策が弱いことがわかる。

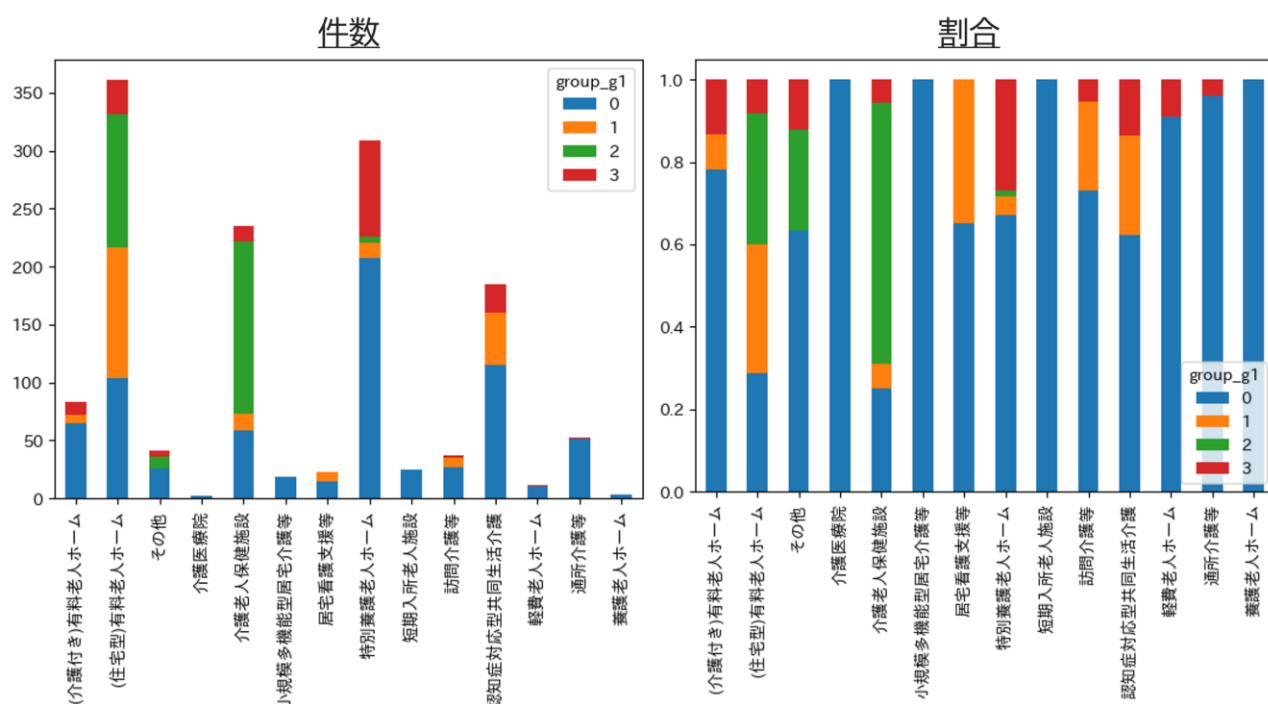


図表 27 自治体の虐待防止対策についてのグループごとの回答状況

ここまでの分析ではグループごとに各設問での回答状況を比較したが、以下では回答項目ごとのグループの内訳を算出する。

## サービス種別

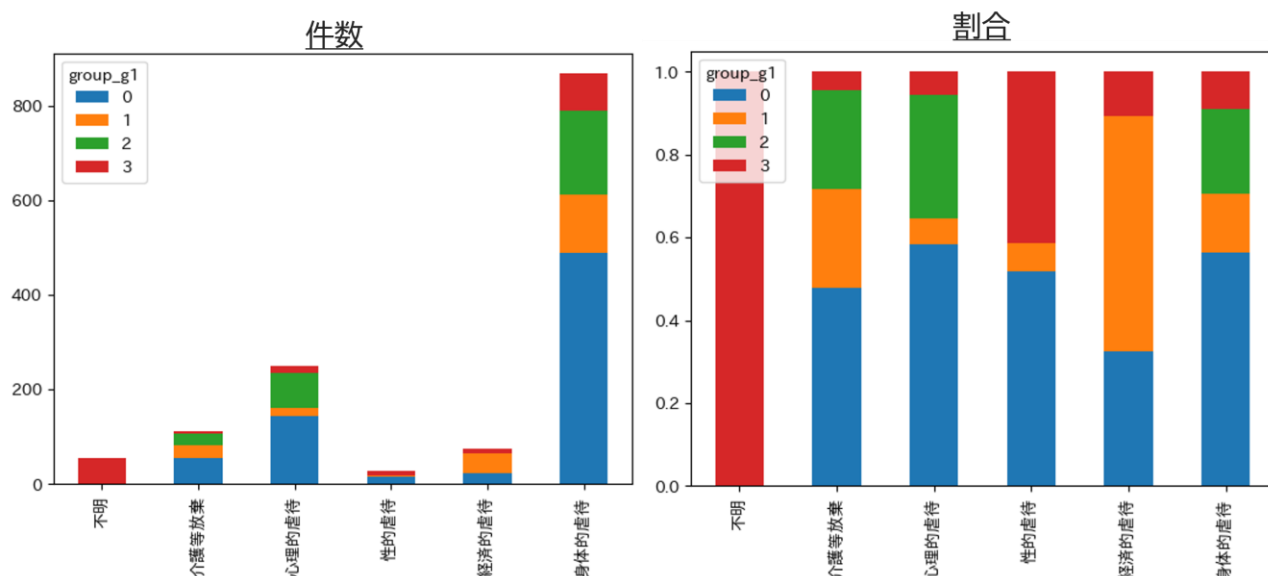
図表 28 にサービス種別ごとのクラスタリング結果の 4 グループの内訳を示す。ほとんどのサービス種別で、グループ 0 の割合が主であることがわかる。一方で、(住宅型)有料老人ホーム・認知症対応型共同生活介護・介護老人保健施設では複数の虐待事例のグループが混在していることがわかる。また特別養護老人ホームでは、グループ 3 の比率が他サービスに比べて多くなっている。



図表 28 サービス種別ごとのグループの内訳(左：件数 右：割合)

### 虐待種別

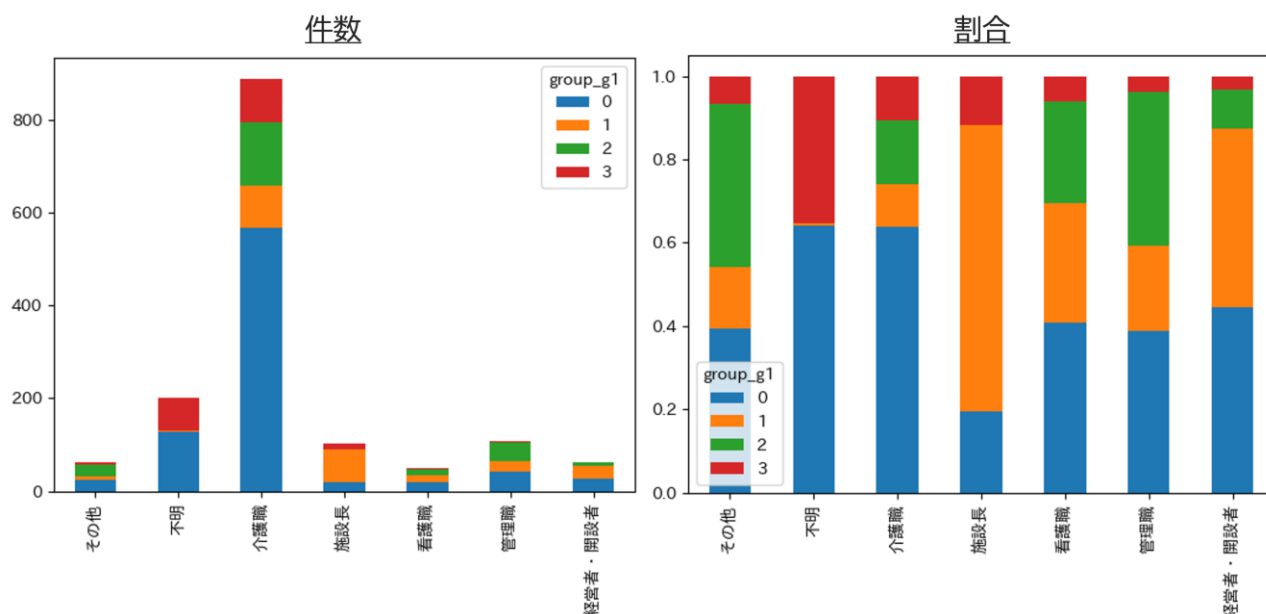
図表 29 に虐待種別ごとのグループの内訳を示す。身体的虐待にはすべてのグループが含まれることがわかる。心理的虐待・介護等放棄ではグループ 2、経済的虐待ではグループ 1、性的虐待ではグループ 3 の割合が多いという特徴があげられる。また不明回答については、被虐待者・虐待者のどちらかが特定できていないが、施設としての問題は認識しているケースが該当しており、グループ 3 に集中する結果となっている。



図表 29 虐待種別ごとのグループの内訳(左：件数 右：割合)

### 虐待者の職種

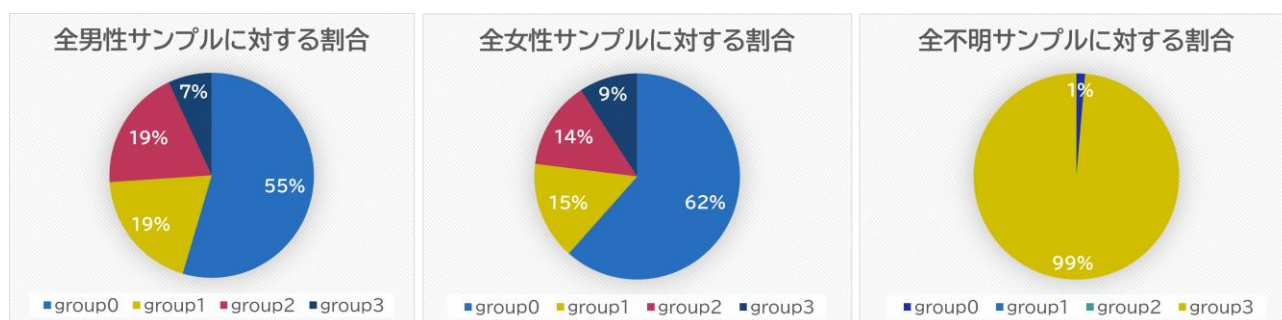
図表 30 に虐待者の職種ごとのグループの内訳を示す。介護職ではグループ 0 が主である一方で、施設長・経営者が虐待者となるケースではグループ 1 の割合が多いことがわかる。看護職や管理職ではグループ 2 が多くなっている。



図表 30 虐待者の職種ごとのグループの内訳(左：件数 右：割合)

### 被虐待者の男女比率

図表 31 に、各グループの被虐待者男女比率を示す。ここで男女比率とは、全男性(女性)サンプルに対する各グループの男性(女性)の割合を示す。この結果から、グループ間で男女比率が大きく異なるグループは存在せず、どのグループも男女半数ずつ分布することがわかる。

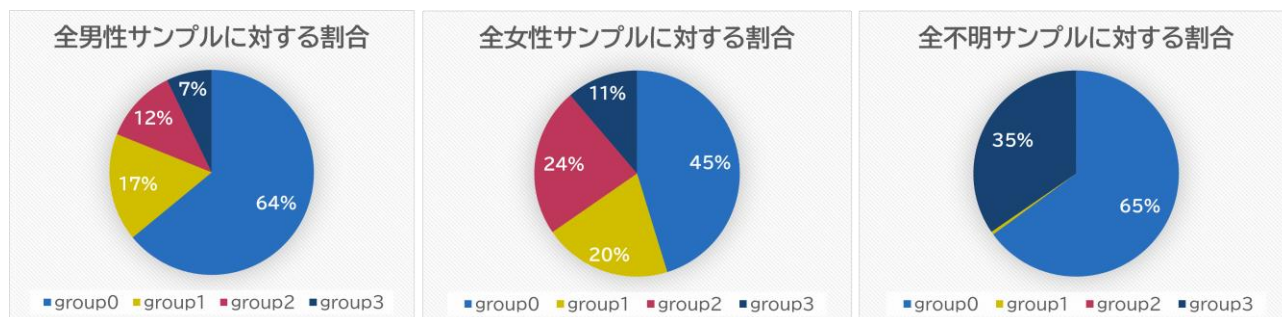


図表 31 各グループにおける被虐待者の男女比率

(group0:一般タイプ/group1:1 対多タイプ/group2:問題積層タイプ/group3:職員課題タイプ)

### 虐待者の男女比率

図表 32 に、各グループの虐待者男女比率を示す。男性の虐待者の 60%以上が一般タイプに分類されていることがわかる。一方で女性の虐待者は半数弱が一般タイプ、その他のグループに 10~20%程度の割合で分布することがわかる。



図表 32 各グループにおける虐待者の男女比率

(group0:一般タイプ/group1:1 対多タイプ/group2:問題積層タイプ/group3:職員課題タイプ)

### (ウ) 養護者による虐待事例（C 票）のクラスタリング分析

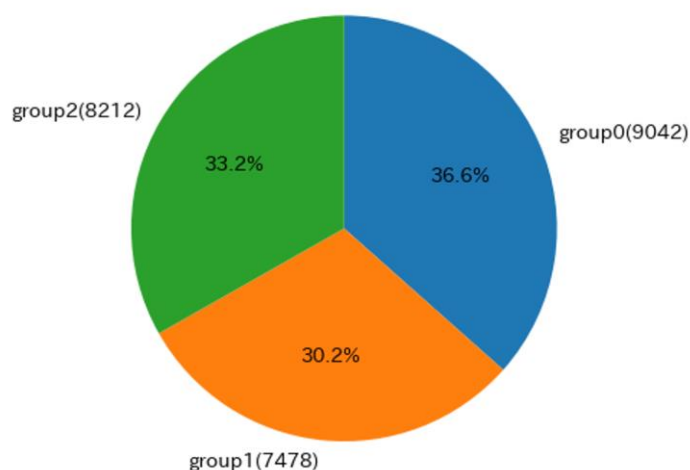
前述のデータ処理を行った結果、養護者による虐待事例の有効な全サンプル数は、24,732 件であった。これらのサンプルを、3 グループにクラスタリングした内訳を図表 33 に示す。グループごとに回答項目の平均値を算出し、それぞれのグループについて以下のような特徴を抽出した。

グループ 0【高負荷・継続タイプ】：介護負荷の高い高齢者への介護疲れ・分離しなかったグループ

グループ 1【追跡不可・内面的問題タイプ】：被虐待者の情報が追えないケースまたは介護負荷低い被虐待者と内面的問題を抱えた養護者のグループ

グループ 2【高負荷・分離タイプ】：グループ 0 と同様なケースで、分離を行ったグループ

### 全サンプル 24,732件



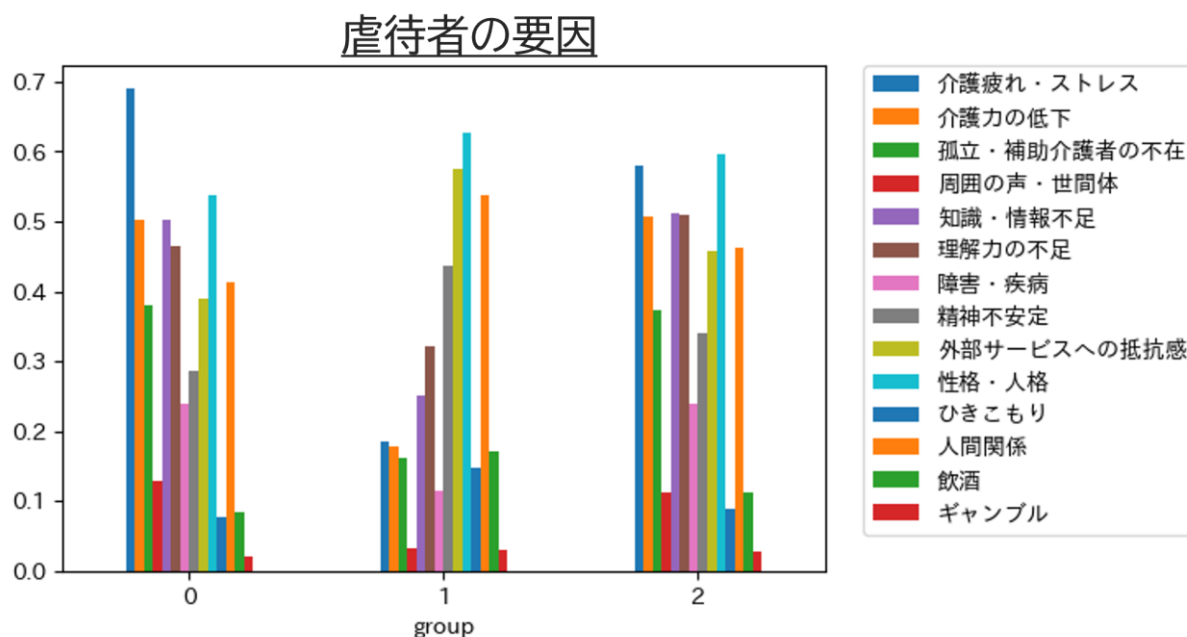
図表 33 養護者による虐待事例のクラスタリング分析の内訳

以降、グループごとの回答状況を、設問項目ごとに区切って説明していく。

### 虐待者の要因

図表 34 に虐待者の要因に関する設問項目への回答状況を示す。グループ 0 では介護疲れ・介護ストレス、グループ 1 では外部サービスへの抵抗感・精神不安、グループ 2 では介護疲れに加えて、介護力の低下・知識・

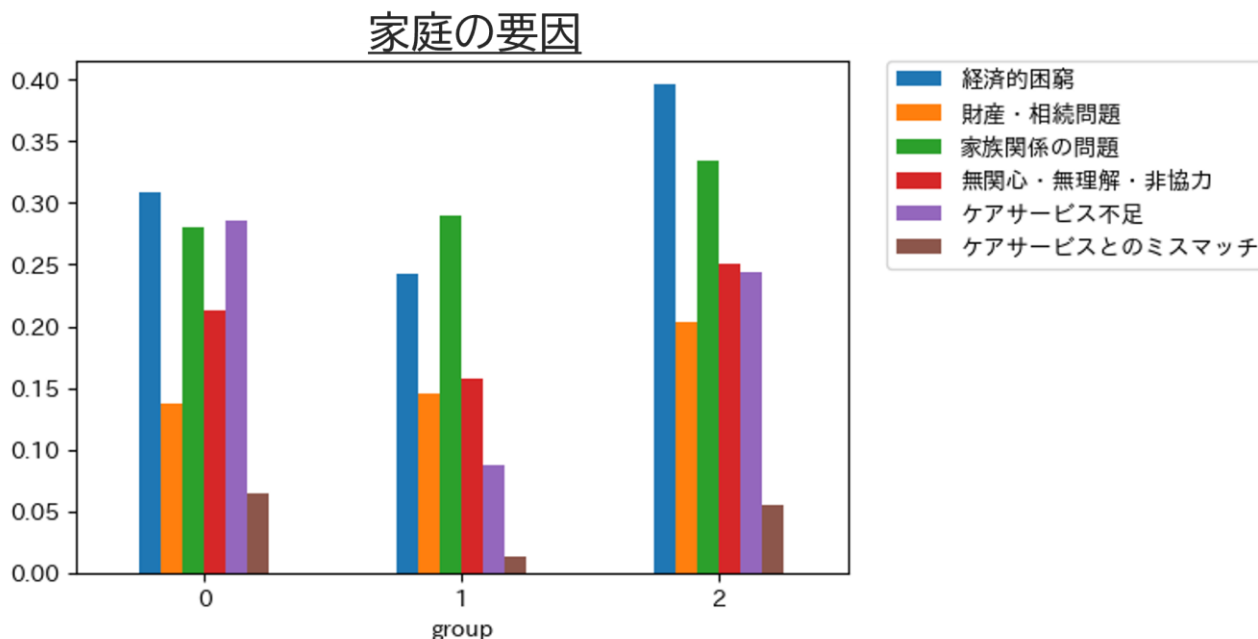
情報不足が強い要因であることがわかる。



図表 34 虐待者の要因についてのグループごとの回答状況

### 家庭の要因

図表 35 に家庭の要因に関する設問項目への回答状況を示す。すべてのグループで、平均値 0.5 を超える項目はなく、家庭の要因は支配的でないと考えられる。



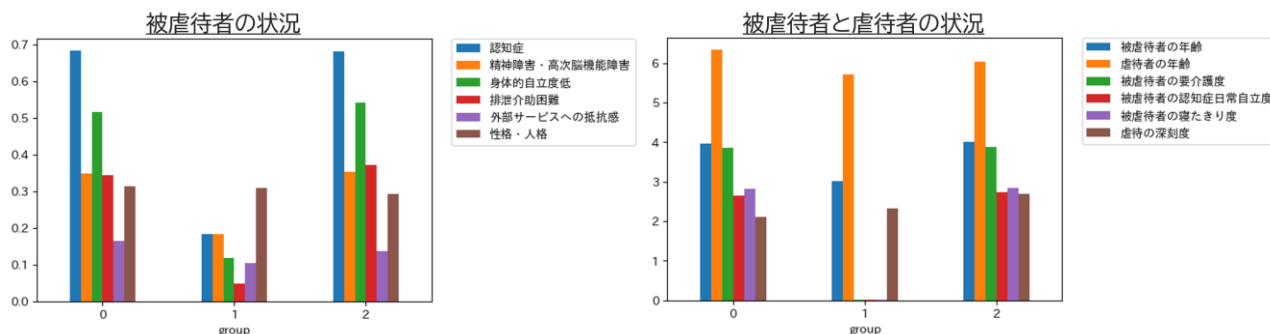
図表 35 家庭の要因についてのグループごとの回答状況

### 被虐待者・虐待者の状況

図表 36 に被虐待者および虐待者の状況に関する設問項目への回答状況を示す。グループ 0 と 2 では、認知症や精神障害のある、要介護度 3～4 の被虐待者が多数であることがわかる。グループ 1 では、被虐待者の



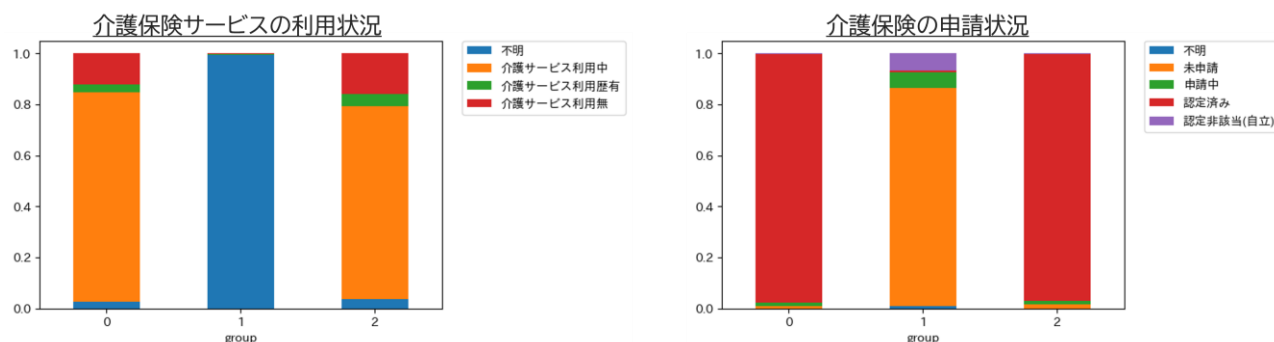
状況について空欄となっているサンプルが多くなっているが、本グループには介護保険認定を受けていない被虐待者が多く、要介護度等の値がないケースが多数である。本事項の分析結果は後述の「介護保険サービスの利用状況および介護保険の申請状況」の節で詳細をまとめている。



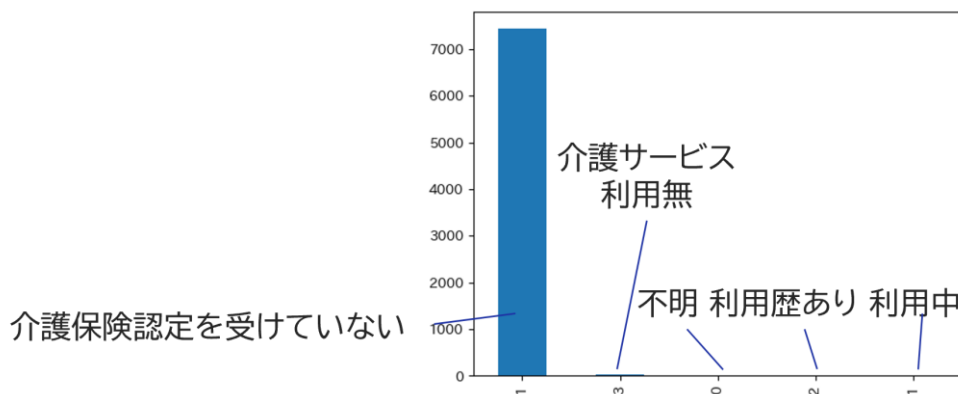
図表 36 被虐待者および虐待者の状況

### 介護保険サービスの利用状況および介護保険の申請状況

図表 37 に介護保険サービスの利用状況および介護保険の申請状況に関する設問項目への回答状況を示す。グループ 0 と 2 では 8 割以上が介護保険認定済みで、介護サービスを利用中であることがわかる。グループ 1 の回答内容についてさらに詳細な内訳を示したものが図表 38 である。グループ 1 のほとんどで介護保険認定を受けておらず、介護保険サービスを利用していないと考えられる。また介護保険認定を受けていない理由としては、8 割以上が未申請、残りが申請中・認定非該当という結果になっている。このことから、グループ 1 には行政が情報を把握できないケース(行政サービスにつながらっていない、介護認定に至らない等)が多数であると考えられる。



図表 37 介護保険サービスの利用状況および介護保険の申請状況

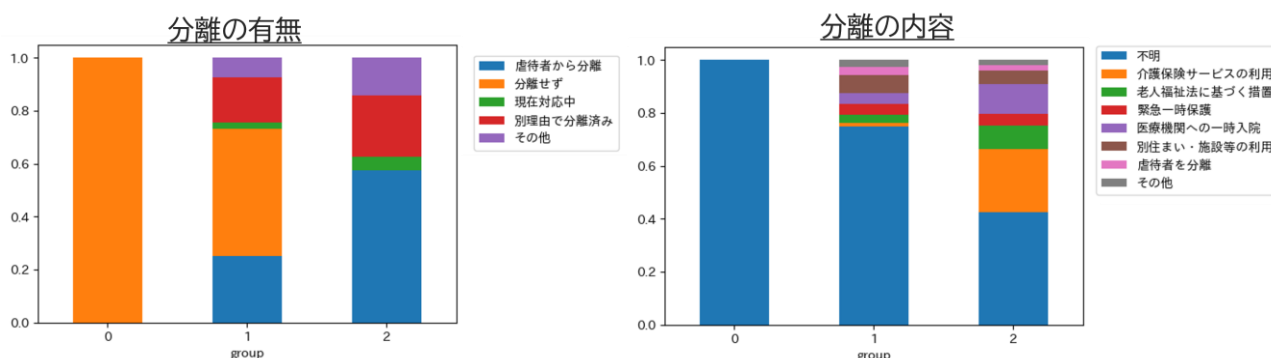


図表 38 グループ 1 の介護サービスを利用状況に関する詳細な内訳

## 分離の有無と分離の内容

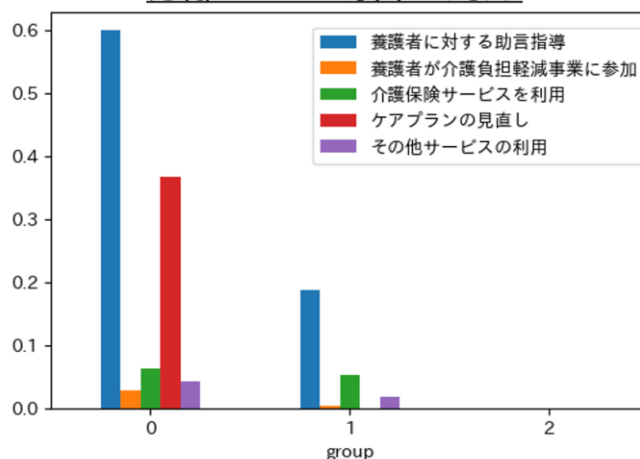
図表 39 に分離の有無と分離の内容についての回答状況を示す。グループ 0 では分離せず、グループ 1 では半数程度が分離、グループ 2 では 8 割以上が分離を行っていることがわかる。分離の内容としては、グループ 1 では複数の分離方法がとられており、グループ 2 では介護サービスの利用などによる分離方法が主であることがわかる。ここで「不明」回答には、分離していないケースと分離内容が不明のケースの両方が含まれている。

また図表 40 に分離しなかった場合の対応についての回答状況を示している。グループ 0 では、養護者への助言指導、ケアプランの見直しを行っているケースが多いことがわかる。



図表 39 分離に関する設問項目へのグループごとの回答状況

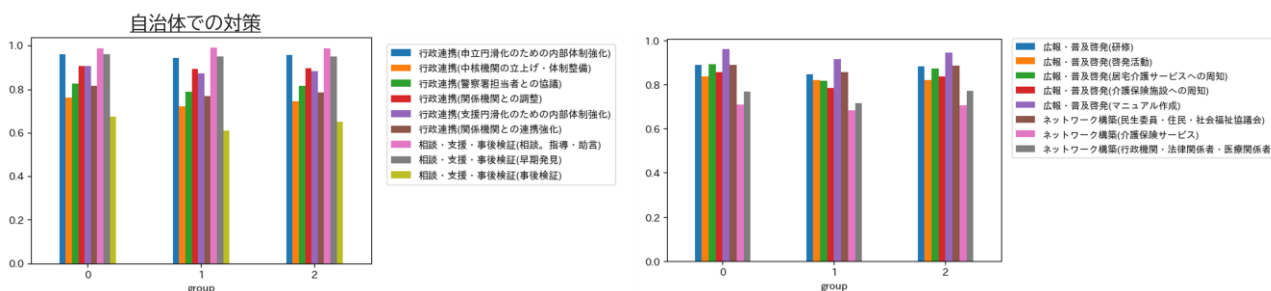
## 分離しない場合の対応



図表 40 分離しない場合の対応についてのグループごとの回答状況

## 自治体の対策

図表 41 に自治体の虐待防止への対策についての回答状況を示す。自治体の虐待防止策についてはグループ間で大きな差は見られず、どのグループでも幅広い対策が講じられているといえる。

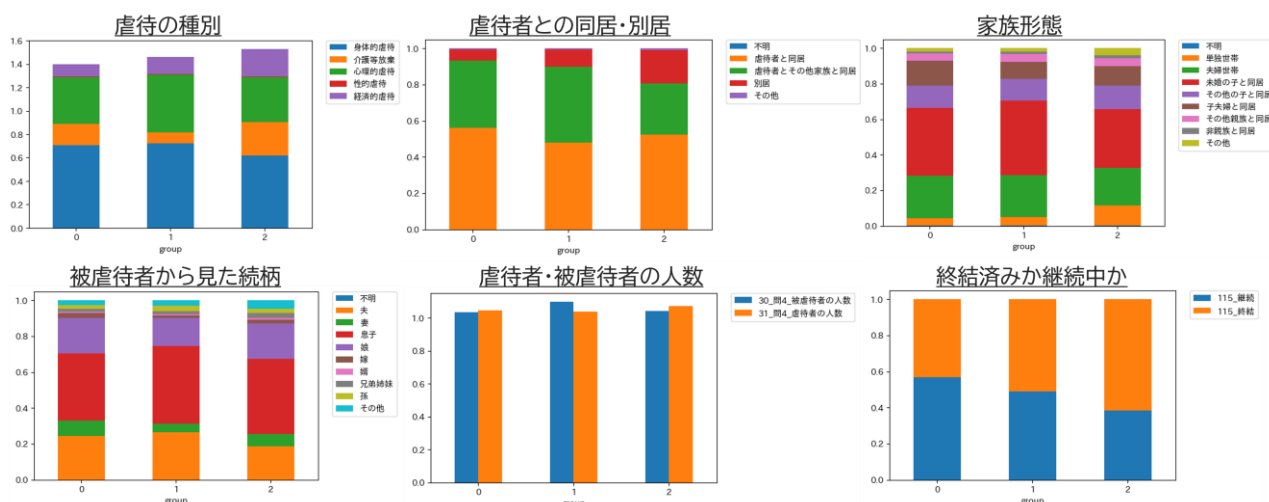


図表 41 自治体の虐待防止対策についてのグループごとの回答状況

## その他の項目

以下の設問項目については、グループ間で大きな差は見られなかった。（図表 42）

- 虐待の種別
- 虐待者の同居・別居
- 家族形態
- 被虐待者から見た虐待者の続柄
- 虐待者・被虐待者の人数
- 終結または継続

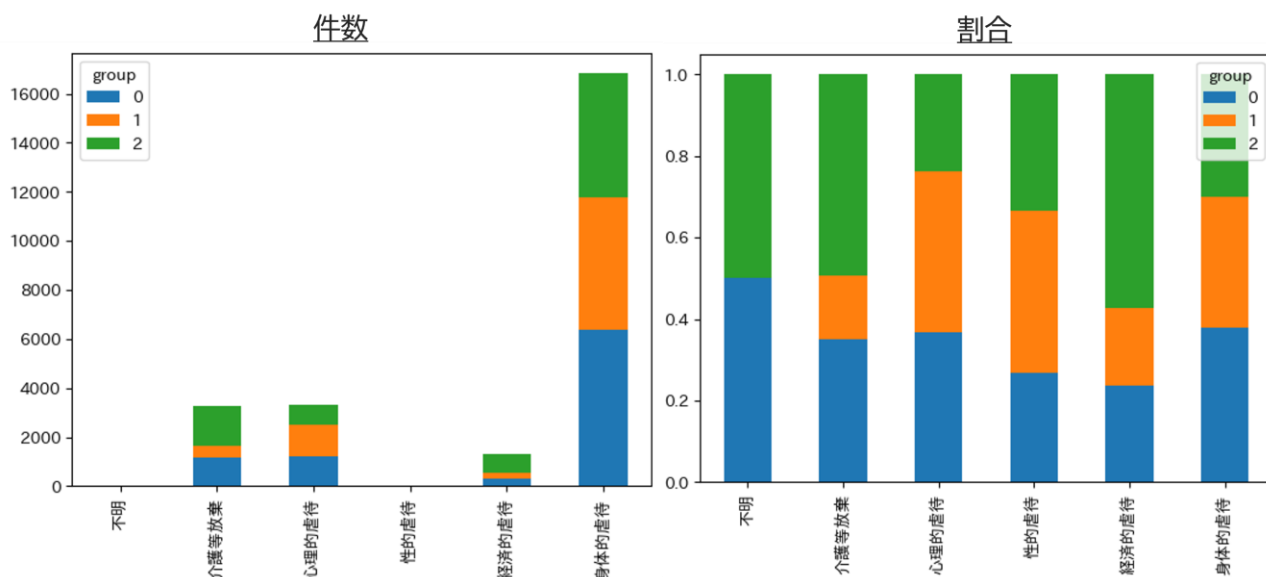


図表 42 グループ間で大きな差が見られなかった項目

ここまでの分析ではグループごとに各設問での回答状況を比較したが、以下では回答項目ごとのグループの内訳を算出する。

## 虐待種別

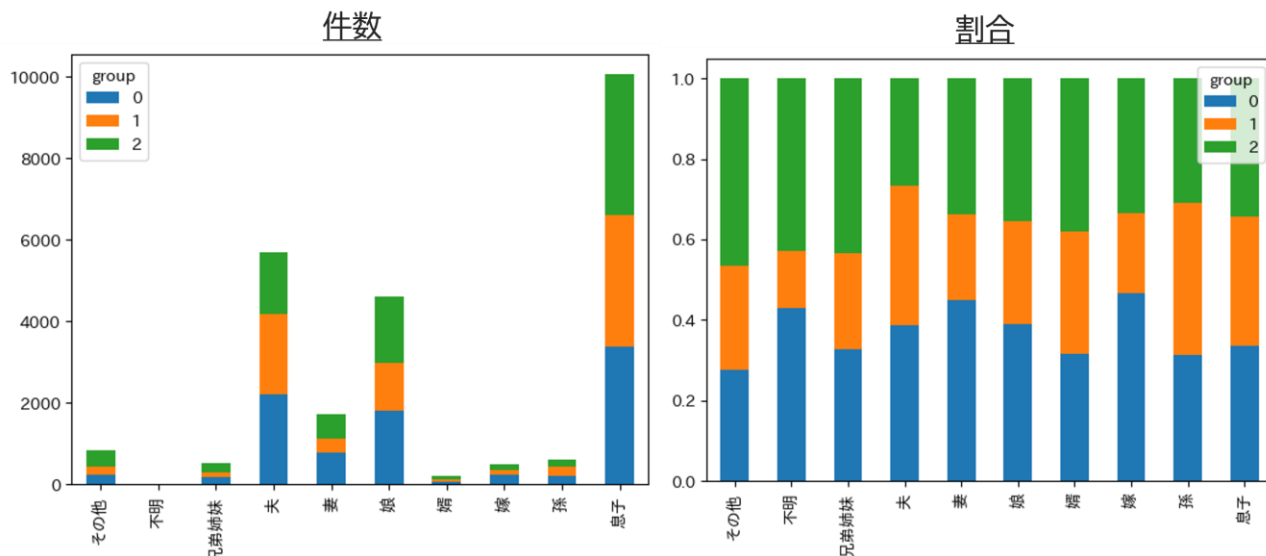
図表 43 に虐待種別ごとのグループの内訳を示す。どの虐待種別でも各グループが均等に分布する結果となった。介護等放棄・経済的虐待において、グループ 2 の割合がやや多い傾向がみられる。



図表 43 虐待種別ごとのグループの内訳（左：件数 右：割合）

## 虐待者の続柄

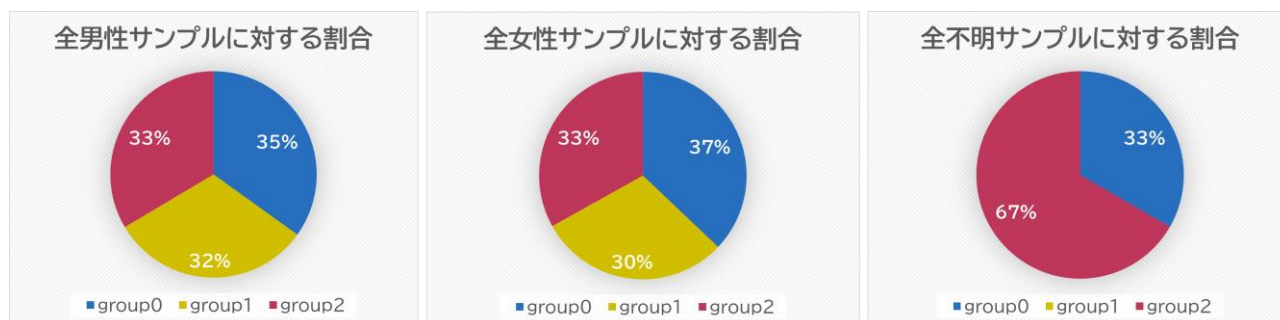
図表 44 に虐待者の続柄ごとのグループの内訳を示す。どの続柄でも各グループが均等に分布する結果となった。嫁・妻について、グループ 1 の割合がやや少なくグループ 0,2 の割合が多い傾向がみられる。



図表 44 虐待者の続柄ごとのグループの内訳（左：件数 右：割合）

## 被虐待者の男女比率

図表 45 に、各グループの被虐待者男女比率を示す。グループ間で男女比率が大きく異なるグループは存在せず、どのグループも男女半数ずつ分布していることがわかる。



図表 45 各グループにおける被虐待者の男女比率

(group0:高負荷・継続タイプ/group1: 追跡不可・内面的問題タイプ/group2:高負荷・分離タイプ)

## (エ) クラスタリング分析のまとめ

従事者による虐待事例については、被虐待者と虐待者の人数がグループ分けの主要項目であることがわかった。また虐待事例のあった施設では、運営法人や組織運営、職員の課題が多く、介護に手がかかる場合や、呼び出しが頻回で認知症や意思疎通の難しい高齢者が被虐待者になることが多い傾向がある。

養護者による虐待事例については、被虐待者の介護負荷、養護者の要因、分離の有無がグループ分けの主要項目であることがわかった。ただし、現状のクラスタ数では、虐待の種別や深刻度などの詳細は十分に分離されておらず、これらの詳細を分離することで、より詳細な虐待のパターンや背景を明らかにすることも可能と考えられる。

### (3) テーマ②：虐待への対応に関する要因分析

本章では、虐待への対応に関して以下の 3 つの観点から要因分析を行った結果を示す。分析①と②は B 票（従事者による虐待）のデータと C 票（養護者による虐待）のデータそれぞれに対して行った。分析③は B 票（従事者による虐待）のデータのみに対して行った。

分析① 虐待の深刻度に関する要因分析

分析② 対応の違いに関する要因分析

分析③ 虐待が繰り返し起こる施設に関する要因分析

#### (ア) 分析① 虐待の深刻度に関する要因分析（B 票・従事者による虐待）

##### 使用したデータ

4 年分受領した調査票のデータのうち、平成 29 年度分はそれ以降と比べて存在しない項目が多かったため除外し、残りの 3 年分を分析に用いた。なお、従事者による虐待のデータは B 票は 1 事例（1 施設）が 1 データとなっているが、1 施設で複数の虐待が起きている場合に、附 B 票には複数のデータが記録される。そのような場合は、附 B 票のデータのうち最も深刻度の高いものを代表例として B 票に突合し、B 票を基準に分析を行った。データ総数は 1,591 件であった。なお、本分析では B 票と附 B 票のみを用いた。

##### 目的変数の設定

目的変数には、附 B 票の「附 3 虐待の種別・類型 4)虐待の深刻度」を使用した。深刻度は 1 から 5 の 5 段階で評価されており、本分析では以下の 3 種類にまとめて分析を行った。

- 深刻度 1（低い）
- 深刻度 2 または 3（中程度）
- 深刻度 4 または 5（高い）

データ件数の偏りがあったため、学習データは深刻度 1 が 513 件、深刻度 2 または 3 が 513 件、深刻度 4 または 5 が 80 件となるよう調整を行った。評価データは偏りを調整せず、現実の比率そのままのものを扱い、深刻度 1 が 170 件、深刻度 2 または 3 が 129 件、深刻度 4 または 5 が 20 件となっている。

##### 説明変数の設定

B 票の「問 6 虐待事例の概要 4\_2)運営法人(経営層)の課題」や、B 票の「問 6 虐待事例の概要 4\_4)虐待を行った職員の課題」などの 82 項目を説明変数とした。ただし、虐待者・被虐待者の状況や施設の課題など、虐待の様子を表す項目の中から要因を抽出するため、「問 7 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応」などの対応方法に関する項目は説明変数からは除いた。

## モデルの精度

|    |        | 予測結果     |            |            |
|----|--------|----------|------------|------------|
|    |        | 深刻度<br>1 | 深刻度<br>2か3 | 深刻度<br>4か5 |
| 実績 | 深刻度1   | 110      | 59         | 1          |
|    | 深刻度2か3 | 42       | 86         | 1          |
|    | 深刻度4か5 | 4        | 15         | 1          |

図表 46 深刻度を予測するモデルの評価データに対する精度

構築したモデルの精度を図表 46 に示す。3 種類の深刻度の予測全体での正解率は 61.8%であった。深刻度 1 については、実際に 1 であった事例の 64.7%が予測でき（再現率）、1 と予測した事例の 70.5%が実際に 1 という結果（適合率）であった。また、深刻度 2 または 3 については、実際に 2 または 3 であった事例の 66.7%が予測でき（再現率）、2 または 3 と予測した事例の 53.8%が実際に 2 または 3 であるという結果（適合率）になった。これより、深刻度 1、深刻度 2 または 3 のモデルは、ランダムに深刻度を予測するよりも根拠のある予測をすることができるモデルと考えられる。

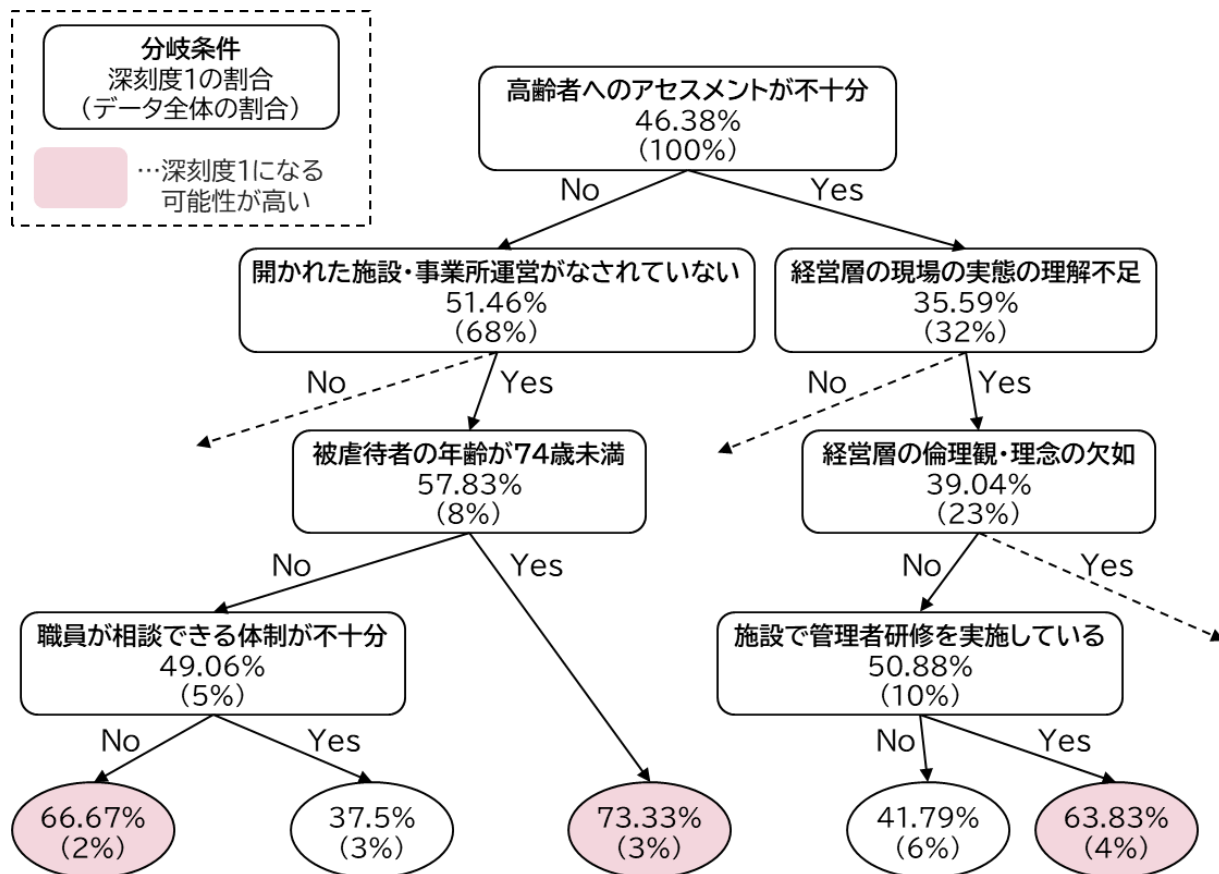
これに対し、深刻度 4 または 5 では予測の精度が低い結果となり、モデルとしては不十分な結果となった。これは、従事者による虐待の中では特に件数が少なく、データ量が不十分であったためと考えられる。

## 抽出された要因

深刻度 1 と判定される場合の条件を図表 47 に示す。色がついている葉が特に深刻度 1 のデータの割合が多い葉であり、その葉にたどり着くと深刻度 1 になる可能性が高いことを示している。条件分岐を辿っていくと、深刻度 1 になるのは次のような条件の組み合わせであると言える。なお、この図表では深刻度 1 になる可能性が高い割合の葉の部分のみを抜粋して示しており、以降の要因分析の他の決定木についても同様の記載をしている。

- 高齢者へのアセスメントが不十分で、経営層の現場の実態の理解が不足しており、倫理観・理念は欠如しておらず、管理者研修を実施している
- 高齢者へのアセスメントは十分で、開かれた施設・事業所運営がなされておらず、被虐待者の年齢が 74 歳未満である
- 被虐待者の年齢が 75 歳以上で、職員が相談できる体制は十分である





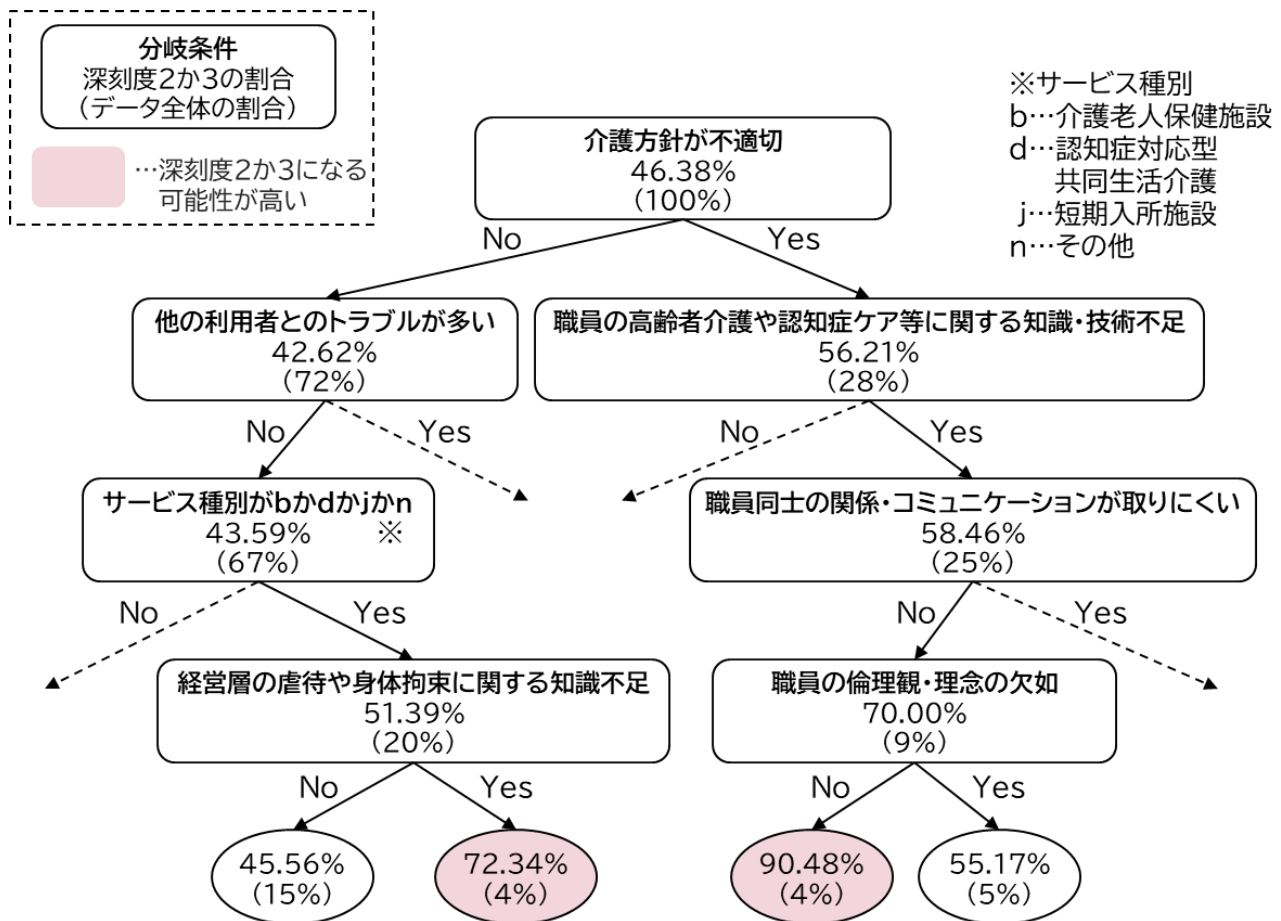
図表 47 深刻度 1 になる要因

次に、深刻度 2 または 3 と判定される場合の条件を図表 48 に示す。深刻度 1 の場合と同様に条件分岐を辿っていくと、深刻度 2 または 3 になるのは次のような条件の組み合わせであると言える。

- 施設の介護方針が不適切で、職員の高齢者介護や認知ケア等に関する知識・技術が不足しており、職員同士の関係・コミュニケーションに問題はなく、職員の倫理観・理念は欠如していない
- 施設の介護方針が適切で、他の利用者とのトラブルが多い利用者ではなく、サービス種別が以下 4 つのいずれかに該当し、経営層の虐待や身体拘束に関する知識が不足している

以上より、従事者による虐待の深刻度の要因に関しては、深刻度が低め～中程度の事例については分類が行えるモデルが構築できた。深刻度が低めになる要因の中には管理者研修を実施していることがあり、深刻度が中程度になる要因の中には施設の介護方針の不適切さ、職員の知識・技術の不足、経営層の知識不足が上がっていることから、経営層・管理者・職員それぞれを対象にした適切な教育・研修により、深刻度を低くできる可能性があるのではないかと考えられる。

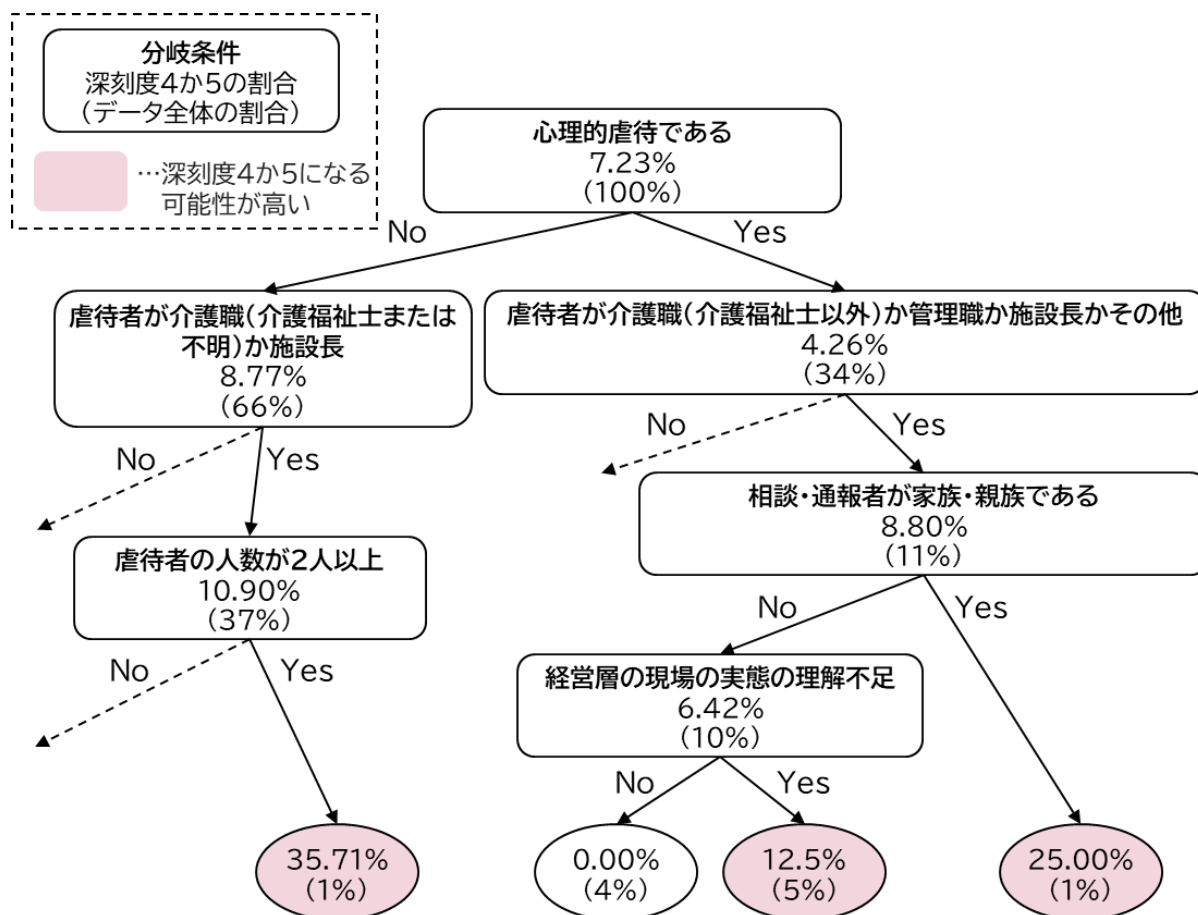




図表 48 深刻度 2 または 3 になる要因

最後に、深刻度 4 または 5 になるモデルを図表 49 に示す。前述の通り、このモデルは精度が高くないため要因の信頼度は低いが、どのような項目が表れているかを参考のため示す。他の葉よりも深刻度 4 または 5 になる可能性が高いのは、次のような条件の組み合わせであると言える。

- 心理的虐待であり、虐待者が介護職（介護福祉士以外）か管理職か施設長かその他であり、相談・通報者に少なくとも家族・親族が含まれる
- 相談・通報者が家族・親族でなく、経営層の現場の理解が不足している
- 心理的虐待でなく、虐待者が介護職（介護福祉士または不明）か施設長であり、虐待者の人数が 2 人以上である



図表 49 深刻度 4 または 5 になる要因

### (イ) 分析① 虐待の深刻度に関する要因分析 (C 票・養護者による虐待)

#### 使用したデータ

受領したデータのうち、C 票の令和 2 年度分のみを利用した。さらに次項で説明する目的変数の設定により、学習に用いたデータ総数は、11,990 件となった。

#### 目的変数の設定

目的変数には、C 票の「問 5 虐待の内容 3)虐待の深刻度」を使用した。複数のパターンで目的変数を設定した結果、最も精度の高いモデルが得られた目的変数として、以下の 3 段階のみを抽出する方法を採用した。

- 深刻度 1 (5,601 件)
- 深刻度 3 (5,288 件)
- 深刻度 5 (1,101 件)

#### 説明変数の設定

C 票の「問 2 相談・通報者」・「問 4 事実確認調査の結果」・「問 5 虐待の内容(深刻度は除く)」・「問 6 被虐待者・虐待者の状況」に含まれる項目のうち、62 項目を説明変数とした。さらに、相談・通報者の合計値を算出し、「通報者数」という特徴量を新たに追加し、全 63 項目を説明変数としている。

## モデルの精度

| 深刻度 |   | 予測結果 |     |   |
|-----|---|------|-----|---|
|     |   | 1    | 3   | 5 |
| 実績  | 1 | 646  | 411 | 1 |
|     | 3 | 463  | 654 | 3 |
|     | 5 | 59   | 154 | 7 |

図表 50 深刻度を予測するモデルの評価データに対する精度

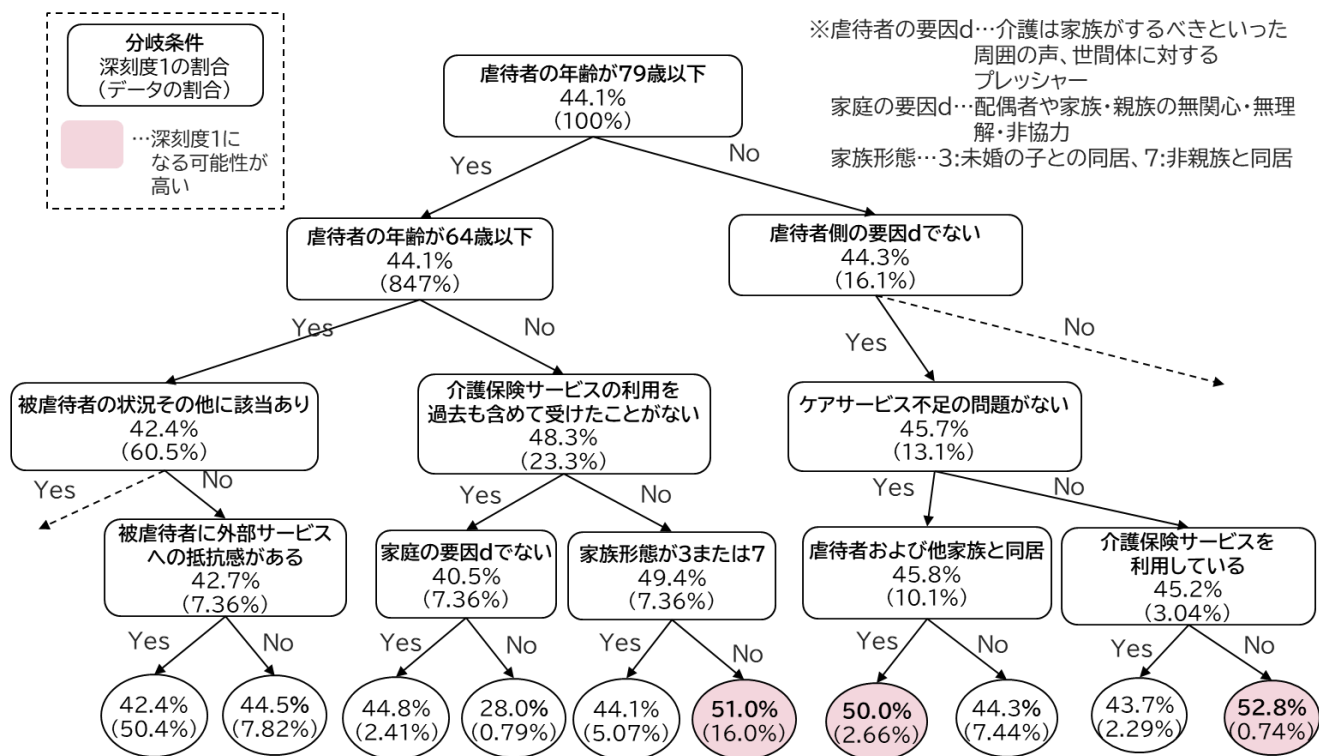
構築したモデルの精度を図表 50 に示す。全データに対する正解率は 54.5%となった。深刻度 1 については、実際に 1 であった事例の 61.1%が予測でき（再現率）、1 と予測した事例の 55.3%が実際に 1 という結果（適合率）であった。また、深刻度 3 については、実際に深刻度 3 であった事例の 58.4%が予測でき（再現率）、深刻度 3 と予測した事例の 53.7%が実際に深刻度 3 であるという結果（適合率）になった。これより深刻度 1 または深刻度 3 のモデルは、ランダムに深刻度を予測するよりも根拠のある予測をすることができるモデルと考えられる。

これに対し深刻度 5 では予測の精度がかなり低い結果となり、モデルとしては不十分な結果となった。これは、深刻度 5 の件数が少なく、データ量が不十分であったためと考えられる。また、今回使用したデータでは、選定した説明変数と深刻度の関連が弱い可能性も考えられる。

## 抽出された要因

深刻度 1 と判定される場合の条件を図表 51 に示す。色がついている葉に深刻度 1 のデータの割合が多くなっており、その葉にたどり着くと深刻度 1 になる可能性が高いことを示している。このような葉に至る条件は、以下のよう条件の組み合わせである。

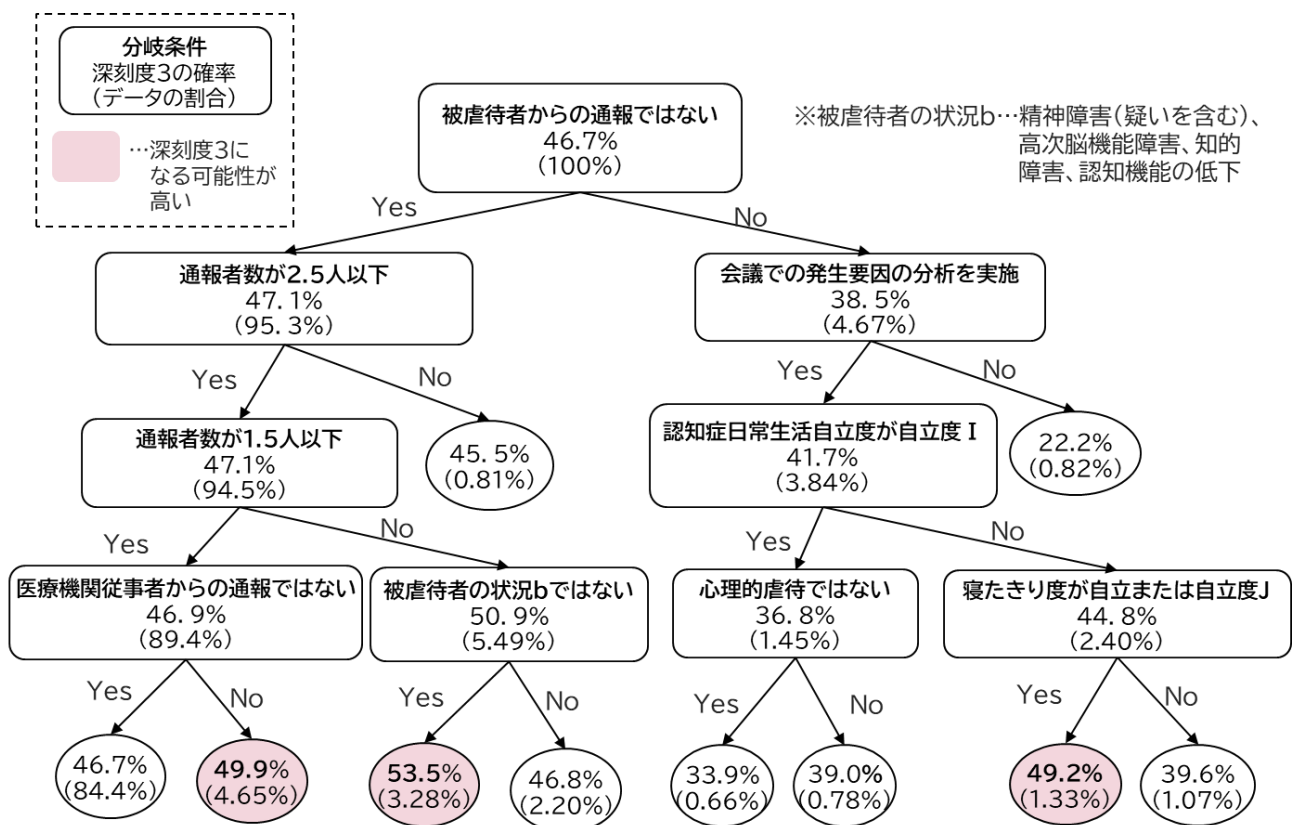
- 虐待者の年齢が 80 歳以上で、ケアサービスの問題があり、介護サービスの利用なし
- 虐待者の年齢が 80 歳以上で、虐待者および他家族と同居している
- 虐待者の年齢が 65～79 歳で、介護サービス利用中または利用歴がある



図表 51 深刻度 1 になる要因

次に、深刻度 3 と判定される場合の条件を図表 52 に示す。深刻度 1 の場合と同様に条件分岐を辿っていくと、深刻度 3 になるのは次のような要因であると言える。

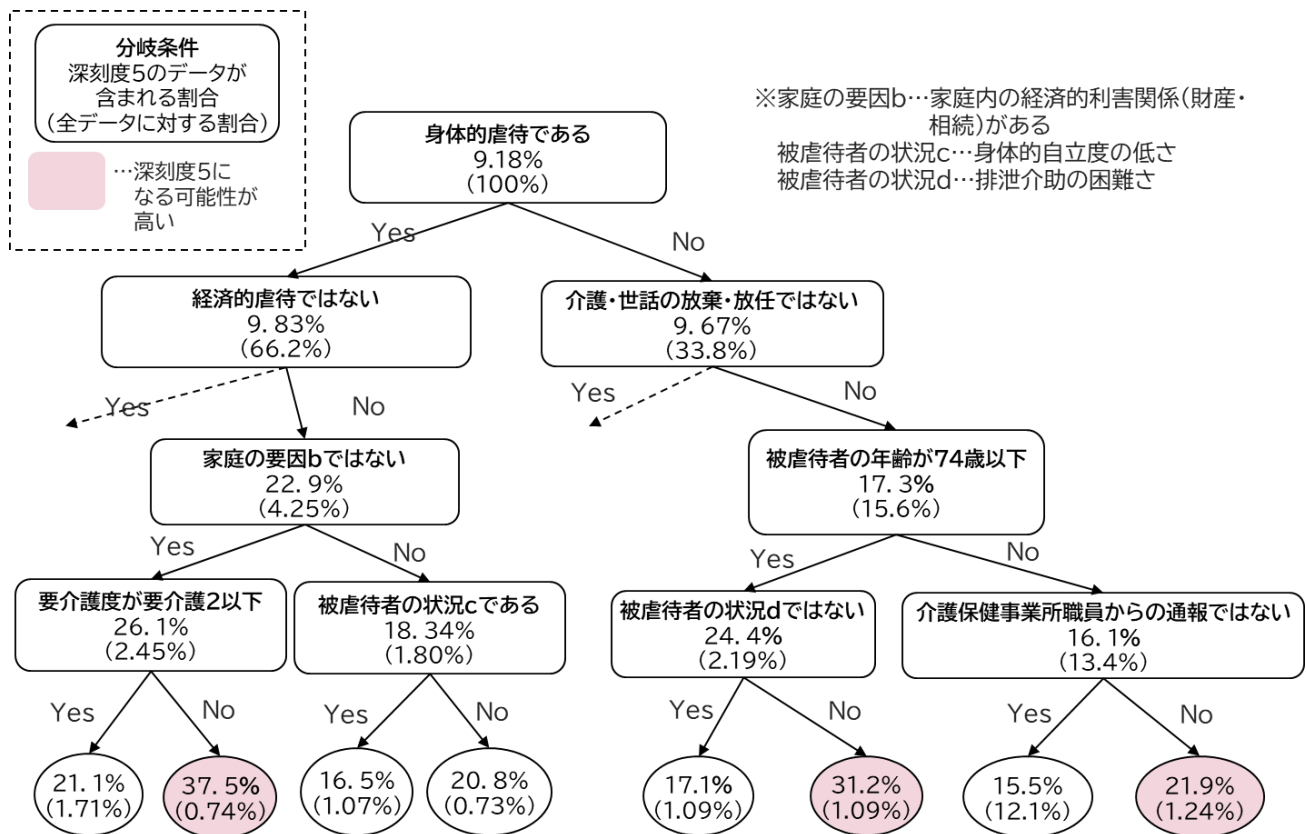
- 被虐待者本人からの通報であり、会議での発生要因の分析を実施しており、認知症自立度がⅡ以上であり、寝たきり度が自立またはⅠである
- 通報者数が 2 人で被虐待者に精神障害がない
- 通報者数が 1 人で医療従事者からの通報がある



図表 52 深刻度 3 になる要因

最後に、深刻度 5 と判定される場合の条件を図表 53 に示す。深刻度 1 の場合と同様に条件分岐をたどっていくと、深刻度 5 になるのは次のような要因があげられる。ただし深刻度 5 の予測については、精度が低いため、参考値であることに注意されたい。

- ・ 介護・世話の放棄・放任であり、被虐待者が 75 歳以上であり、介護保険事業所職員からの通報である
- ・ 介護・世話の放棄・放任であり、被虐待者が 74 歳以下であり、被虐待者が外部サービスへの抵抗感を持っている
- ・ 身体的虐待かつ経済的虐待であり、要介護度が 3 以上である



図表 53 深刻度 5 になる要因

## (ウ) 分析② 対応の違いに関する要因分析 (B 票・従事者による虐待)

### 使用したデータ

4 年分受領した調査票のデータのうち、平成 29 年度分はそれ以降と比べて存在しない項目が多かったため除外し、残りの 3 年分を分析に用いた。なお、従事者による虐待のデータは B 票は 1 事例 (1 施設) が 1 データとなっているが、1 施設で複数の虐待が起きている場合に、附 B 票には複数のデータが記録される。そのような場合は、附 B 票のデータのうち最も深刻度の高いものを代表例として B 票に突合し、B 票を基準に分析を行った。データ総数は 2,551 件であった。なお、本分析では B 票と附 B 票のみを用いた。

### 目的変数の設定

行政処分にあたる対応を行ったものを 1、それ以外の対応 (行政指導) のみを行った場合 0 として、各事例を振り分けた。1 つの事例で複数の対応を行っている場合は、より重い対応から振り分けを判断した。

- 1 : 改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定取消、事業の制限、停止、廃止、認可取消
- 0 : 施設等に対する指導、施設等からの改善計画の提出依頼、虐待を行った養介護施設従事者等への注意・指導、報告徴収、質問、立入検査、改善勧告

具体的には、以下の内容の対応で振り分けをした。

- 目的変数が 1 となる対応 (行政処分)

次のような場合に 1 つでも当てはまれば、目的変数が 1 となる。

「問 8 介護保険法の規定に基づく権限の行使」の「4)改善命令」、「5)指定の効力の全部又は一部停止」、「6)指定取消」のどれか 1 つ以上が、「市町村が実施」、「都道府県が実施」、「市町村・都道府県がそれぞれ実



施」のいずれかである場合。または、「問 9 老人福祉法の規定に基づく権限の行使」の「2)改善命令」、「3)事業の制限、停止、廃止」、「4)認可取消」のどれか 1 つ以上が「市町村が実施」、「都道府県が実施」のいずれかである場合。

- 目的変数が 0 となる対応（行政指導）

上記の目的変数が 1 となる対応がなく、次のような場合に 1 つでも当てはまれば、目的変数が 0 となる。

「問 7 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応」の「1)施設等に対する指導」、「2)施設等からの改善計画の提出依頼」、「3)虐待を行った養介護施設従事者等への注意・指導」のどれか 1 つ以上が、「市町村が実施」、「都道府県が実施」、「市町村・都道府県がそれぞれ実施」のいずれかである場合。または、「問 8 介護保険法の規定に基づく権限の行使」の「1)報告徴収、質問、立入検査」、「2)改善勧告」のどれか 1 つが「市町村が実施」、「都道府県が実施」、「市町村・都道府県がそれぞれ実施」のいずれかである場合。または、「問 9 老人福祉法の規定に基づく権限の行使」の「1)報告徴収、質問、立入検査」が「市町村が実施」、「都道府県が実施」のいずれかである場合。

いずれの対応も「無」となっているものに関しては扱いが難しいため、今回は削除した。全データの中で、目的変数 1（行政処分）は 116 件、0（行政指導）は 1,889 件である。データ件数の偏りがあったため、学習データは目的変数 1 が 93 件、0 が 372 件となるよう調整を行った。評価データは偏りを調整せず、現実の比率そのままのものを扱い、1 が 23 件、0 が 378 件となっている。

#### 説明変数の設定

B 票の「問 6 虐待事例の概要 4\_2)運営法人(経営層)の課題」や、B 票の「問 6 虐待事例の概要 4\_4)虐待を行った職員の課題」などの 72 項目を説明変数とした。ただし、通報時点の情報の中から要因を抽出するため、「問 10 市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置 1)施設等からの改善計画の提出」などの対応後の施設の取り組みに関する項目は説明変数からは除いた。

#### モデルの精度

|    |      | 予測結果 |      |
|----|------|------|------|
|    |      | 行政指導 | 行政処分 |
| 実績 | 行政指導 | 353  | 25   |
|    | 行政処分 | 17   | 6    |

図表 54 対応の違いを予測するモデルの評価データに対する精度

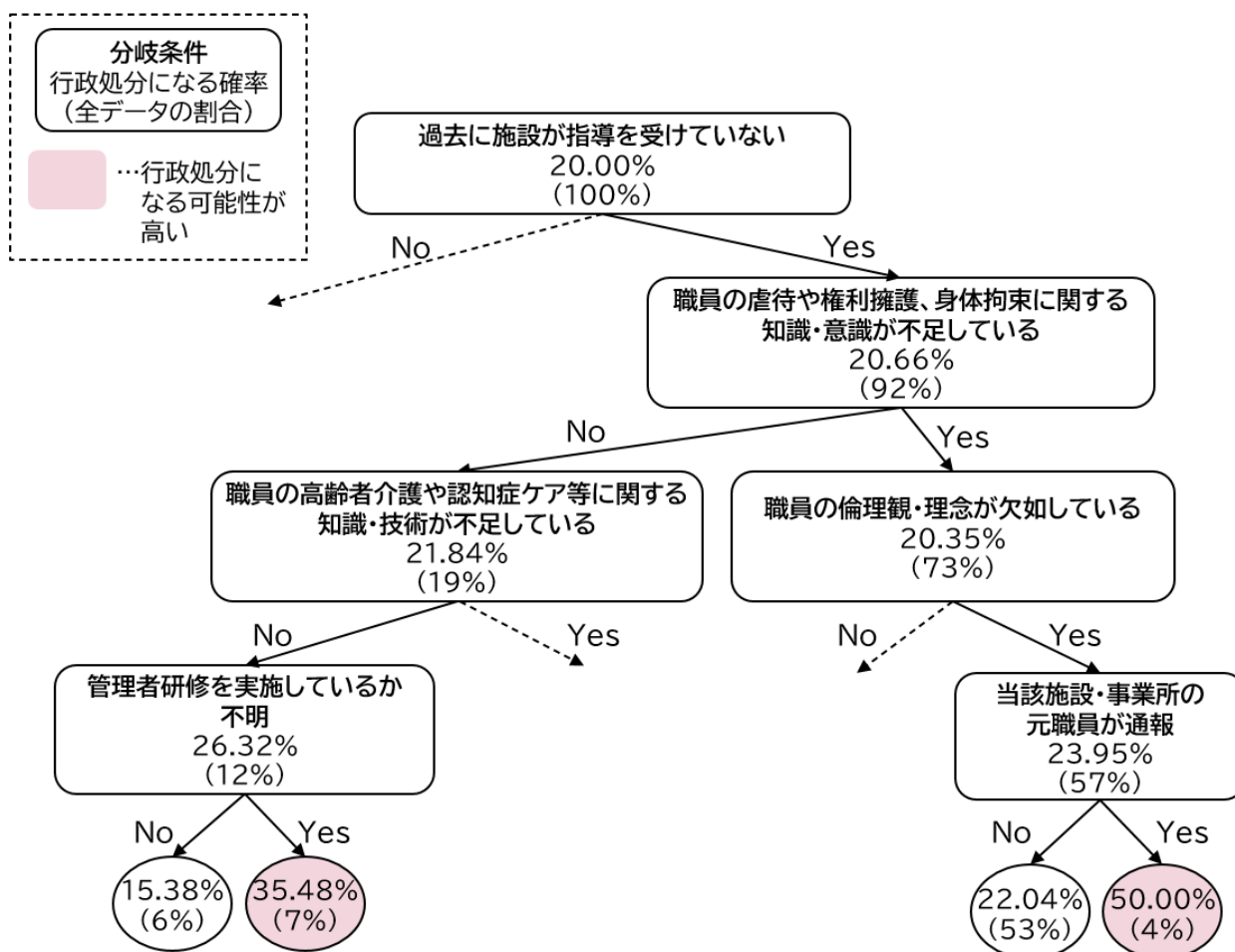
構築したモデルの精度を図表 54 に示す。行政処分については、実際に行政処分であった事例の 26.1%が予測でき（再現率）、行政処分と予測した事例の 19.4%が実際に行政処分であるという結果（適合率）であった。正解率は 89.6%であったが、これは評価データの行政指導の割合が多いという偏りがあるため高くなっている。予測の精度が低い結果となり、モデルとしては不十分な結果となった。これは、従事者による虐待の中で行政処分となる件数が少なく、データ量が不十分であったためと考えられる。



## 抽出された要因

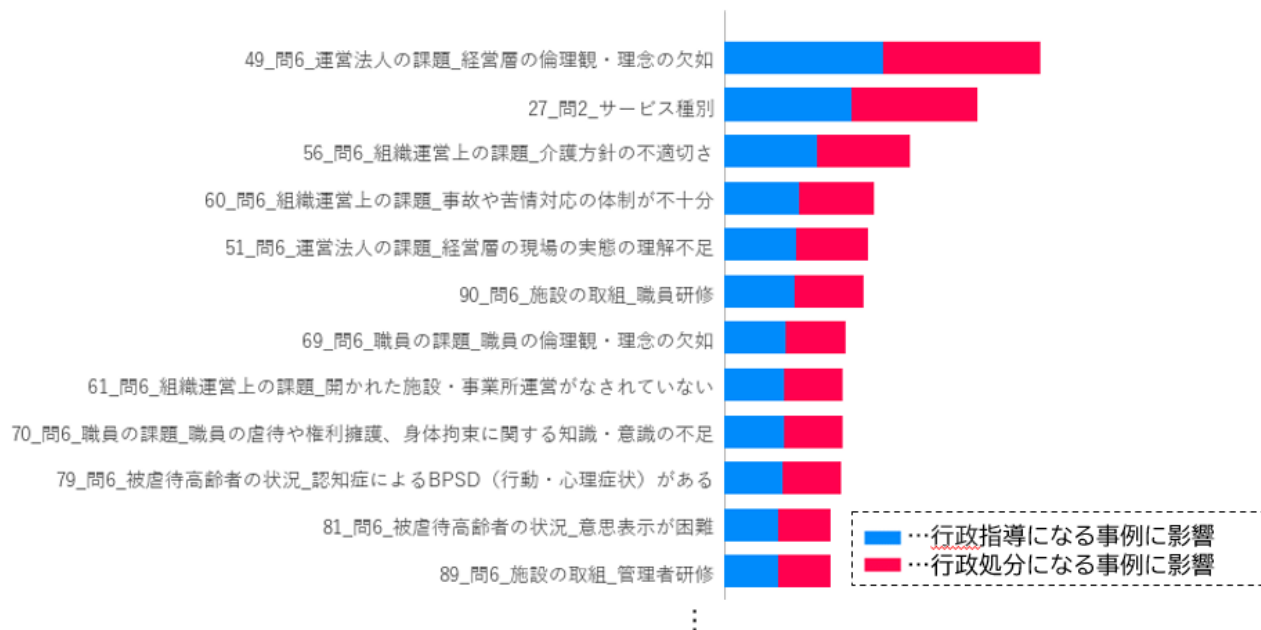
行政処分と判定される場合の条件を図表 55 に示す。行政処分になる可能性が高いのは、次のような条件の組み合わせであるといえる。

- 過去に施設が指導を受けておらず、職員の虐待や介護に関する知識・技術はあり、管理者研修を実施しているか不明
- 過去に施設が指導を受けておらず、職員の虐待に関する知識や倫理観が欠如しており、当該施設・事業所の元職員が通報



図表 55 行政処分となる要因

要因ごとの重要度を図表 56 に示す。行政処分か否かに影響が大きい要因として、経営層の倫理観・理念の有無、サービス種別、介護方針が不適切か否か、事故や苦情対応の体制、経営層の現場の実態の理解不足などがあげられる。



図表 56 行政処分または行政指導になる事例にかかわる特徴量重要度

## (工) 分析② 対応の違いに関する要因分析 (C 票・養護者による虐待)

### 使用したデータ

4 年分受領した調査票のデータのうち、令和 2 年度の C 票を使用した。平成 29 年度から令和 1 年度までのデータは項目数が異なるため、除外した。データ総数は 19,149 件であった。

### 目的変数の設定

「問 7 虐待事例への対応状況 1) 分離の有無 1-1) 分離の有無」の項目が、

- a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例
- b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例

のどちらであるかを目的変数とした。今回は、純粋に分離するかどうかの判別を行うため、「問 7 虐待事例への対応状況 1) 分離の有無 1-1) 分離の有無」の項目が「a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」、「b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例」のみを使用することとした。「c) 現在対応について検討・調整中の事例」、「d) 虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）」、「e) その他」のデータは除外した。分離を行った事例は 6,567 件、分離していない事例は 12,582 件であった。

### 説明変数の設定

C 票の「問 2 相談・通報者 a) 介護支援専門員(ケアマネジャー)」、「問 4 事実確認調査の結果 6)\_2 虐待者側の要因 a) 介護疲れ・介護ストレス」などの 68 項目を説明変数とした。ただし、通報時点の情報の中から要因を抽出するため、「問 7 虐待事例への対応状況 2) 1) で分離を行った場合の対応内容」などの対応内容の項目は説明変数からは除いた。

## モデルの精度

|    |       | 予測結果  |      |
|----|-------|-------|------|
|    |       | 分離しない | 分離する |
| 実績 | 分離しない | 1,797 | 720  |
|    | 分離する  | 530   | 783  |

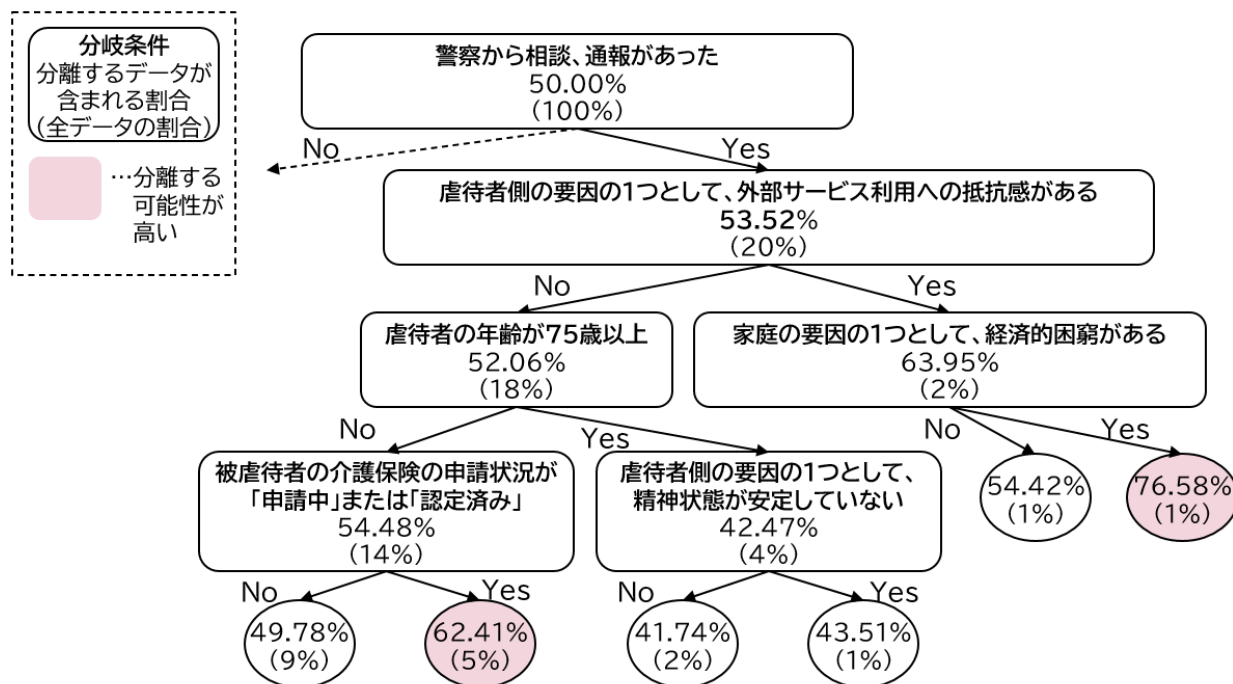
図表 57 対応の違いを予測するモデルの評価データに対する精度

構築したモデルの精度を図表 57 に示す。実際に分離をした事例の 59.6%が予測でき（再現率）、分離すると予測した事例の 52.1%が実際に分離した事例であるという結果（適合率）であった。正解率は 67.3%であった。これより、分離の有無を予測するモデルは、ランダムに深刻度を予測するよりも根拠のある予測をすることができるモデルと考えられる。

## 抽出された要因

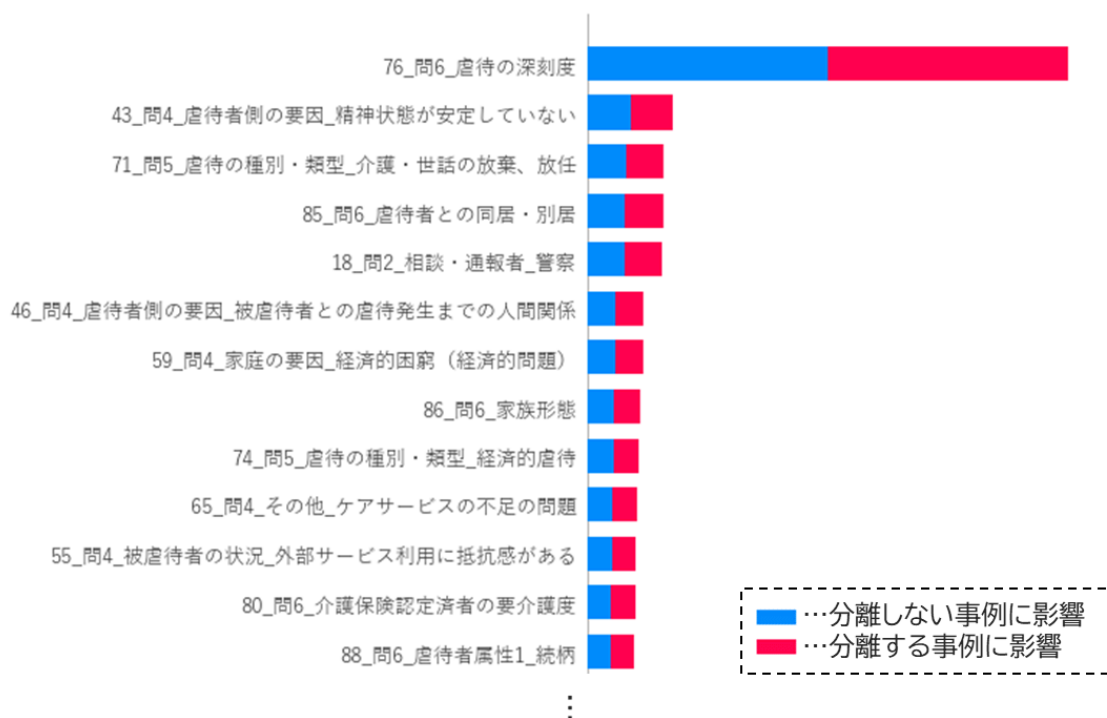
分離すると判定される場合の条件を図表 58 に示す。分離する可能性が高くなるのは次のような条件の組み合わせであると言える。

- 警察から相談・通報があり、虐待者が外部サービスの利用へ抵抗感があり、虐待となった家庭の要因として、経済的困窮がある
- 警察から相談・通報があり、虐待者が外部サービス利用への抵抗感はないが、虐待者の年齢が 75 歳未満であり、被虐待者の介護保険の申請状況が「申請中」または「認定済み」



図表 58 分離する事例を予測する決定木

要因ごとの重要度を図表 59 に示す。分離の有無に影響が大きい要因として、虐待の深刻度、虐待者側の要因（精神状態や人間関係）、虐待の種別、警察からの相談、家庭の経済的困窮、家族形態などがあげられる。



図表 59 分離する事例にかかわる特徴量重要度

### 抽出された要因についての考察

養護者による虐待での対応の違いについて、上述した分離する可能性が高い条件の組み合わせについて考察する。

警察からの相談・通報については、そもそも相談・通報は警察から来ることが多く、分離の有無にかかわらず母数が多い。そのため、警察からの相談・通報であるということが分離の要因になっているかどうかはこの結果からは推定できない。また、年齢が 75 歳未満という条件だけでは統柄を特定することは難しい。そのため、年齢が分離の要因となっているかどうかはこの結果からは推定できない。

虐待者に外部サービスへの抵抗感があることと、経済的困窮があることについては、分離の要因になっていることが考えられる。これに対し、虐待者に外部サービス利用に抵抗がない場合に被虐待者の介護保険の申請状況が「申請中」または「認定済み」であるという条件は、外部サービス利用に抵抗がないのであれば一般的なことである。そのため、被虐待者の介護保険の申請状況が分離の要因になっているかどうかはこの結果からは推定できない。

### 結論

以上のことから、虐待者に外部サービスへの抵抗感があり、つまり孤立している可能性が高いと考えられる状態にあり、さらに経済的困窮があるような事例が分離する可能性が高いと考えられる。

### (オ)分析③ 虐待が繰り返し起こる施設に関する要因分析（B 票・従事者による虐待）

要介護施設従事者等による虐待の中には、同じ施設で繰り返し発生しているケースが存在する。同一施設

内での虐待再発防止を目的として、虐待が繰り返し起こる施設に関する要因分析を実施した。

### 使用したデータ

分析対象データとして令和2年度のA票、B票、D票を使用した。3つのデータはB票を基準にA票とD票を突合している。さらにデータの条件として、B票の「問3 市町村における事実確認調査状況 1-2) 事実確認調査を行った結果」が「a) 虐待の事実が認められた」である事例に限定し、最終的に2,702データで分析を実施した。

### 目的変数の設定

目的変数は、B票の「問6 虐待事例の概要 5) 当該施設等に対する過去の指導等 5)-1 当該施設等における過去の虐待の有無」とした。学習データのうち、過去の虐待あり（再発）の事例は92データ、過去の虐待なし（初発）の事例は2,069データである。対して評価データは、再発の事例が518データ、初発の事例が23データとなっている。

### 説明変数の設定

説明変数はB票の「問6 虐待事例の概要 4\_2) 運営法人(経営層)の課題」や、B票の「問6 虐待事例の概要 4\_3) 組織運営上の課題」などの81項目である。ただし、ID 関連項目、自由記述項目、日付項目、A票の「問1. 市町村の概況と対応担当窓口について(抜粋) 4) 地域包括支援センター整備状況」などの地域包括支援センター設備状況や委託に関する項目、B票の「問7 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応」などの虐待判断後の対応に関する項目は除外している。

### モデルの精度

|    |    | 予測結果 |    |
|----|----|------|----|
|    |    | 初発   | 再発 |
| 実績 | 初発 | 499  | 19 |
|    | 再発 | 17   | 6  |

図表 60 再発事例を予測するモデルの評価データに対する精度

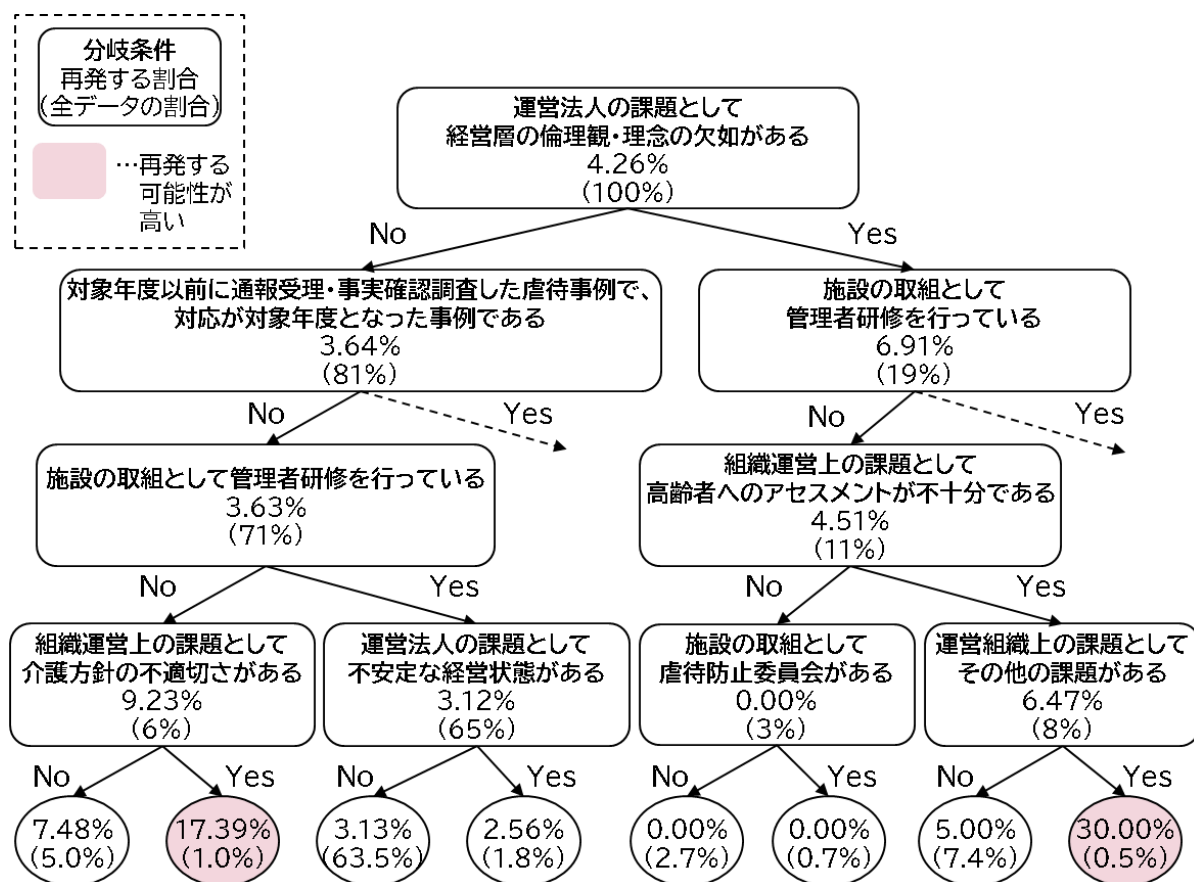
学習データを用いて再発事例を予測するモデルを作成した。評価データを用いてモデルが予測した結果を混合行列にまとめたものが図表 60 となる。正解率 93.4%、適合率 24.0%、再現率 26.1%という結果から、初発事例は予測できているものの再発事例は予測精度が良いとは言えない結果となっている。ただし再発事例は全データ中に 4%しか存在しないため、データ数の観点から考えると妥当な結果と考えられる。

### 抽出された要因

モデルで作成した決定木を図表 61、特徴量重要度を図表 62 に示す。条件分岐を辿っていくと、再発事例は次のような条件の組み合わせであると言える。再発事例が全データ中 4%しか存在しないことに対し、上記 2 つの条件の場合はそれぞれ 30%、17%と再発事例の割合が非常に高くなっている。

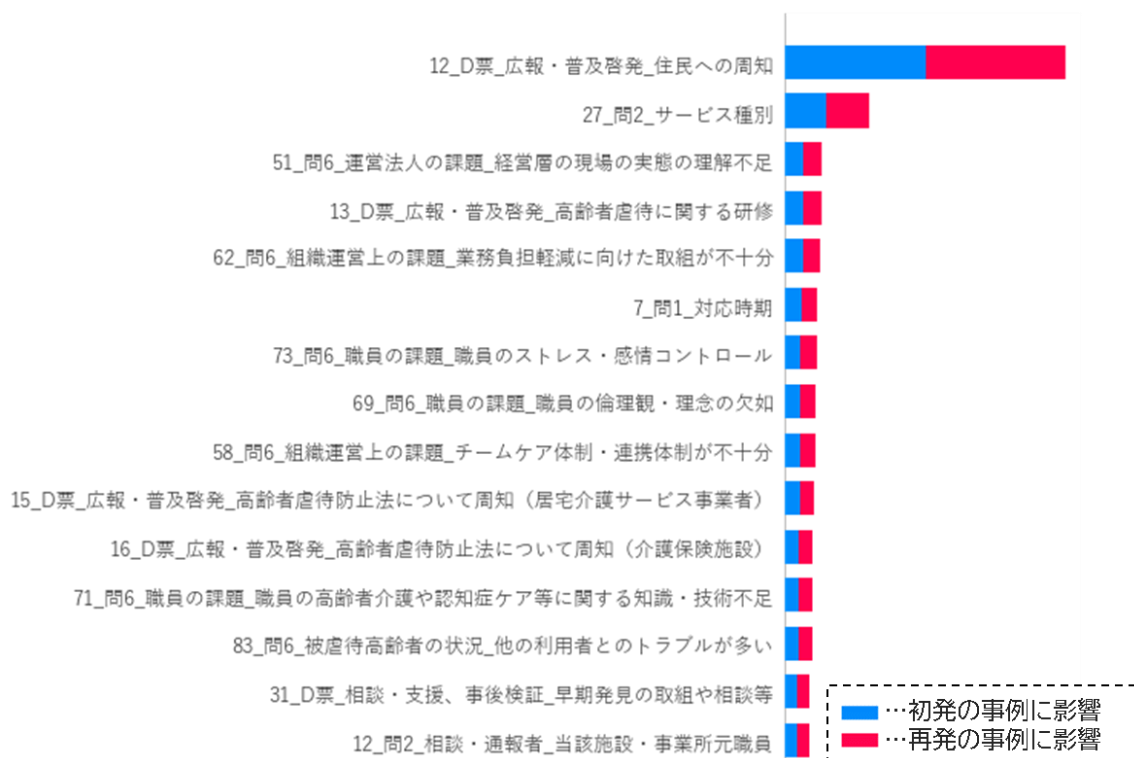
- ・ 運営法人の課題として経営層の倫理観・理念の欠如、その他の課題があり、施設の取組として管理者研修を行っておらず、組織運営上の課題として高齢者へのアセスメント不十分がある

- 運営法人の課題として経営層の倫理観・理念の欠如はなく、対象年度に通報受理・事実確認調査・対応を行った事例で、施設の取組として管理者の研修を行っておらず、組織運営上の課題として介護方針の不適切さがある



図表 61 再発事例を予測する決定木





図表 62 再発事例にかかわる特徴量重要度

#### (4) テーマ③：緊急度と関連する指標に関する分析

テーマ②の「分析① 虐待の深刻度に関する要因分析」を行うにあたり、調査票の中の単独の指標で深刻度と関連の強い指標があるかどうかを分析した。

##### 使用したデータ

B 票（従事者による虐待）に関しては、1 年間のデータ件数が少ないため、受領した 4 年分すべてを分析対象とした。B 票と附 B 票の突合については、上記「分析① 虐待の深刻度に関する要因分析」と同様に、1 施設に複数の虐待事例がある場合は最も深刻度の高い事例を突合した。

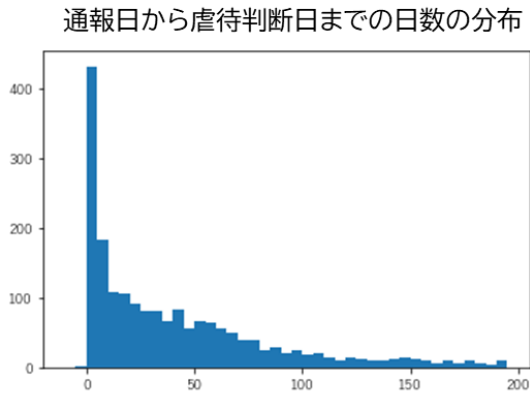
C 票（養護者による虐待）に関しては、最新の動向をはかるため、受領した 4 年分のデータのうち令和 2 年度の 1 年分のデータを使用した。自治体の取り組みの情報である A 票・D 票も合わせて分析を行っている。

##### 分析方法

5 段階の深刻度に対し、調査票のそれ以外の項目との相関係数を計算し比較を行った。なお、日付に関する情報のうち事実確認調査開始日と虐待確認日は、通報日からの経過日数を求めたものを用いた。経過日数の計算時に、明らかに大きすぎる値となるデータは除外している。

まず、従事者による虐待のデータに対し、深刻度と経過日数の間の関係を図表 63(A)に、経過日数も含めた全項目のうち相関係数が高かった項目の一覧を図表 63(B)に示す。相関は全体的に弱いが、医療機関従事者、警察、家族・親族、介護相談員からの通報がある場合に相関係数が他より高くなる傾向がある。また、年齢、要介護度、寝たきり度など、本人の状態に関する情報も現れている。

|             | 相関係数   |
|-------------|--------|
| 通報日～事実調査開始日 | 0.0017 |
| 通報日～虐待確認日   | 0.0447 |



(A) 経過日数との関係

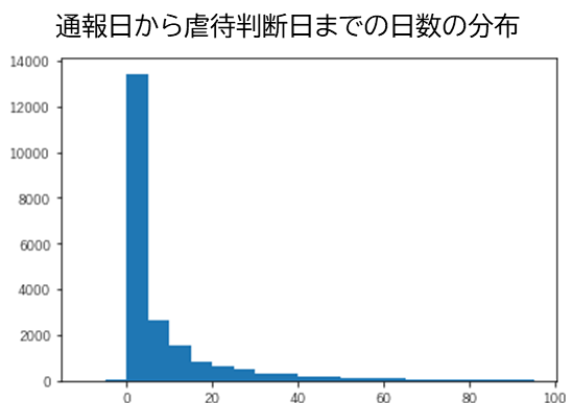
| 項目                      | 相関係数    |
|-------------------------|---------|
| 問2_相談・通報者_医療機関従事者(医師含む) | 0.1105  |
| 附2_被虐待者の年齢階級            | 0.0740  |
| 附2_被虐待者の要介護度            | 0.0671  |
| 問2_相談・通報者_警察            | 0.0628  |
| 附2_被虐待者の寝たきり度           | 0.0606  |
| 問2_相談・通報者_家族・親戚         | 0.0467  |
| 問2_相談・通報者_介護相談員         | -0.0460 |
| 通報日～虐待確認日               | 0.0447  |
| 問2_相談・通報者_介護支援専門員       | 0.0446  |
| 問2_相談・通報者_国民健康保険団体連合会   | 0.0413  |

(B) 相関係数の高い項目一覧

図表 63 従事者による虐待データのうち深刻度と関連の高い項目

次に、養護者による虐待のデータに対し、同様に分析した結果を図表 64 に示す。従事者による虐待と同様に相関は全体的に弱い、医療機関従事者からの通報がある場合や分離を行う場合に相関係数が他より高くなる傾向がある。ただし、分離の有無などは虐待判断後の対応に関する情報であり、それらを除いた通報時点の情報だけで深刻度を判断するのは難しいと考えられる。

|             | 相関係数    |
|-------------|---------|
| 通報日～事実調査開始日 | -0.0222 |
| 通報日～虐待確認日   | -0.0104 |



(A) 経過日数との関係

| 項目                      | 相関係数    |
|-------------------------|---------|
| 問2_相談・通報者_医療機関従事者       | 0.0923  |
| 問7_分離の有無                | 0.0870  |
| 問7_分離を行った場合_対応内容        | 0.0831  |
| 問7_分離を行った場合_面会制限の有無     | 0.0793  |
| 問7_分離をしていない場合_経過観察以外の対応 | 0.0712  |
| A票_地域包括支援センター設備状況_委託    | 0.0679  |
| A票_人口                   | 0.0579  |
| A票_人口(65歳以上)            | 0.0544  |
| A票_地域包括支援センター設備状況_直営    | -0.0419 |
| 問5_虐待の種別・類型_介護・世話の放棄、放任 | 0.0409  |

(B) 相関係数の高い項目一覧

図表 64 養護者による虐待データのうち深刻度と関連の高い項目

## (5) テーマ④：対応の進捗に関する分析

本節では、対応の進捗に関する分析として、その事例が調査時点で終結していたか、または継続中であったかを示す情報に着目した分析を行う。まずはテーマ②と同様の要因分析を行い、事例が終結するか否かにどのような条件が関連しているかを抽出する。次に、終結した場合はその理由、継続中の場合は年度末の状況を示す自由記述文の分析を行い、終結した事例と継続中の事例ではどのような違いが表れているかを調査する。

### (ア) 終結・継続の要因分析（B 票・従事者による虐待）

#### 使用したデータ

4 年分受領した調査票のデータのうち、平成 29 年度分はそれ以降と比べて存在しない項目が多かったため除外し、残りの 3 年分を分析に用いた。なお、従事者による虐待のデータは B 票は 1 事例（1 施設）が 1 データとなっているが、1 施設で複数の虐待が起きている場合に、附 B 票には複数のデータが記録される。そのような場合は、附 B 票のデータのうち最も深刻度の高いものを代表例として B 票に突合し、B 票を基準に分析を行った。

さらに、以下をすべて満たすデータに絞り込みを行った。ここで、通報日が調査日（年度末）に近い事例は通報を受理したばかりで終結していないことが多く、他のデータと合わせて分析すると正確な分析ができないため、3 つ目の条件で通報日が調査日から半年以上前のデータに絞り込みを行っている。半年としたのは、通報日から終結日までの経過日数の中央値が B 票では約 4 ヶ月、C 票では約 3 ヶ月であり、平均値が B 票では約 6 ヶ月、C 票では約 3 ヶ月であったためである。絞り込みの結果、データ総数は 1,817 件となった。本分析では B 票と附 B 票のみを用いた。

- B 票の「問 3 市町村における事実確認調査状況 1-2) 事実確認調査を行った結果」が「a) 虐待の事実が認められた」
- B 票の「問 13 調査対象年度末日での状況 1) 対応状況の種類」が回答されている
- 継続事例の場合は B 票の「問 1 相談通報受理日・時期・自治体 1) 相談・通報受理日」が各年度の 9 月 30 日以前

#### 目的変数の設定

目的変数は、B 票の「問 13 調査対象年度末日での状況 1) 対応状況の種類」とした。学習データのうち、終結事例は 683 データ、継続事例は 770 データである。対して評価データは、終結事例が 171 データ、継続事例が 193 データとなっている。

#### 説明変数の設定

説明変数は B 票の「問 9 老人福祉法の規定に基づく権限の行使 2) 改善命令」や附 B 票の「附 4 虐待を行った養介護施設等の従事者 3) 性別」などの 114 項目である。ただし、ID 関連項目、自由記述項目、日付項目は除外している。

#### モデルの精度

学習データを用いて終結事例を予測するモデルを作成した。評価データを用いてモデルが予測した結果を混同行列にまとめたものが図表 65 となる。正解率 72.3%、適合率 70.8%、再現率 69.6%という結果から、ランダムに終結・継続を予測するよりも根拠のある予測をすることができるモデルと考えられる。

|    |    | 予測結果 |     |
|----|----|------|-----|
|    |    | 継続   | 終結  |
| 実績 | 継続 | 144  | 49  |
|    | 終結 | 52   | 119 |

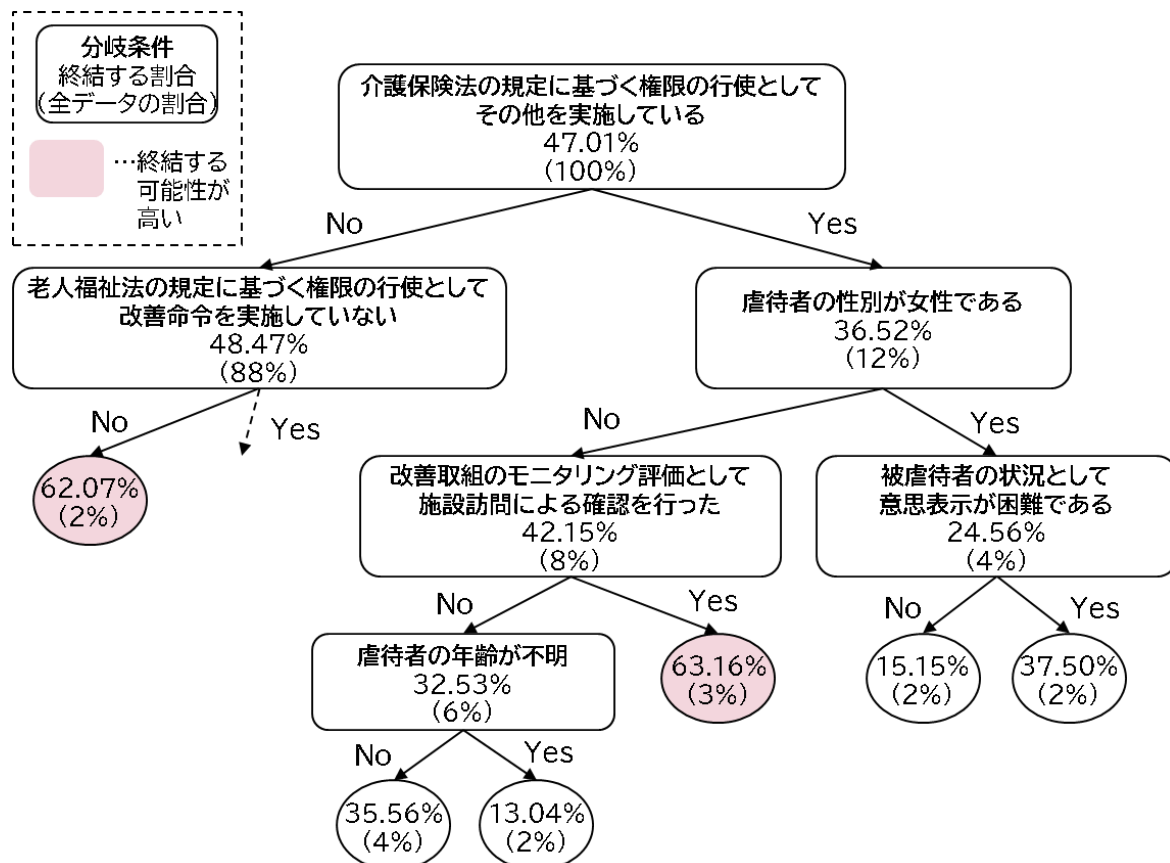
図表 65 終結事例を予測するモデルの評価データに対する精度

#### 抽出された要因

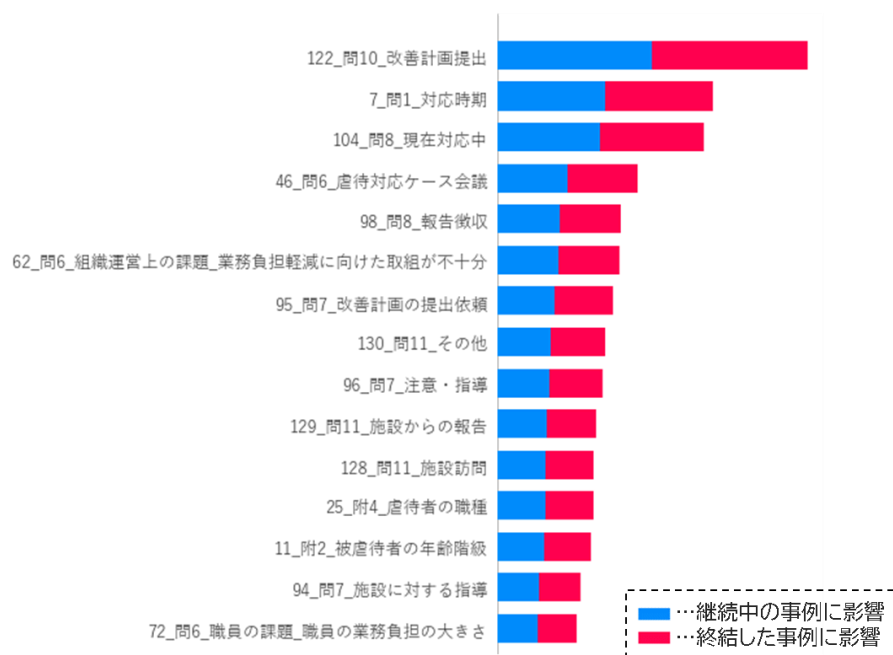
モデルで作成した決定木を図表 66、特徴量重要度を図表 67 に示す。条件分岐を辿っていくと、終結事例は次のような条件の組み合わせであると言える。

- ・ 介護保険法の規定に基づく権限の行使としてその他の対応を実施しており、虐待者の性別が女性ではなく（男性、または不明）、改善取組のモニタリング評価として施設訪問による確認を行っている
- ・ 介護保険法の規定に基づく権限の行使としてその他の対応を実施しておらず、老人福祉法の規定に基づく権限の行使として改善命令を実施している

終結事例が全データ中約 47%であることに対し、上記 2 つの条件の場合はそれぞれ 63%、62%と終結事例の割合が高くなっている。



図表 66 終結事例を予測する決定木



図表 67 終結事例にかかわる特徴量重要度

### 抽出された要因についての考察

考察の前提として終結の形は多様である。終結の最低条件は「虐待が解消されたと確認できること」であり、虐待の解消によって高齢者が安心して生活を送ることに繋がるかについても見極める必要がある。つまり様々な観点から終結を判断するため、終結の形も多様となっている。以下ではデータ上で終結として記録されている事例の要因を深掘りする。

1 つ目の条件において、介護保険法の規定に基づく権限の行使におけるその他の対応について B 票の「問 8 介護保険法の規定に基づく権限の行使 その他の場合具体的内容」にて具体的な内容を確認したところ、文書指導や現在対応中の詳細状況を書いているケースが多かった。つまり、ある特定の対応方法を示しているわけではなく、何らかの指導を実施した、ということを示す項目であるといえる。また虐待者の性別は女性ではないということは、虐待者の性別が男性か不明であることを表している。男性が虐待者となるケースは少なくないため、終結事例だけでなく継続事例にも虐待者が男性である事例が含まれると考えられる。そのため性別自体は終結に関係がないと推察する。最後の項目である施設訪問についてはそのままの意味で捉える。これらのことから 1 つ目の条件は次の 2 つのいずれかを表すと推察する。1 つ目は、改善のために行政が指導をしており訪問によって指導の様子・結果を確認した事例は、終結する可能性が高いことである。2 つ目は、改善のために行政が指導をしており終結する見込みが立った事例は、訪問をして最終確認をする可能性が高いことである。

2 つ目の条件において、介護保険法の規定に基づく権限の行使におけるその他の対応は実施していない、という項目が表れている。しかしその他の対応を実施していない場合でも別の行政指導を実施している可能性が高く、指導をしていないことを示すものではない。最後の項目である改善命令の実施についてはそのままの意味で捉える。これらのことから 2 つ目の条件は次の 2 つのいずれかを表すと推察する。1 つ目は、老人福祉法の規定に基づき改善命令を実施した事例は、終結する可能性が高いことである。2 つ目は、老人福祉法の規定に基づき改善命令を実施した事例は、処分を下したことから終結として処理される可能性があることである。

### 結論

決定木の結果と解釈から、改善のために行政が指導をしており訪問によって指導の様子・結果を確認した事



例は終結する可能性が高い、もしくは、改善のために行政が指導しており終結する見込みが立った事例は訪問をして最終確認をする可能性が高いと考える。終結にはある程度行政が介入したほうがよく、施設だけの改善取組で終結させるのは難しい、もしくは時間がかかるのではないかと推測する。また老人福祉法の規定に基づき改善命令を実施した事例は終結する可能性が高い、もしくは、老人福祉法の規定に基づき改善命令を実施した事例は、処分を下したことから終結として処理される可能性もあると考える。

また分析対象年度はコロナ禍のため対面作業を減らしている時期にもかかわらず、対面確認と事例の終結に関連があると考えられる結果となった。そのため対面確認は重要であり、事例の終結に何らかの関連性があると推察する。

## (イ) 終結・継続の要因分析 (C 票・養護者による虐待)

### 使用したデータ

分析対象データとして令和 2 年度の A 票、C 票、D 票を使用した。3 つのデータは B 票を基準に A 票と D 票を突合している。さらに、以下をすべて満たすデータに絞り込みを行った結果、データ総数は 14,021 となった。通報日による絞り込みは B 票と同じ理由によるものである。

- ・ C 票の「問 4 事実確認調査の結果 1)調査の結果」が「a)虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例」
- ・ C 票の「問 8 調査対象年度末日での状況 1)対応状況の種類」が回答されている
- ・ C 票の「問 1 相談通報受理日・時期・自治体 1) 相談・通報受理日」が 2020 年 4 月 1 日以降
- ・ 継続事例の場合は C 票の「問 1 相談通報受理日・時期・自治体 1) 相談・通報受理日」が 2020 年 9 月 30 日以前

### 目的変数の設定

目的変数は、C 票の「問 8 調査対象年度末日での状況 1)対応状況の種類」とした。学習データのうち、終結事例は 4,377 データ、継続事例は 6,839 データである。対して評価データは、終結事例が 1,095 データ、継続事例が 1,710 データとなっている。

### 説明変数の設定

説明変数は C 票の「問 2 相談・通報者 1)相談・通報者」や、C 票の「問 5 虐待の内容 1)虐待の種別・類型」などの 107 項目である。ただし、ID 関連項目、自由記述項目、日付項目は除外している。

### モデルの精度

|    |    | 予測結果  |     |
|----|----|-------|-----|
|    |    | 継続    | 終結  |
| 実績 | 継続 | 1,423 | 287 |
|    | 終結 | 655   | 440 |

図表 68 終結事例を予測するモデルの評価データに対する精度

学習データを用いて終結事例を予測するモデルを作成した。評価データを用いてモデルが予測した結果を混同



```

graph TD
    A["虐待対応ケース会議で発生要因の分析を実施した  
39.02%  
(100%)"] -- No --> B["終結した虐待事案の事後検証について  
実施していない  
38.36%  
(18%)"]
    A -- Yes --> C["行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関  
介入支援ネットワーク」の構築にまだ取り組んでいない  
39.17%  
(82%)"]
    B -- No --> D["行政機関連携として高齢者虐待防止法に  
定める警察署長に対する援助要請等に  
関する警察担当者との協議を未実施  
34.23%(9%)"]
    B -- Yes --> E["虐待者側の要因として  
知識や情報の不足がある  
32.44%  
(7%)"]
    C -- No --> F["当該市町村行政職員からの  
相談、通報がある  
31.05%  
(9%)"]
    C -- Yes --> G["家族形態が「夫婦のみ世帯」  
「配偶者と離別・死別した子と同居」  
「子夫婦と同居」「その他」のいずれかである  
35.73%(20%)"]
    D -- No --> H["29.53%  
(5%)"]
    D -- Yes --> I["37.94%  
(3%)"]
    E -- No --> J["51.64%  
(1%)"]
    E -- Yes --> K["24.24%  
(1%)"]
    F -- No --> L["29.86%  
(8%)"]
    F -- Yes --> M["44.19%  
(1%)"]
    G -- No --> N["37.94%  
(9%)"]
    G -- Yes --> O["48.72%  
(2%)"]
  
```

分岐条件  
終結する割合  
(全データの割合)

…終結する  
可能性が  
高い

虐待対応ケース会議で発生要因の分析を実施した  
39.02%  
(100%)

No Yes

終結した虐待事案の事後検証について  
実施していない  
38.36%  
(18%)

No Yes

行政機関連携として高齢者虐待防止法に  
定める警察署長に対する援助要請等に  
関する警察担当者との協議を未実施  
34.23%(9%)

No Yes

虐待者側の要因として  
知識や情報の不足がある  
32.44%  
(7%)

No Yes

29.53%  
(5%) 37.94%  
(3%)

行政機関連携として地域における  
権利擁護・成年後見体制の整備に  
向けた中核機関の立ち上げ・体制  
整備にまだ取り組んでいない  
42.02%(2%)

No Yes

51.64%  
(1%) 24.24%  
(1%)

当該市町村行政職員からの  
相談、通報がある  
31.05%  
(9%)

No Yes

29.86%  
(8%) 44.19%  
(1%)

家族形態が「夫婦のみ世帯」  
「配偶者と離別・死別した子と同居」  
「子夫婦と同居」「その他」のいずれかである  
35.73%(20%)

No Yes

虐待の種別で  
介護・世話の放棄、放任がある  
50.12%  
(11%)

No Yes

37.94%  
(9%) 48.72%  
(2%)

| 項目                                      | 継続中の事例に影響 | 終結した事例に影響 |
|-----------------------------------------|-----------|-----------|
| 97_問7_分離の有無                             | 約75%      | 約25%      |
| 103_問7_分離をしていない場合_経過観察以外の対応             | 約45%      | 約55%      |
| 76_問6_虐待の深刻度                            | 約15%      | 約5%       |
| 100_問7_分離を行った場合_対応内容                    | 約15%      | 約5%       |
| 88_問6_虐待者属性1_続柄                         | 約15%      | 約5%       |
| 90_問6_虐待者属性1_年齢                         | 約15%      | 約5%       |
| 111_問7_権利擁護_成年後見制度利用の開始                 | 約15%      | 約5%       |
| 56_問4_被虐待者の状況_性格や人格（に基づく言動）             | 約15%      | 約5%       |
| 16_D票_広報・普及啓発_高齢者虐待防止法について周知（介護保険施設）    | 約15%      | 約5%       |
| 86_問6_家族形態                              | 約15%      | 約5%       |
| 81_問6_介護保険認定済者の認知症日常生活自立度               | 約15%      | 約5%       |
| 74_問5_虐待の種別・類型_経済的虐待                    | 約15%      | 約5%       |
| 41_問4_虐待者側の要因_虐待者の外部サービス利用への抵抗感         | 約15%      | 約5%       |
| 21_D票_ネットワーク構築_構築への取組（行政機関、法律関係者、医療機関等） | 約15%      | 約5%       |
| 10_A票_事務の一部又は全部の委託_安全確認、通報または事実確認のための措置 | 約15%      | 約5%       |

■ …継続中の事例に影響  
■ …終結した事例に影響

# NEC

## 抽出された要因

モデルで作成した決定木を図表 69、特徴量重要度を図表 70 に示す。条件分岐を辿っていくと、終結事例は次のような条件の組み合わせであると言える。

- ・ 虐待対応ケース会議で発生要因の分析を実施しておらず、行政機関連携として高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との協議が未実施だが、終結した虐待事案の事後検証については実施しており、行政機関連帯として地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備にも既に取り組んでいる
- ・ 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築にまだ取り組んでいないが、虐待対応ケース会議で発生要因の分析を実施しており、家族形態が「夫婦のみ世帯」「配偶者と離別・死別した子と同居」「子夫婦と同居」「その他」のいずれかであり、虐待の種別で介護・世話の放棄、放任がある
- ・ 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築にまだ取り組んでいないが、虐待対応ケース会議で発生要因の分析を実施しており、家族形態が「単独世帯」「未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居」「その他の親族と同居」「非親族と同居」「不明」のいずれかであり、当該市町村行政職員からの相談、通報がある

終結事例が全データ中約 39%であることにに対し、上記 3 つの条件の場合はそれぞれ 52%、49%、44%と終結事例の割合が高くなっている。

## 抽出された要因についての考察

考察の前提として、B 票に記載した通り終結の形は多様である。そのため以下ではデータ上で終結として記録されている事例の要因を深掘りする。また A 票 D 票に関する項目は市町村としての取組であり、各事例に対してすべて取り組まれていたかまでは不明である。

考察ではそれぞれの条件ごとに項目を確認する。ただし虐待対応ケース会議における発生要因の分析実施、家族形態はどのような条件でも終結する可能性が高いケースがあるため、終結に大きく関係しないと考える。よってこの項目 2 つ以外を考察の対象とする。

1 つ目の条件において、警察担当者との協議未実施は行政と警察との連携について表している項目である。つまりこの条件下においては、行政と警察との連携は終結にそれほど関連がないと推察できる。そのためこの条件は、事後検証、権利擁護や体制整備をしている行政の事例は警察との連携に関わらず終結する可能性が高いことを表している。

2 つ目の条件と 3 つ目の条件は 2 つ目の項目まで同じであるため、同時に考察する。関係専門機関介入支援ネットワークの構築取組未実施は、行政と関係専門機関との連携について表している項目である。つまりこの条件においては、行政と関係専門機関との連携は終結にそれほど関連がないと推察できる。次に 2 つ目の条件の最後の項目は、虐待の種別として介護・世話の放棄、放任が当てはまることとなっている。放棄・放任は事例への対処にある程度行政が関わる。そのためこれは行政が事例の対処に関わっていることを表していると考えられる。3 つ目の条件の最後の項目は、当該市町村行政職員からの相談、通報があることである。これは行政職員が通報していることを表すため、虐待対応の職員ではない可能性はあるものの、事例の対処前から既に何らかの形で行政が関わっていることを表している。よってこの条件は、行政が事例に関わっている事例は、行政と関係専門機関の連携に関わらず終結する可能性が高いことを表している。特に行政職員が虐待に気付き通報している点から、関係専門機関なしで行政が虐待に気付く能力があると終結に向かいやすいと推察する。

## 結論

決定木の結果と解釈から、終結には行政の取組・体制整備が関連し、当該市町村行政職員からの相談、通報も関わりがあると推察する。

### (ウ) 終結理由または継続理由のテキスト分析（B 票・従事者による虐待）

#### 使用したデータ

受領した調査票 4 年分の B 票を分析に用いた。さらに、以下をすべて満たすデータに絞り込みを行った結果、データ総数は 1,735 となった。

- ・ 継続事例の場合は B 票の「問 1 相談通報受理日・時期・自治体 1) 相談・通報受理日」が各年度の 9 月 30 日以前
- ・ B 票の「問 13 調査対象年度末日での状況 2) 終結の理由、終結していない場合は年度末日での状況」が回答されている

#### 分析方法

B 票の「問 13 調査対象年度末日での状況 2) 終結の理由、終結していない場合は年度末日での状況」を終結事例・継続事例に分け、それぞれで形態素解析を用いて文章を分解した。形態素解析とは文章を言語上で意味を持つ最小単位（形態素）に分け、それぞれの品詞を判別することである。図表 71 に形態素解析の例を示す。

今後、モニタリング評価を予定。



|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 今 | 後 | 、 | モ | ニ | タ | リ | ン | グ | 評 | 価 | を | 予 | 定 | 。 |
| 名 | 詞 |   | 名 | 詞 |   | 名 | 詞 |   | 名 | 詞 |   | 助 | 詞 |   |
| 記 | 号 |   | 記 | 号 |   | 記 | 号 |   | 記 | 号 |   | 記 | 号 |   |

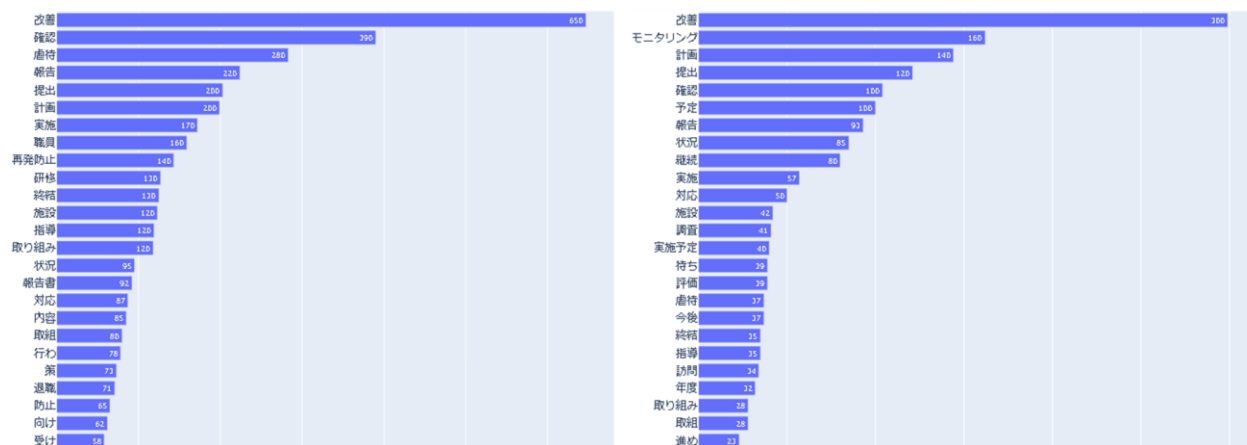
図表 71 形態素解析の例

本分析では MeCab の mecab-ipadic-neologd という辞書を用いて形態素解析を行った。辞書には「Y 字帯」「施設従事者」という高齢者虐待に関連する単語を新たに追加している。また名詞、動詞、形容詞、助動詞を対象とし、それ以外の品詞は除外した。また「あそこ」「あちら」等の指示語や「回」「箇所」等の単位など、分析上意味の薄い単語は別途除外した。

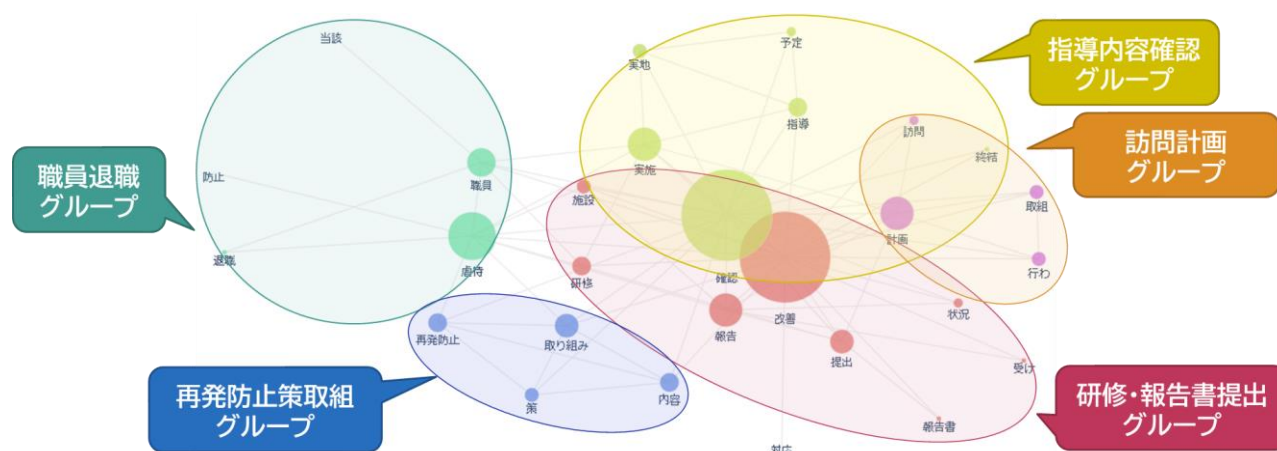
その後、終結理由・継続状況の全体像把握のため、形態素解析の結果を基に出現回数のカウントと共起ネットワークを用いたグルーピングを実施した。共起ネットワークは単語同士のつながりを可視化する手法であり、一緒に用いられることが多い単語を確認できる。そのため、どのような文章表現がよく用いられるかを推察することができる。

#### 分析結果と考察

出現回数の多い単語リストを図表 72 に示す。出現回数が最も多い単語は終結継続に関わらず「改善」であった。対して出現回数が 2 番目に多い単語は、終結事例は「確認」、継続事例は「モニタリング」となった。



図表 72 出現回数の多い単語（左：終結、右：継続）

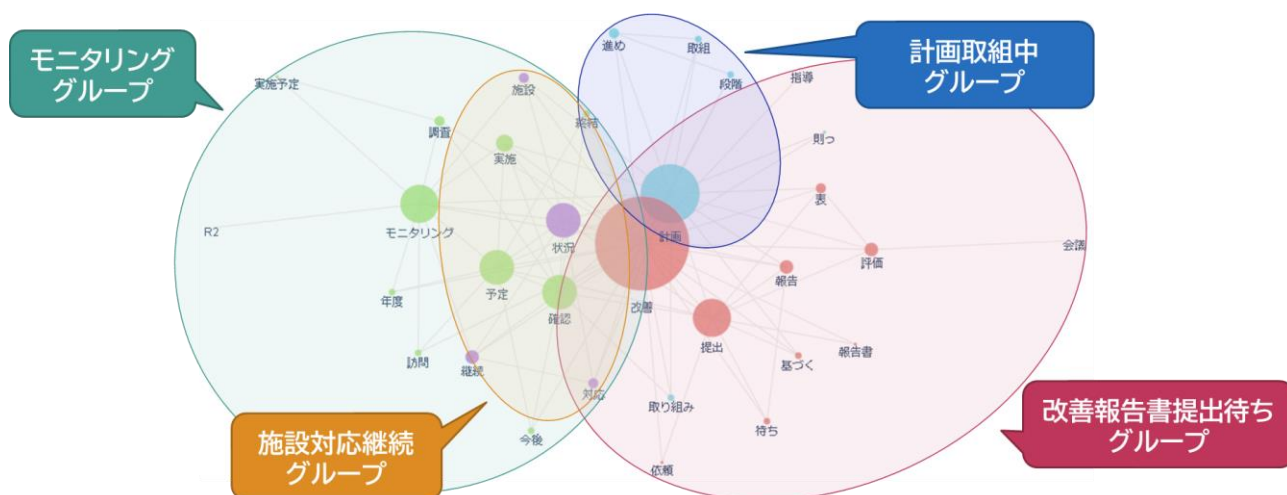


図表 73 終結事例の共起ネットワーク

終結事例の共起ネットワークとグルーピング結果を図表 73 に示す。グループとそこに含まれる単語の一例を以下にまとめる。

- ・ 研修・報告書提出グループ : 報告、研修
- ・ 再発防止策取組グループ : 再発防止、取り組み
- ・ 職員退職グループ : 職員、退職
- ・ 指導内容確認グループ : 確認、指導
- ・ 訪問計画グループ : 計画、訪問

上記の 5 グループから、終結した理由は大きく 5 つに分類できると考えられる。つまり現状、事例を終結させるかの判断基準として、研修の受講や報告書提出、再発防止策への取り組み、行政などによる指導内容の確認、訪問計画の有無などが用いられていると推測する。上記は現状の終結理由をまとめたものであるため、これらがあれば必ず終結する、という意味ではないことに注意が必要である。



図表 74 継続事例の共起ネットワーク

継続事例の共起ネットワークとグルーピング結果を図表 74 に示す。グループとその中に含まれる単語の一例を以下にまとめる。

- ・ 改善報告書提出待ちグループ : 提出、待ち
- ・ 計画取組中グループ : 計画、進め
- ・ 施設対応継続グループ : 継続、対応
- ・ モニタリンググループ : モニタリング、確認

上記の4グループから、継続した理由は4つに分類できると考えられる。さらに施設が改善計画等の取り組みを始める前と後で、継続した理由は大きく2つに分類できる。そのため現状で対応継続と判断する基準は、改善計画や改善報告書が未提出であったり、改善のための取組の進捗をモニタリングしたりしている状況だと推測する。

## (エ) 終結理由または継続理由のテキスト分析（C票・養護者による虐待）

### 使用したデータ

分析対象データとして令和2年度のC票を使用した。さらに、以下をすべて満たすデータに絞り込みを行った結果、データ総数は14,826となった。

- ・ 継続事例の場合はC票の「問1 相談通報受理日・時期・自治体 1) 相談・通報受理日」が2020年9月30日以前
- ・ C票の「問8 調査対象年度末日での状況 2) 終結した場合はその理由、対応継続の場合は年度末日での状況（記入）」が回答されている

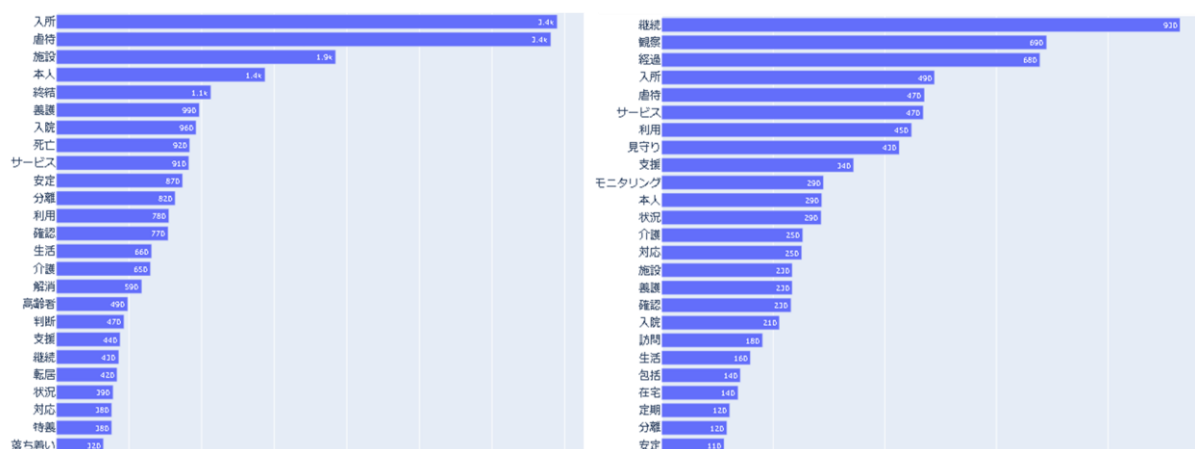
### 分析方法

C票の「問8 調査対象年度末日での状況 2) 終結した場合はその理由、対応継続の場合は年度末日での状況（記入）」を終結事例・継続事例に分け、それぞれで形態素解析を用いて文章を分解した。形態素解析は、B票と同様の方法で実施した。その後、B票と同様に、出現回数のカウントと共起ネットワークを用いたグルーピングを実施した。

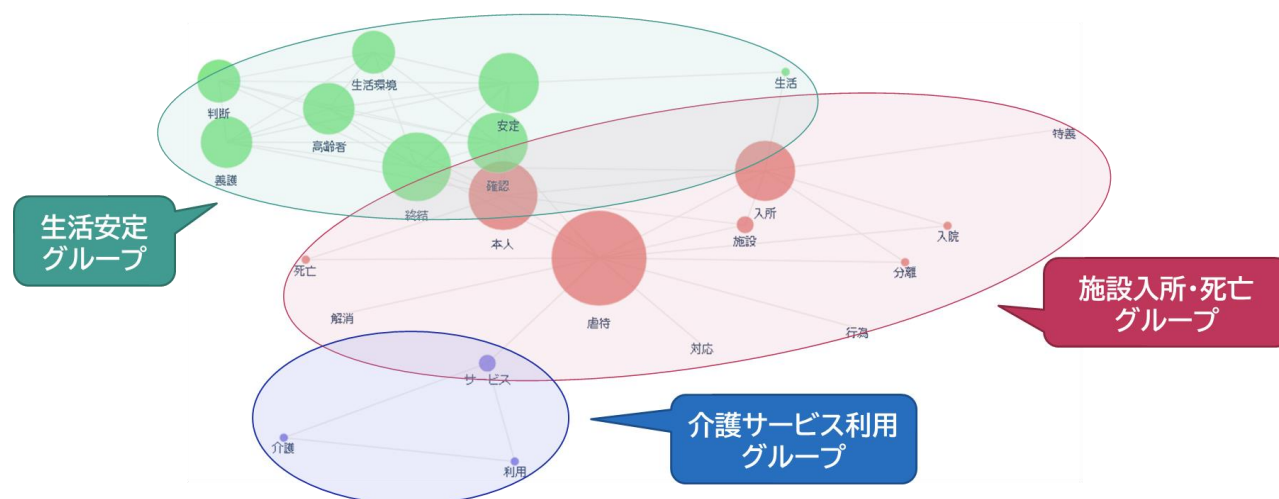


## 分析結果と考察

出現回数の多い単語リストを図表 75 に示す。終結事例では「入所」「虐待」「施設」、継続事例では「継続」「観察」「経過」の出現数が多かった。



図表 75 出現回数の多い単語（左：終結、右：継続）



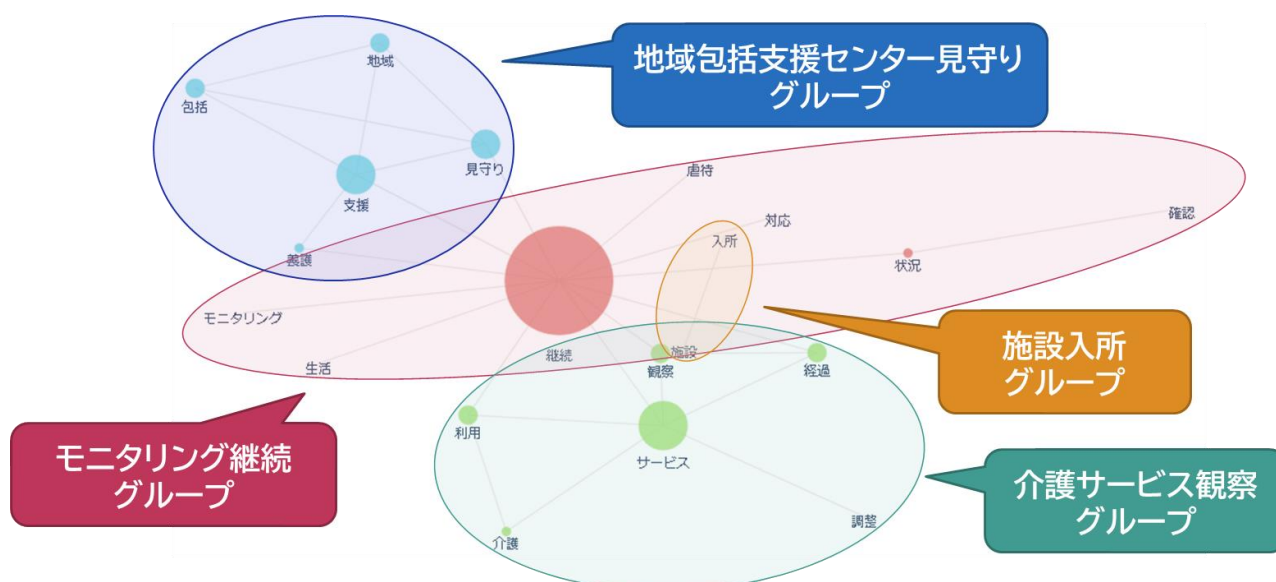
図表 76 終結事例の共起ネットワーク

終結事例の共起ネットワークとグルーピング結果を図表 76 に示す。グループとその中に含まれる単語の一例を以下にまとめる。

- ・ 施設入所・死亡グループ : 入所、死亡
- ・ 介護サービス利用グループ : サービス、利用
- ・ 生活安定グループ : 生活環境、安定

上記の 3 グループから、終結した理由は大きく 3 つに分類できると考えられる。つまり現状、事例を終結させるかの判断基準として、施設入所、介護サービス利用、生活安定化などが用いられていると推測する。上記は現状の終結理由をまとめたものであるため、これらがあれば必ず終結する、という意味ではないことに注意が必要である。





図表 77 継続事例の共起ネットワーク

継続事例の共起ネットワークとグルーピング結果を図表 77 に示す。グループとその中に含まれる単語の一例を以下にまとめる。

- ・ モニタリング継続グループ : 継続、モニタリング
- ・ 地域包括支援センター見守りグループ : 地域、見守り
- ・ 施設入所グループ : 施設、入所
- ・ 介護サービス観察グループ : サービス、観察

上記の4グループから、継続した理由は大きく4つに分類できると考えられる。さらに終結した理由と比較すると、施設入所や介護サービスなど重複しているグループが存在する。そのため施設入所・介護サービス利用を理由に終結と判断することはできない可能性が高く、入所・利用後も継続してモニタリングしてから終結としていると推察される。

## (6) テーマ⑤：虐待の具体的内容に関する分析

本節では、虐待の具体的な内容が記述された自由記述文のテキスト分析を行う。まずは似た内容の表現をまとめる名寄せを行う。次に、名寄せをしていない状態のテキストをテーマ④のテキスト分析と同じ手法で分析し、どのような表現が多く用いられているかといった特徴を調査する。

### (ア) 虐待内容の名寄せ

現場では通報の1件1件に対して虐待であるかどうかの判断を行っているが、虐待の具体的な内容は個別性の高いものであり、どこまでを虐待とみなすかの線引きは難しい。平成30年3月に厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」のマニュアルにいくつか例文は掲載されているものの、調査票にはそれよりも多岐にわたる内容が記述されている。そこで、過去に虐待と判定された事例の具体的なテキスト文を分析して例文として整理することで、判断の支援ができる可能性がある。ただし、虐待の事例の件数は、似た状況がないか逐一人が確認するには多すぎ、かつ似た状況が少しずつ異なる表現で書かれていることも多いため、そのままでは例文として使用がしづらい。そこで、似た内容の文章をまとめる名寄せを実施した。

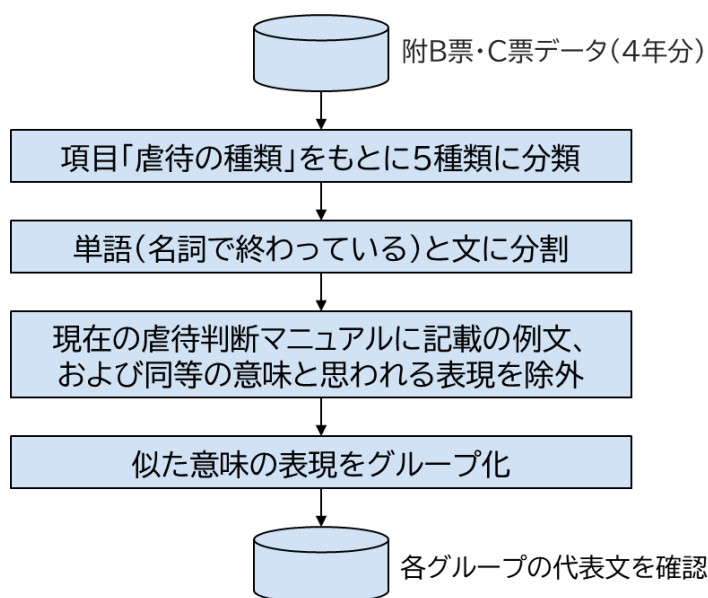
## 使用したデータと項目

附 B 票（従事者による虐待）の項目「附 3 虐待の種別・類型 3)具体的な虐待の内容(記入)」と、C 票（養護者による虐待）の項目「問 5 虐待の内容 2)具体的な虐待の内容(記入)」に記述された自由記述文について、それぞれ名寄せを行った。何らかのテキスト文が記入されたデータ数は附 B 票では 4,071、C 票では 66,030 であった。

## 分析方法

名寄せは図表 78 に示す手順で実施した。まず、対象のデータを、虐待の種類により 5 種類（身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）のそれぞれに分類した。事例によっては 1 つのテキスト文に複数の虐待の種類が付与されていることがあり、その場合は両方に分類した。

次に、それぞれのテキスト文を、単語（名詞表現で終わっているもの）と文章（それ以外）に分類した。これは、テキスト同士が似ているかどうかを比較する際に、テキストの長さやフォーマットがあまりに違っていると比較がしづらいためである。ここで、虐待内容を記述する項目については、回答時に典型的な虐待の文例がいくつか設けられており、それに当てはまる場合は文例の番号を記入するようになっているため、番号のみのテキストは以降の分析からは除いた。さらに、現在のマニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」にすでに記載されている例文、およびそれと同等の意味と思われる表現を削除した。典型例に近い事例は文例番号で吸収される形となっており、またマニュアルに記載されている文例も典型的なものであることから、本分析はそれら以外の文を対象とした名寄せとなる。



図表 78 名寄せの手順

以上の処理を行った後、5 種類の虐待の種類それぞれ、さらに単語と文章のそれぞれに対し、似た意味の表現のグループ化と代表文の抽出を行った。意味をどのように計算するかについては、テキストを処理する AI 技術である BERT を用いた。BERT は Google 社が開発したディープラーニングに基づく自然言語処理エンジンであり、文章の前後の文脈を考慮した処理ができるとされている。本分析では、BERT の一種である SentenceBERT と呼ばれるエンジンを用いて、単語と文章それぞれを数値ベクトルに変換した。数値ベクトルに変換することで、文章と

文章をベクトル間の距離という数値で比較できるようになり、値が近いベクトルをグループ化することで、意味の近い文章のグループ化を実現した。グループ化を行った後、同じグループに所属する文章のうち、他の文章との距離が最も短いものをそのグループの代表文として選定した。

## 分析結果

図表 79 に作成された単語・文章のグループ数を示す。処理前は 20,078 あった文・単語を、附 B 票では 449、C 票では 2,217、合計で 2,666 の代表文にまとめることができた。図表 80 にグループと代表文の例を示す。類似した意味の文章がまとめられており、他の文章と近い意味の代表文が選出できていることがわかる。抽出されたすべての代表文は付録に記載する。

|       | 附B票   |       |       |       |       | C票    |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 文の数   | グループ数 | 単語の数  | グループ数 |       | 文の数   | グループ数 | 単語の数  | グループ数 |
| 身体的虐待 | 1,221 | 157   | 567   | 67    | 身体的虐待 | 4,295 | 566   | 2,666 | 357   |
| 介護等放棄 | 316   | 36    | 188   | 20    | 介護等放棄 | 1,390 | 207   | 1,425 | 183   |
| 心理的虐待 | 654   | 86    | 343   | 45    | 心理的虐待 | 2,599 | 352   | 1,790 | 237   |
| 性的虐待  | 104   | 13    | 46    | 5     | 性的虐待  | 61    | 7     | 40    | 4     |
| 経済的虐待 | 59    | 9     | 61    | 11    | 経済的虐待 | 1,220 | 171   | 1023  | 133   |
| 合計    | 2,354 | 301   | 1,205 | 148   | 合計    | 9,565 | 1,303 | 6,944 | 914   |

図表 79 作成された単語・グループ数

### ★附B票：心理的虐待の例

- ・ 排せつ介助の際、利用者にも聞こえる声で「汚い」「臭い」と言う行為
- ・ 暴言(臭い、汚い等)
- ・ 汚いなどの発言
- ・ **臭い、汚いなど威圧的侮辱的な暴言**
- ・ 被虐待者にうるさい、汚いなどの暴言

### ★C票：経済的虐待の例

- ・ お金が正しく使われない
- ・ 不当な預貯金の使い込み
- ・ 不適切な金銭管理がある
- ・ **不適切な金銭管理をする**
- ・ 使途不明の入金の要求を毎月行ってくる
- ・ 年金の不当な使いこみ
- ・ 暴言及び年金を使い込み、必要な費用を支払わない
- ・ 本人のお金が本人のために正しく使われていない
- ・ 金銭管理を奪う
- ・ 関係者による金銭搾取の疑いありとして相談あり

※赤字は代表文

図表 80 グループと代表文の例

## (イ) 虐待内容のテキスト分析

### 使用したデータ

受領した調査票 4 年分の附 B 票および C 票を分析に使用した。データの総数は、附 B 票で 4,072 件、C 票で 18,244 件となった。

### 分析方法

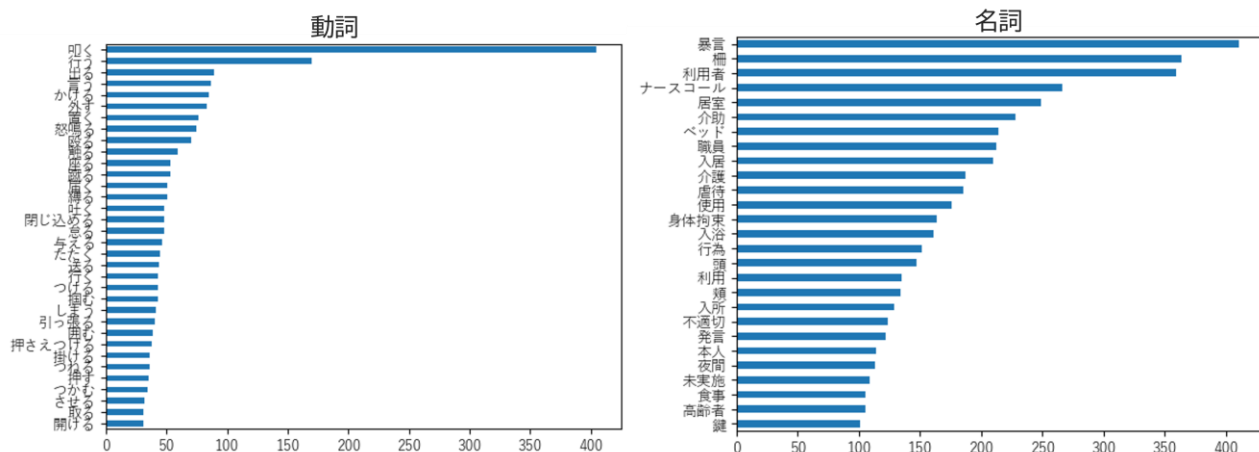
附 B 票「附 3 虐待の種別・類型 3)具体的な虐待の内容」および C 票「問 5 虐待の内容 2)具体的な虐待の内容」に記載されたテキストを分析に用いた。分析方法については、「3 (5) テーマ④：対応の進捗に関する分

析(ウ) 終結理由または継続理由のテキスト分析 (B 票) 」に記載の内容と同じ方法を用いた。

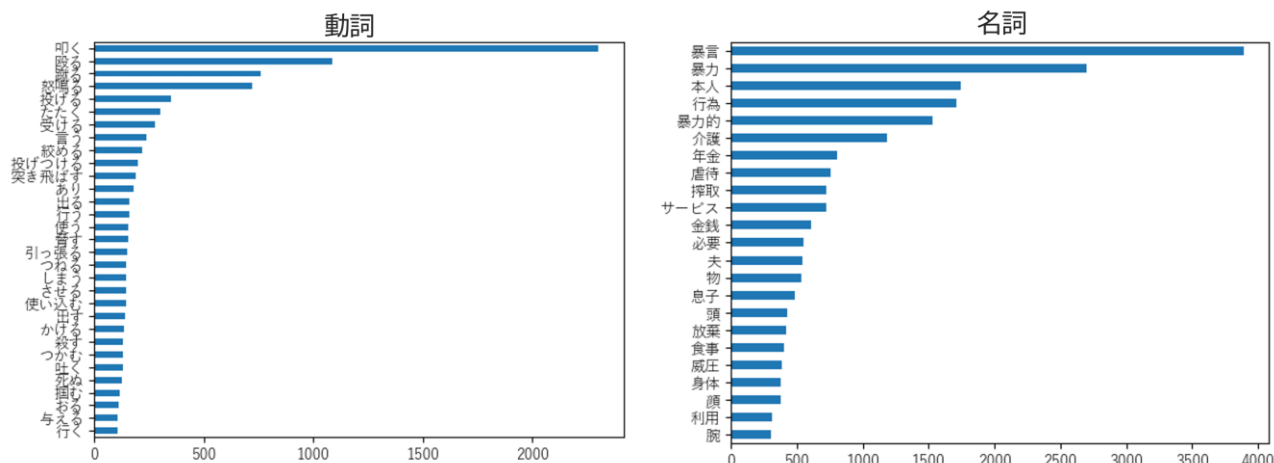
## 分析結果と考察

### ● 頻出単語の分析

形態素解析を行った後に、名詞・動詞・形容詞について頻出単語の抽出を行った。各品詞について、用いられる頻度が多い単語を、図表 81 および図表 82 に示す。附 B 票・C 票ともに、動詞では「叩く」「殴る」といった単語が上位になる。附 B 票(従事者による虐待)では、「暴言」や「柵」「ナースコール」といった身体拘束や介護等放棄に関わる単語がよく用いられていることがわかる。また、C 票(養護者による虐待)では、「暴言」「暴力」のほかに、「年金」「夫」「息子」といった単語が用いられている。



図表 81 附 B 票での具体的な虐待の内容でよく用いられている単語



図表 82 C 票での具体的な虐待の内容でよく用いられている単語

### ● 共起ネットワーク

図表 83 および図表 84 に、具体的な虐待の内容のテキストから生成した共起ネットワークを示す。一緒に用いられている回数が特に多いもののみを示しており、線が太いほどその回数が多いことを示している。共起ネットワークに含まれる単語を虐待の種別や内容ごとにグループ分けし、代表的な単語を選定すると以下ようになる。ここで単語のグループ分けは、各虐待種別での頻出単語をもとに行った。

#### 附 B 票

- 身体的虐待：叩く・柵・身体拘束

- C票

- 
- The diagram is a complex network graph illustrating the relationships between various types of abuse and neglect in nursing homes. The nodes represent specific incidents or concepts, and the lines represent the connections between them. The diagram is divided into six color-coded regions, each representing a category of abuse or neglect, with labels in Japanese:
- 経済的虐待 (Economic Abuse):** Includes nodes like 金銭 (Money), 虐待 (Abuse), 平手 (Palm), 頭 (Head), 搾取 (Exploitation), 入所 (Admission), 裸 (Nude), 言う (Say), グループ (Group), 送る (Send), 高齢者 (Elderly).
  - 身体的虐待 (暴力) (Physical Abuse (Violence)):** Includes nodes like 裸 (Nude), 言う (Say), グループ (Group), 送る (Send), 高齢者 (Elderly), 写真 (Photo), line, 入居者 (Resident), 行為 (Behavior), 屈 (Bend), 行 (Go), 制限 (Restriction), 置く (Put), 利用 (Use), ナースコール (Nurse Call), 鍵 (Key), 身体拘束 (Physical Restraint), ケアマネージャー (Care Manager), 利用 (Use), 扉 (Door), 設置 (Installation), 外す (Remove), ドア (Door), 伏座 (Seated).
  - 性的虐待 (写真共有) (Sexual Abuse (Photo Sharing)):** Includes nodes like 裸 (Nude), 言う (Say), グループ (Group), 送る (Send), 高齢者 (Elderly), 写真 (Photo), line, 入居者 (Resident), 行為 (Behavior), 屈 (Bend), 行 (Go), 制限 (Restriction), 置く (Put), 利用 (Use), ナースコール (Nurse Call), 鍵 (Key), 身体拘束 (Physical Restraint), ケアマネージャー (Care Manager), 利用 (Use), 扉 (Door), 設置 (Installation), 外す (Remove), ドア (Door), 伏座 (Seated).
  - 性的虐待 (写真) (Sexual Abuse (Photo)):** Includes nodes like 裸 (Nude), 言う (Say), グループ (Group), 送る (Send), 高齢者 (Elderly), 写真 (Photo), line, 入居者 (Resident), 行為 (Behavior), 屈 (Bend), 行 (Go), 制限 (Restriction), 置く (Put), 利用 (Use), ナースコール (Nurse Call), 鍵 (Key), 身体拘束 (Physical Restraint), ケアマネージャー (Care Manager), 利用 (Use), 扉 (Door), 設置 (Installation), 外す (Remove), ドア (Door), 伏座 (Seated).
  - 心理的虐待 (Psychological Abuse):** Includes nodes like 吐く (Vomit), 全身裸 (Full Body Nude), 写真撮影 (Photo Shooting), 壁 (Wall), ベッド (Bed), 強い (Strong), 4点 (4 Points), 胸 (Chest), 緊急 (Emergency), 検討 (Discussion), 出る (Exit), つまみ (Pick), 閉め (Close), ミット (Mitt), 囲み (Surround), 囲む (Surround), 柵 (Fence), 拘束 (Restraint), ドア (Door), 伏座 (Seated).
  - 介護等放棄 (未実施) (Neglect (Not Implemented)):** Includes nodes like 記録 (Record), 入浴 (Bathing), 実施 (Implementation), 2回 (2 Times), 未実施 (Not Implemented), 補助 (Assistance), 食事 (Meal), 発言 (Statement), 暴言 (Abusive Language), 胸 (Chest), 緊急 (Emergency), 検討 (Discussion), 出る (Exit), つまみ (Pick), 閉め (Close), ミット (Mitt), 囲み (Surround), 囲む (Surround), 柵 (Fence), 拘束 (Restraint), ドア (Door), 伏座 (Seated).
  - 介護等放棄 (制限) (Neglect (Restriction)):** Includes nodes like 記録 (Record), 入浴 (Bathing), 実施 (Implementation), 2回 (2 Times), 未実施 (Not Implemented), 補助 (Assistance), 食事 (Meal), 発言 (Statement), 暴言 (Abusive Language), 胸 (Chest), 緊急 (Emergency), 検討 (Discussion), 出る (Exit), つまみ (Pick), 閉め (Close), ミット (Mitt), 囲み (Surround), 囲む (Surround), 柵 (Fence), 拘束 (Restraint), ドア (Door), 伏座 (Seated).
- The diagram shows a high degree of interconnectedness between these categories, with many nodes and lines linking different types of abuse and neglect, suggesting that these issues often co-occur or are related in complex ways.

図表 83 附 B 票の具体的な虐待の内容のテキストによる共起ネットワーク







## 4 今年度の調査研究から得られた示唆と課題

### (1) 調査研究から得られた示唆

以下では、今年度の調査研究から得られたポイントを整理する。

#### (ア) 事例全体をグループに分類しそれぞれの特徴を抽出（テーマ①）

- ・ 従事者による虐待では、1 対 1 の事例、1 人の従事者による多数の虐待者事例、運営法人や組織運営・職員の課題が多い事例、職員の課題が多く深刻度が高い事例の 4 グループに分類できた。
- ・ 養護者による虐待では、介護負荷の高い被虐待者に対し分離した事例としなかった事例、介護負荷は低めで養護者の内部的要因が強い事例の 3 グループに分類できた。
- ・ 今後の分析でデータがさらに増えた場合や、自治体職員の判断を AI が支援する際には、グループごとにモデルを分けるなどの活用が考えられる。

#### (イ) 虐待への対応方法や事例の終結・継続に関わる要因を調査票から抽出（テーマ②、テーマ④）

- ・ 対応方法の違い、再発の有無の違い、終結・継続の違いに関連する要因を抽出した。
- ・ 要因の中には施設が実施する研修、地域における中核機関の立ち上げや体制整備など、自治体の取り組みに関連する項目も上がっており、今後の計画を立てる際に活用できる可能性がある。

#### (ウ) 緊急度と関連する指標、要因を調査票から抽出（テーマ②、テーマ③）

- ・ 単独指標では、通報者の種類や被虐待者の状態に関する項目を抽出した。
- ・ 要因の組み合わせでは、従事者の場合には経営層の現場の理解や職員の知識など様々な立場の要因を、養護者の場合には介護保険サービスの有無や通報人数などの要因を抽出した。
- ・ 深刻度が高い事例は、データが不足している、または自治体職員が深刻度判定時に用いている他の情報が不足しているなどの理由により現在のデータでは分析が難しいと考えられる。

#### (エ) 自由記述テキストを可視化し内容を分析（テーマ④、テーマ⑤）

- ・ 類似のテキストを名寄せすることで、虐待の具体例を人の目で確認できる量に集約した。
- ・ テキストに登場する単語同士の関係を分析することで、よく用いられる表現を可視化した。
- ・ そのままでは AI で分析できない自由記述テキストを扱うことができるようになったため、今後は抽出した内容をチェック項目に加えて分析したり、別の自由記述テキストを扱うことも可能になると考える。

### (2) 今後の分析に向けた課題

#### (ア) 令和 3 年度以降の調査票データを加えることで分析を深める

今年度実施した分析のうち、従事者による虐待への対応の違いや再発の有無の要因分析では、予測したい事例の絶対数が少ない、または古い調査票には項目がないなどの理由により、データが不足し十分な精度のモデルの構築ができなかった。これらに対し、今後の調査票データを蓄積してデータの絶対量を増やすことで、よりよい分析ができると考えられる。

#### (イ) 自治体で使用している帳票類を追加することで分析を深める

調査票には現場が持っている情報がすべて記載されているわけではないため、実際に対応方法を検討する際に判断材料として使用しているデータが不足している可能性が高い。そのため、自治体職員がケース対応に実際に使用している帳票類のデータを入手することで、より深い要因分析ができる可能性がある。

また、対応方法が適切であったかどうかに関する情報は調査票にはないため、そのようなデータを追加で収集する、または適切な対応をした場合の模擬データを作るなどして、目指すべき状態を元にした分析を行うことも重要と考えられる。

## 5 将来的なデータ活用案と令和 5 年度以降の調査研究に向けた提言

将来的なデータ活用案を提示し、それに向けて令和 5 年度実施すべき調査内容を提言する。

### (1) 高齢者虐待対応業務における将来的なデータ活用案

虐待対応における担当職員の異動等に伴うノウハウ蓄積が困難といった課題に対して、弊社が提案する AI 活用を通して虐待対応の標準化を実現し、業務の効率化、質の維持を実現することを目標とする。

具体的には、自治体や包括支援センター職員がケース対応時に行う虐待の有無や深刻度の判断、対応計画の策定において AI 技術等を用いて支援し、自治体業務の効率化、属人性の解消を目標とする。

また介護事業者が保有するケアプランに関するデータとの連携ができれば、課題にもあった虐待の早期発見にも貢献できると考えている。ケアプランの作成時にケアマネージャは要介護者へのヒアリングを通してアセスメントを行う。そのアセスメント結果は介護の初期段階での要介護者や養護者に関わる詳細情報である。これらのデータを活用して、ケアプラン策定のタイミングで虐待リスクを予測し、リスクが高いとされた世帯に注視していくことで、実際に虐待が発生していた場合、比較的早いタイミングで発見することが可能性なると考える。

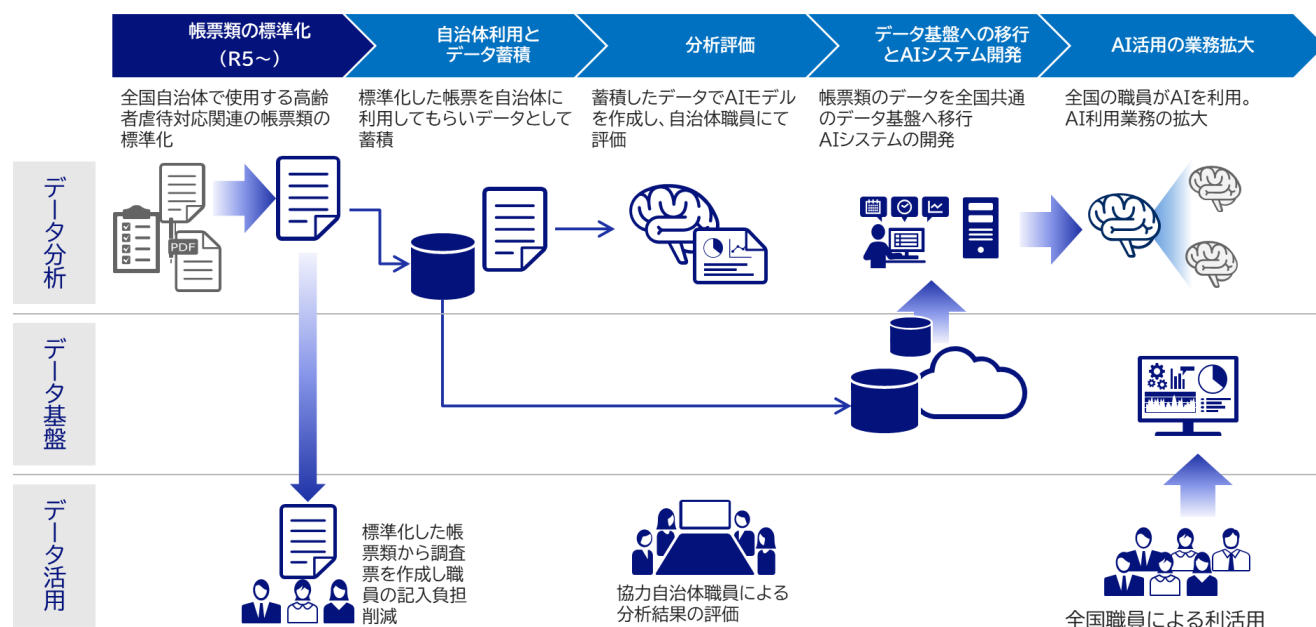
分析テーマの一覧を図表 85 に示す。

| テーマ案                    | 分析内容                                                                                                                                                                     | 想定アウトプット                                                                                   |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| テーマ①：<br>類似事例検索         | <ul style="list-style-type: none"><li>自治体職員が担当しているケースと類似した過去事例がないか、ケースの概要を入力して検索できるようにする。</li><li>過去のケースを表形式のデータで保存し、キーワードではなく文章ベースでの検索を実現することで精度の高い検索結果を提示する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>類似度が高い順に過去の類似ケースを複数提示</li></ul>                      |
| テーマ②：<br>虐待リスク推定        | <ul style="list-style-type: none"><li>相談・通報の内容を入力として、虐待の有無やリスクを予測する。</li><li>アセスメント結果を入力として、虐待の有無やリスクの予測をする。</li></ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>虐待である確率、リスクの推定値</li></ul>                            |
| テーマ③：<br>対応計画レコメンド      | <ul style="list-style-type: none"><li>アセスメント結果を入力として、分離の必要度や対応計画及び過去の類似事例のレコメンドをする。</li></ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>分離の必要度とその確率</li><li>対応計画案</li><li>過去の類似ケース</li></ul> |
| テーマ④：<br>ケアプラン策定時のリスク予測 | <ul style="list-style-type: none"><li>ケアマネージャがケアプランを策定する際のアセスメントデータとその結果のケアプランを入力として、虐待リスクを予測する。</li></ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"><li>虐待発生リスクの確率</li></ul>                                 |

図表 85 高齢者虐待対応におけるデータ活用案

上記のデータ活用案を実現していく上でのロードマップを図表 86 に記載する。課題としては、自治体で利用している各種帳票類が全国で標準化されていないこと、データとして蓄積されていないことが挙げられる。令和 5 年度以降は「(2)令和 5 年度以降の調査研究の提言」にあるように各種帳票類を標準化し、データとして蓄積していく事で試験的に AI モデルを作成・評価し有効性を確認する。具体的には以下のステップを想定している。

- データ分析を意識した帳票類の標準化と自治体での利用促進、及び帳票データの蓄積。
- 蓄積されたデータを使用した AI モデル作成による実証実験と、自治体による評価実施。
- 一定の有効性が実証された場合、全国の自治体が同機能を利用できるシステムを構築。
- さらに業務への AI 活用範囲を順次拡大し、職員の業務効率化、属人性の解消を実現。



図表 86 データ利活用のロードマップ

## (2) 令和 5 年度以降の調査研究の提言

「(1)高齢者虐待対応業務における将来的なデータ活用案」に記載した提案を実現するためには、帳票類の標準化及びデータ化による蓄積が必要である。令和 5 年度からは、老健局が実施する各種帳票の標準化をデータ分析の観点から支援していく。分析視点からの支援とは、虐待リスクを判定する AI を作成する上で、どの項目を目的変数とし、どの項目を説明変数とするか、さらに記入方式として尺度、連続値、自由記述のどれを採用するかといった視点から考察を行い提案する、というものである。

その取り組みの一環として、架空のケースをシミュレーションして作成された帳票類のデータ一式を確認し、どういったデータ加工・分析をすればどのようなアウトプットが可能かの分析設計を検討し、そこで得た知見を標準化の支援に活用していく。仮に自治体が記録している帳票類が借用できれば、匿名化の上データ内容を観察し、分析設計に活用する。

また標準化においては、毎年度実施している「高齢者虐待の実態把握等のための調査」における自治体職員の記載業務の負荷を軽減することを目的として、ケース対応時に記入した帳票を加工すれば調査への回答が出力される構成にする。

さらに今年度で実施した分析に令和 3 年度の調査結果データも追加することで分析結果の精度や解釈性の向上を目指す。

図表 87 に分析テーマの一覧を示す。

| テーマ案                           | 調査・分析内容                                                                                                                                                                                                                                                                             | 想定アウトプット                                                                                                                                      |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| テーマ①：<br>模擬データによる<br>分析設計・仮説作成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護者による虐待対応において、自治体で使用している各種帳票類について、模擬的に記載されたものを使用して将来的なデータ活用への適用可能性を確認する。（※自治体にて実際にケース内容を記録された帳票データを借用することができれば、そのデータを使用する。）</li> <li>・ テーマ②の帳票類標準化支援において、データ分析を視野に入れた帳票作成の示唆を得る。</li> </ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分析のためのデータ加工方法、分析手法、想定されるアウトプット案</li> <li>・ 帳票類作成支援における目的変数と説明変数の仮説</li> </ul>                        |
| テーマ②：<br>帳票類の標準化支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体で使用している各種帳票類の標準化において、テーマ①で得た知見と委員会やオブザーバー、自治体ヒアリングを通してデータ分析を視野に入れた記入項目案を提案する。</li> <li>・ 自治体ごとに使用している帳票の種類や記載項目には共通する項目もあれば、自治体独自の項目もある。そういった差分の扱いや、全国の自治体のサンプルをどれだけ収集できるかといった懸念事項もあり、本テーマは令和5年度以降も継続的に取り組んでいくテーマであると認識している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳票類標準化における記入項目・回答様式等の提案（テーマ①と連動して、どの項目を目的変数・説明変数にするとどういった結果が得られるか、といった分析設計を行う）</li> <li>・</li> </ul> |
| テーマ③：<br>調査票の改善支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査に使用する調査票についてテーマ②の標準化した帳票に基づいて作成する支援を行う。</li> </ul>                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマ②で標準化した帳票類から調査票に必要な事項を選定する。</li> <li>・ 職員が対応時に記入した帳票類からわずかな手順で調査票を作成できるようにする。</li> </ul>          |
| テーマ④：<br>調査票データの分析             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度と令和3年度の調査票の結果データを使用して今年度の調査研究事業で実施したデータ分析を再度実施し、データ増加による精度・解釈性の向上を目指す。</li> <li>・ 介護施設従事者による虐待に対する過去の改善指導内容とその後の再発率等のデータを使用して有効な改善計画等について分析する。</li> </ul>                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年分のデータを使用した分析結果</li> </ul>                                                                          |

図表 87 令和5年度の調査研究案

以上

## 付録 1. 全体傾向の分析で使用した項目一覧

設問項目(B票・附B票)

| 番号  | 設問           | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問 6 | 2) サービス種別    | a) 特別養護老人ホーム<br>b) 介護老人保健施設<br>c) 介護医療院・介護療養型医療施設<br>d) 認知症対応型共同生活介護<br>e) (住宅型)有料老人ホーム<br>f) (介護付き)有料老人ホーム<br>g) 小規模多機能型居宅介護<br>h) 軽費老人ホーム<br>i) 養護老人ホーム<br>j) 短期入所施設<br>k) 訪問介護等<br>l) 通所介護等<br>m) 居宅介護支援等<br>n) その他                                             |
|     | 4-2) 運営法人の課題 | a) 経営層の倫理観・理念の欠如<br>b) 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足<br>c) 経営層の現場の実態の理解不足<br>d) 業務環境変化への対応取組が不十分<br>e) 不安定な経営状態 f) その他                                                                                                                                                       |
|     | 4-3) 組織運営の課題 | a) 介護方針の不適切さ<br>b) 高齢者へのアセスメントが不十分<br>c) チームケア体制・連携体制が不十分<br>d) 虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分<br>e) 事故や苦情対応の体制が不十分<br>f) 開かれた施設・事業所運営がなされていない<br>g) 業務負担軽減に向けた取組が不十分<br>h) 職員の指導管理体制が不十分<br>i) 職員研修の機会や体制が不十分<br>j) 職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい<br>k) 職員が相談できる体制が不十分<br>l) その他 |
|     | 4-4) 職員の課題   | a) 職員の倫理観・理念の欠如<br>b) 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足<br>c) 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足<br>d) 職員の業務負担の大きさ<br>e) 職員のストレス・感情コントロール<br>f) 職員の性格や資質の問題<br>g) 待遇への不満<br>h) その他                                                                                               |
|     | 4-5) 被虐待者の状況 | a) 介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回<br>b) 認知症による BPSD(行動・心理症状)がある<br>c) 医療依存度が高い<br>d) 意思表示が困難<br>e) 職員に暴力・暴言を行う<br>f) 他の利用者とのトラブルが多い<br>g) その他                                                                                                                                 |
|     | 5) 過去の指導等    | 5)-1 当該施設等における過去の虐待の有無<br>5)-2 当該施設等に対する過去の指導等の有無                                                                                                                                                                                                                  |



設問項目(B票・附B票) 続き

| 番号   | 設問             | 回答                         |
|------|----------------|----------------------------|
| 問 7  | 1) 施設に対する指導    | 有/無、<br>実施主体<br>(市町村、都道府県) |
|      | 2) 改善計画の提出依頼   |                            |
|      | 3) 注意・指導       |                            |
| 問 8  | 1) 報告徴収        |                            |
|      | 2) 改善勧告        |                            |
|      | 3) 公表          |                            |
|      | 4) 改善命令        |                            |
|      | 5) 指定効力停止      |                            |
|      | 6) 指定取消        |                            |
|      | 7) 現在対応中       |                            |
| 問 9  | 1) 報告徴収        |                            |
|      | 2) 改善命令        |                            |
|      | 3) 事業制限        |                            |
|      | 4) 認可取り消し      |                            |
|      | 5) 現在対応中       |                            |
| 問 10 | 1) 改善計画の提出     | 有/無                        |
|      | 2) 法に基づく勧告への対応 |                            |
| 問 11 | 1) 施設訪問        | 有/無                        |
|      | 2) 施設からの報告     |                            |
| 問 13 | 1) 対応状況        | 終結/継続                      |

設問項目(C票)

| 番号  | 設問           | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問 4 | 3) 被虐待者の人数   | a) 介護疲れ・介護ストレス<br>b) 虐待者の介護力の低下や不足<br>c) 孤立・補助介護者の不在等<br>d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー<br>e) 知識や情報の不足<br>f) 理解力の不足や低下<br>g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感<br>h) 障害・疾病<br>i) 精神状態が安定していない<br>j) 性格や人格(に基づく言動)<br>k) ひきこもり<br>l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係<br>m) 飲酒<br>n) ギャンブル<br>o) その他 |
|     | 4) 虐待者の人数    |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | 6)-2 虐待者側の要因 |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | 6)-3 被虐待者の状況 |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | 6)-4 家庭の要因   |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|     |                       |                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 6)-5 その他              | a) ケアサービスの不足の問題<br>b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題                                                                                                  |
| 問 5 | 1) 虐待の種別・類型<br>※複数選択可 | a) 身体的虐待<br>b) 介護・世話の放棄、放任<br>c) 心理的虐待<br>d) 性的虐待<br>e) 経済的虐待                                                                                 |
|     | 3) 虐待の深刻度             | 1/2/3/4/5                                                                                                                                     |
|     |                       |                                                                                                                                               |
| 問 6 | 1) 被虐待者の性別            | 男/女/その他                                                                                                                                       |
|     | 2) 被虐待者の年齢            | 5 歳刻み                                                                                                                                         |
|     | 3) 介護保険の申請            | 未申請/申請中/認定済み/自立                                                                                                                               |
|     | 4) 要介護度               | 自立～要介護 5                                                                                                                                      |
|     | 5) 日常生活自立度            | 自立～自立度 M                                                                                                                                      |
|     | 6) 寝たきり度              | 自立～C                                                                                                                                          |
|     | 7) 介護保険サービス           | 利用中/過去に利用/利用無/不明                                                                                                                              |
|     | 8) 虐待者との同居・別居         |                                                                                                                                               |
|     | 9) 家族形態               | 単独世帯、子と同居、等から選択                                                                                                                               |
|     | 11) 虐待者続柄             |                                                                                                                                               |
| 問 7 | 11) 虐待者年齢             | 10 歳刻み                                                                                                                                        |
|     | 1) 分離の有無              | 有/無                                                                                                                                           |
|     | 2-1) 分離内容             | a) 契約による介護保険サービスの利用<br>b) 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置<br>c) 緊急一時保護<br>d) 医療機関への一時入院<br>e) a～d)以外の住まい・施設等の利用<br>f) 虐待者を高齢者から分離(転居等)<br>g) その他      |
|     | 2-2) 面会制限             | 有/無                                                                                                                                           |
|     | 3-1) 経過観察以外の対応        | 有/無                                                                                                                                           |
|     | 3-2) 経過観察以外の対応内容      | a) 養護者に対する助言・指導<br>b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加<br>c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用<br>d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し<br>e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用<br>f) その他 |
|     | 4-1) 成年後見制度利用の開始      | 開始済み/手続き中/なし                                                                                                                                  |
|     | 4-2) 市町村長申立の有無        | 有/無                                                                                                                                           |
|     | 4-3) 日常生活自立支援事業利用の開始  | 有/無                                                                                                                                           |
|     |                       |                                                                                                                                               |
| 問 8 | 1) 対応状況               | 継続/終結                                                                                                                                         |

## 設問項目(D 票)

| 分類         | 設問                       |
|------------|--------------------------|
| 広報・普及啓発    | 1)住民への周知                 |
|            | 2)高齢者虐待に関する研修            |
|            | 3)住民への啓発活動               |
|            | 4)高齢者虐待防止法について周知         |
|            | 5)高齢者虐待防止法について周知         |
|            | 6)独自の高齢者虐待防止のマニュアル作成     |
| ネットワーク構築   | 構築への取組(民生委員、住民、社会福祉協議会等) |
|            | 構築への取組(介護保険サービス事業者等)     |
|            | 構築への取組(行政機関、法律関係者、医療機関等) |
| 行政連携       | 申立円滑化のための役所・役場内の体制強化     |
|            | 中核機関の立ち上げ・体制整備           |
|            | 警察署担当者との協議               |
|            | 関係機関との調整                 |
|            | 支援円滑化のための役所・役場内の体制強化     |
|            | 関係機関との連携強化               |
| 相談・支援、事後検証 | 相談、指導または助言               |
|            | 早期発見の取組や相談等              |
|            | 事後検証                     |

## 付録 2. ストップワード

|        |        |        |     |      |
|--------|--------|--------|-----|------|
| ・ あそこ  | ・ しょう  | ・ はるか  | ・ 火 | ・ 界  |
| ・ あたり  | ・ すか   | ・ ひと   | ・ 水 | ・ 会  |
| ・ あちら  | ・ ずつ   | ・ ひとつ  | ・ 木 | ・ 首  |
| ・ あっち  | ・ すね   | ・ ふく   | ・ 金 | ・ 男  |
| ・ あと   | ・ すべて  | ・ ぶり   | ・ 土 | ・ 女  |
| ・ あな   | ・ ぜんぶ  | ・ ベつ   | ・ 国 | ・ 別  |
| ・ あなた  | ・ そう   | ・ へん   | ・ 都 | ・ 話  |
| ・ あれ   | ・ そこ   | ・ ペん   | ・ 道 | ・ 私  |
| ・ いくつ  | ・ そちら  | ・ ほう   | ・ 府 | ・ 屋  |
| ・ いつ   | ・ そっち  | ・ ほか   | ・ 県 | ・ 店  |
| ・ いま   | ・ そで   | ・ まさ   | ・ 市 | ・ 家  |
| ・ いや   | ・ それ   | ・ まし   | ・ 区 | ・ 場  |
| ・ いろいろ | ・ それぞれ | ・ まとも  | ・ 町 | ・ 等  |
| ・ うち   | ・ それなり | ・ まま   | ・ 村 | ・ 見  |
| ・ おおまか | ・ たくさん | ・ みたい  | ・ 各 | ・ 際  |
| ・ おまえ  | ・ たち   | ・ みつ   | ・ 第 | ・ 観  |
| ・ おれ   | ・ たび   | ・ みなさん | ・ 方 | ・ 段  |
| ・ がい   | ・ ため   | ・ みんな  | ・ 何 | ・ 略  |
| ・ かく   | ・ だめ   | ・ もと   | ・ 的 | ・ 例  |
| ・ かたち  | ・ ちゃ   | ・ もの   | ・ 度 | ・ 系  |
| ・ かやの  | ・ ちゃん  | ・ もん   | ・ 文 | ・ 論  |
| ・ から   | ・ てん   | ・ やつ   | ・ 者 | ・ 形  |
| ・ がら   | ・ とおり  | ・ よう   | ・ 性 | ・ 間  |
| ・ きた   | ・ とき   | ・ よそ   | ・ 体 | ・ 地  |
| ・ くせ   | ・ どこ   | ・ わけ   | ・ 人 | ・ 員  |
| ・ ここ   | ・ どこか  | ・ わたし  | ・ 他 | ・ 線  |
| ・ こっち  | ・ ところ  | ・ ハイ   | ・ 今 | ・ 点  |
| ・ こと   | ・ どちら  | ・ 上    | ・ 部 | ・ 書  |
| ・ ごと   | ・ どうか  | ・ 中    | ・ 課 | ・ 品  |
| ・ こちら  | ・ どちら  | ・ 下    | ・ 係 | ・ 力  |
| ・ ごっちゃ | ・ どれ   | ・ 字    | ・ 外 | ・ 法  |
| ・ これ   | ・ なか   | ・ 年    | ・ 類 | ・ 感  |
| ・ これら  | ・ なかば  | ・ 月    | ・ 達 | ・ 作  |
| ・ ごろ   | ・ なに   | ・ 日    | ・ 気 | ・ 元  |
| ・ さまざま | ・ など   | ・ 時    | ・ 室 | ・ 手  |
| ・ さらい  | ・ なん   | ・ 分    | ・ 口 | ・ 数  |
| ・ さん   | ・ はじめ  | ・ 秒    | ・ 誰 | ・ 彼  |
| ・ しかた  | ・ はず   | ・ 週    | ・ 用 | ・ 彼女 |

|     |      |       |       |
|-----|------|-------|-------|
| ・ 子 | ・ 歳  | ・ 自分  | ・ する  |
| ・ 内 | ・ 目  | ・ ヲ所  | ・ いる  |
| ・ 楽 | ・ 通  | ・ カ所  | ・ ある  |
| ・ 喜 | ・ 面  | ・ カ所  | ・ れる  |
| ・ 怒 | ・ 円  | ・ 箇所  | ・ せる  |
| ・ 哀 | ・ 玉  | ・ ヲ月  | ・ られる |
| ・ 輪 | ・ 枚  | ・ カ月  | ・ なる  |
| ・ 頃 | ・ 前  | ・ カ月  | ・ 等   |
| ・ 化 | ・ 後  | ・ 箇月  | ・ よう  |
| ・ 境 | ・ 左  | ・ 名前  | ・ )   |
| ・ 俺 | ・ 右  | ・ 本当  | ・ ない  |
| ・ 奴 | ・ 次  | ・ 確か  | ・ できる |
| ・ 高 | ・ 先  | ・ 時点  | ・ し   |
| ・ 校 | ・ 春  | ・ 全部  | ・ れ   |
| ・ 婦 | ・ 夏  | ・ 関係  | ・ さ   |
| ・ 伸 | ・ 秋  | ・ 近く  | ・ い   |
| ・ 紀 | ・ 冬  | ・ 方法  | ・ でき  |
| ・ 誌 | ・ 一  | ・ 我々  | ・ あり  |
| ・ レ | ・ 二  | ・ 違い  | ・ おり  |
| ・ 行 | ・ 三  | ・ 多く  | ・ なさ  |
| ・ 列 | ・ 四  | ・ 扱い  | ・ られ  |
| ・ 事 | ・ 五  | ・ 新た  | ・ /   |
| ・ 士 | ・ 六  | ・ その後 | ・ .   |
| ・ 台 | ・ 七  | ・ 半ば  | ・ た   |
| ・ 集 | ・ 八  | ・ 結局  | ・ な   |
| ・ 様 | ・ 九  | ・ 様々  | ・ なっ  |
| ・ 所 | ・ 十  | ・ 以前  | ・ で   |
| ・ 歴 | ・ 百  | ・ 以後  | ・ なり  |
| ・ 器 | ・ 千  | ・ 以降  |       |
| ・ 名 | ・ 万  | ・ 未満  |       |
| ・ 情 | ・ 億  | ・ 以上  |       |
| ・ 連 | ・ 兆  | ・ 以下  |       |
| ・ 毎 | ・ 下記 | ・ 幾つ  |       |
| ・ 式 | ・ 上記 | ・ 毎日  |       |
| ・ 簿 | ・ 時間 | ・ 自体  |       |
| ・ 回 | ・ 今回 | ・ 向こう |       |
| ・ 匹 | ・ 前回 | ・ 何人  |       |
| ・ 個 | ・ 場合 | ・ 手段  |       |
| ・ 席 | ・ 一つ | ・ 同じ  |       |
| ・ 束 | ・ 年生 | ・ 感じ  |       |

---

令和 4 年度 老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）

**自治体による高齢者虐待対応の平準化に資する A I の活用に関する  
調査研究事業報告書**

2023（令和 5）年 3 月

日本電気株式会社

〒108-8001 東京都港区芝五丁目 7-1  
TEL 03-3454-1111

禁無断転載

---